

# 北名古屋市障害者計画・障害福祉計画

【素案】



平成26年12月

北名古屋市

# 目次

|  |            |
|--|------------|
| <b>第1章 計画の背景と趣旨</b>                    | <b>1</b>   |
| 1. 計画策定の背景及び趣旨                         | 1          |
| 2. 計画の期間                               | 4          |
| <b>第2章 現状と課題</b>                       | <b>5</b>   |
| 1. 障害を有する人の人数の推移                       | 5          |
| 2. 第3期障害福祉計画の実績評価                      | 6          |
| 3. 関係者等の意見（アンケート調査及びインタビュー調査より）        | 16         |
| 4. 計画課題                                | 45         |
| <b>第3章 計画の基本理念</b>                     | <b>49</b>  |
| 1. 計画の基本理念・基本原則                        | 49         |
| 2. 障害を有する人の人数の将来推計                     | 50         |
| 3. 計画の施策体系                             | 51         |
| <b>第4章 障害者施策全般の展開</b>                  | <b>54</b>  |
| 1. 情報・コミュニケーション                        | 54         |
| 2. 保健・医療                               | 58         |
| 3. 教育・育成                               | 63         |
| 4. 雇用・就業                               | 69         |
| 5. 生活支援                                | 72         |
| 6. 生活環境                                | 82         |
| 7. 広報・啓発                               | 85         |
| <b>第5章 サービス提供体制の確保に関する目標等の設定</b>       | <b>89</b>  |
| 1. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方              | 89         |
| 2. 平成29年度の目標値（成果目標）                    | 90         |
| 3. 障害福祉サービス及び相談支援等の見込量及び確保のための方策（活動指標） | 94         |
| 4. 地域生活支援事業の実施に関する事項                   | 102        |
| <b>第6章 計画の達成状況の点検及び評価</b>              | <b>107</b> |
| 1. 点検及び評価の基本的な考え方                      | 107        |
| 2. 点検及び評価体制                            | 107        |
| 3. 点検及び評価結果の周知                         | 107        |
| <b>資料</b>                              | <b>108</b> |
| 1. 計画策定の経過                             | 108        |
| 2. 北名古屋市障害者計画・障害福祉計画策定委員会              | 108        |
| 3. 用語解説                                | 108        |

# 第1章 計画の背景と趣旨

## 1. 計画策定の背景及び趣旨

本市は、障害を有する人が地域で安全に、安心して暮らせるまちを目指して、地域の実態や障害を有する人のニーズに見合った障害者施策を計画的に展開するため、平成23年3月に「北名古屋市障害者計画・（第3期）障害福祉計画」を策定しました。

そして今回、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」の改定時期に当たり、第3期（平成24年度～平成26年度）計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直しを行います。

また、国の基本指針の見直しの内容や尾張中部福祉圏域障害者支援協議会が平成24年に実施した「重複障害児者の地域生活に関する実態調査」の結果等、関係する指針や調査結果を踏まえて、第4期（平成27年度～平成29年度）計画を策定します。

さらに、障害者基本法に基づく障害者計画については、前述の障害福祉計画とともに、国の第3次障害者基本計画（平成25年度～平成29年度）の内容を踏まえて、改定を行っていきます。

なお、基本的な考え方は、次のようになります。

### ◆基本的な考え方

- 1 障害福祉計画は、国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第3期（平成24年度～平成26年度）計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し
- 2 障害者計画は、国の障害者基本計画（第3次計画 平成25年度～平成29年度）の内容を踏まえて改定

### 【国の法改正等の動向】

| 時期     | 主な法改正等  |
|--------|---|
| 平成24年度 | ● 障害者虐待防止法施行、障害者総合支援法成立                                     |
| 平成25年度 | ● 障害者総合支援法施行<br>● 障害者差別解消法成立<br>● 第3次障害者基本計画（計画期間25～29年度）公表 |
|        | }   |
| 平成28年度 | ● 障害者差別解消法施行  |

【第4期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しの主なポイント】

| 事項                                 | ポイント  |
|------------------------------------|---|
| <p>(1) 計画の作成プロセス等に関する事項</p>        | <p>○PDCAサイクルの導入（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。</li> <li>・中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。</li> </ul>  |
| <p>(2) 成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）</p> | <p>①福祉施設から地域生活への移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行。</li> <li>・施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減。</li> </ul> <p>②精神科病院から地域生活への移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院後3か月時点の退院率を64%以上とする。（平成21年から23年の平均58.4%）</li> <li>・入院後1年時点の退院率を91%以上とする。（平成21年から23年の平均87.7%）</li> <li>・1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少。</li> </ul> <p>③地域生活支援拠点等の整備（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備。</li> </ul> <p>④福祉から一般就労への移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする。</li> <li>・就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加。</li> <li>・就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。（平成23年度実績27.1%）</li> </ul> |
| <p>(3) その他の事項</p>                  | <p>○障害児支援体制の整備（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法に基づく障害児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。</li> </ul> <p>○計画相談の充実、研修の充実等</p>  |

## 【国の第3次障害者基本計画の特徴】

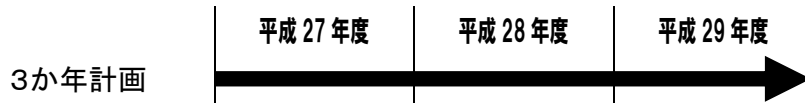
障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画

| 事項               | 概要（特徴）   |
|------------------|--|
| ①障害者施策の基本原則等の見直し | 障害者基本法改正(平成23年)を踏まえ施策の基本原則を見直し(①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調)<br>また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記  |
| ②計画期間の見直し        | 制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年(平成25年度～平成29年度)に見直し  |
| ③施策分野の新設         | 障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定(平成25年)等を踏まえ、以下の3つの分野を新設<br><b>【安全・安心】</b><br>防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等<br><b>【差別の解消及び権利擁護の推進】</b><br>障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止等<br><b>【行政サービス等における配慮】</b><br>選挙等及び司法手続等における配慮等   |
| ④既存分野の施策の見直し     | 基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実</li> <li>・ 精神障害者の地域移行の推進</li> <li>・ 新たな就学先決定の仕組みの構築</li> <li>・ 障害者雇用の促進及び就労支援の充実</li> <li>・ 優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ</li> <li>・ 障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進等</li> </ul> |
| ⑤成果目標の設定         | 計画の実効性を確保するため、合計45の事項について成果目標を設定   |
| ⑥計画の推進体制の強化      | 障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進  |

## 2. 計画の期間

本計画は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の期間（平成27年度から平成29年度）の3年間とします。

図表 1 計画の期間



## 第2章 現状と課題

### 1. 障害を有する人の人数の推移

本市では、平成26年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が2,400人、療育手帳所持者が469人、精神障害者保健福祉手帳所持者が442人、これら手帳所持者の合計（重複障害を有する人を含むため、延べ人数）は3,311人で、総人口（住民基本台帳平成26年4月1日現在83,290人）に占める手帳所持者の割合は4.0%となっています。

また、自立支援医療受給者（精神）は1,046人となっています。

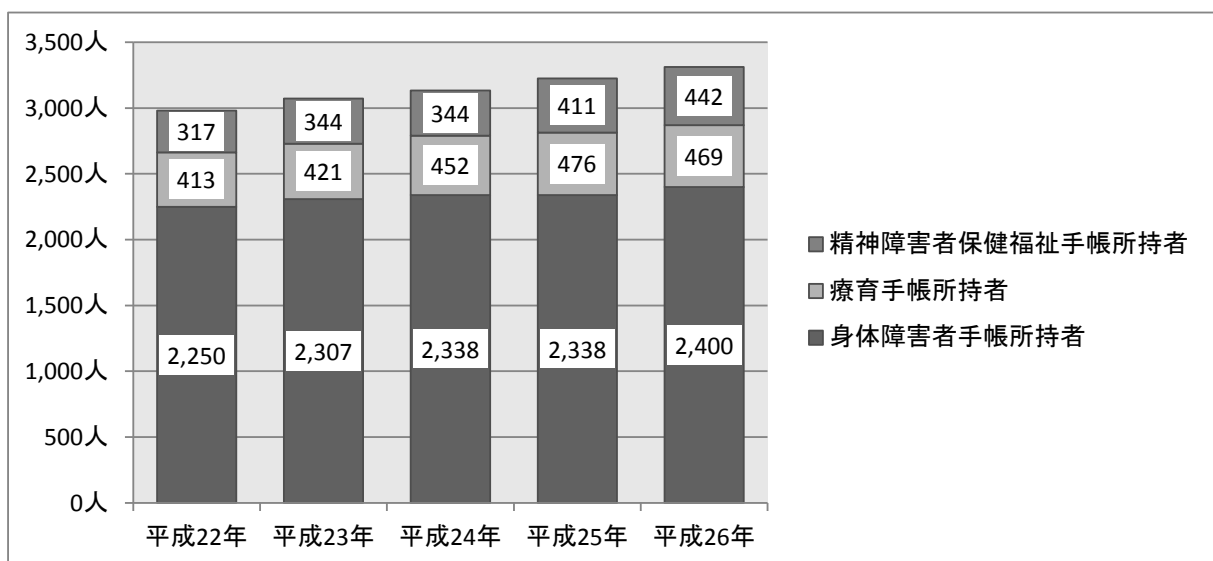
過去5年の推移は、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳は増加傾向が続く一方、療育手帳と自立支援医療受給者（精神）は、平成25年から平成26年にかけて微減となっています。

図表 2 障害者手帳所持者数及び自立支援医療受給者数の推移 [単位：人]

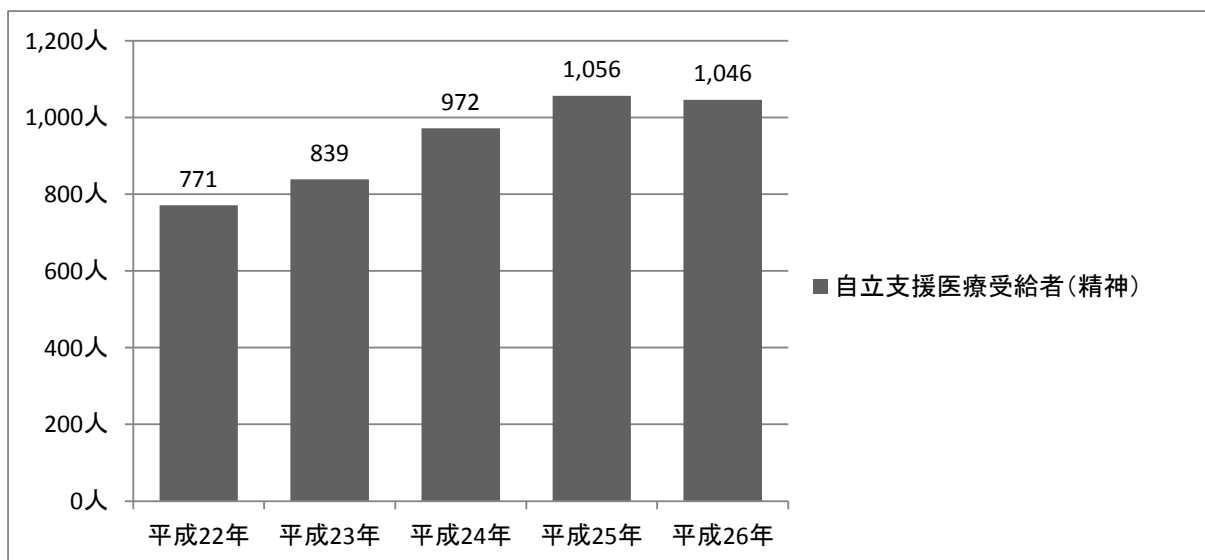
| 区分 \ 年         | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 身体障害者手帳所持者     | 2,250   | 2,307   | 2,338   | 2,338   | 2,400   |
| 療育手帳所持者        | 413     | 421     | 452     | 476     | 469     |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 317     | 344     | 344     | 411     | 442     |
| 手帳所持者数 合計      | 2,980   | 3,072   | 3,134   | 3,225   | 3,311   |
| 自立支援医療受給者(精神)  | 771     | 839     | 972     | 1,056   | 1,046   |

（各年4月1日現在） ※手帳の重複所持者はそれぞれに含む

図表 3 各手帳所持者数等の推移



図表 4 自立支援医療受給者数の推移



## 2. 第3期障害福祉計画の実績評価

本計画の策定に当たって、第3期計画で掲げた平成26年度目標値の進捗状況とともに、障害福祉サービス等の計画見込量に対する実績を評価します。

### (1) 平成26年度目標値の進捗状況

障害福祉計画では、障害を有する人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成26年度を目標年度として、4つの目標値を設定しています。

なお、第3期計画で掲げた目標と平成26年度までの実績は、次のとおりです。



## 目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行数については、第3期計画で見込んだ目標数5人に対して、平成26年度現在までの移行実績は2人という状況です。

県の調査によると、県全体での平成25年度中の移行実績は37人で、そのうち8割以上(31人)がグループホームや福祉ホーム等への移行となっていることから、目標未達の主な要因としては、グループホーム等の不足があるものと推測されます。

### 【目標】

| 事 項                                | 数 値  |             | 備 考   |
|------------------------------------|------|-------------|---|
| 第1期障害福祉計画策定時点の施設入所者数<br>平成17年10月時点 | 33 人 | (A)         | ※身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)の入所者数の計 |
| 目標年度入所者数                           | 61 人 | (B)         | 平成26年度末の見込み   |
| 増減見込み目標値                           | 28 人 |             | (B)-(A)の値   |
| 第1期(平成18～20年度)における地域移行数            | 0 人  | 移行率(0.0%)   | 第1期において施設入所からグループホーム等へ移行した人の数                           |
| 第2期(平成21～23年度)における地域移行数            | 2 人  | 移行率累計(6.1%) | 第2期において施設入所からグループホーム等への移行した人の数                          |
| 第3期(平成24～26年度)における地域移行数            | 3 人  |             | 第3期において施設入所からグループホーム等への移行を目指す人の数                        |
| 地域移行目標数 合計                         | 5 人  | 移行率(15.2%)  | 平成26年度末までに施設入所からグループホーム等への移行を目指す人の数の合計                  |

### 【実績】

| 事 項                     | 数 値 |           | 備 考  |
|-------------------------|-----|-----------|--|
| 第3期(平成24～26年度)における地域移行数 | 0 人 |           | 第3期において施設入所からグループホーム等への移行を目指す人の数               |
| 地域移行数 合計                | 2 人 | 移行率(6.1%) | 平成26年度末までに施設入所からグループホーム(共同生活援助)等への移行を目指す人の数の合計 |

## 目標2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行数については、平成26年度中の一般就労への移行者数を4人とする目標値を設定しており、平成25年度の実績は4人と、目標値を達成しています。

県の調査によると、平成25年度実績の4人のうち3人は、市外の就労移行支援事業所の利用者で、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターを通じて、職場適用援助者（ジョブコーチ）を利用し、一般就労への移行に至っているほか、残りの1人は、市内の就労継続支援A型事業所の利用者となっています。

### 【目標】

| 事 項                                 | 数 値   |      | 備 考   |
|-------------------------------------|-------|------|---|
| 平成 17 年度の年間一般就労移行者数                 | 1 人   |      | 平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数                    |
| 《参考》過去3年度（平成20年度～22年度）の平均年間一般就労移行者数 | 1.3 人 |      | 平成 20 年度～22 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数（4人）を年度平均にした数 |
| 目標年度における年間一般就労移行者数                  | 4 人   | （4倍） | 平成 26 年度中において福祉施設を退所し、一般就労する人の数                   |

### 【実績】

| 事 項                    | 数 値 |      | 備 考                             |
|------------------------|-----|------|---------------------------------|
| 平成 25 年度における年間一般就労移行者数 | 4 人 | （4倍） | 平成 25 年度中において福祉施設を退所し、一般就労した人の数 |

### 目標3 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数については、平成26年度末の福祉施設利用者の推計値212人に対して、約6%に当たる12人とする目標値を設定しており、平成26年6月現在の実績は、福祉施設利用者222人に対して、4.1%に当たる9人となっています。

就労移行支援事業については、前述の福祉施設から一般就労への移行実績としてあがっている3人は、いずれも市外の事業所の利用者であり、目標未達の主な要因としては、市内に事業所がないことがあげられます。

#### 【目標】

| 事項                    | 数 値   |        | 備 考  |
|-----------------------|-------|--------|--|
| 平成26年度末の福祉施設利用者見込数    | 212 人 |        | 平成26年度末において福祉施設※を利用する人の数<br>※生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の事業所 |
| 目標年度における就労移行支援事業の利用者数 | 12 人  | (5.7%) | 平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数  |

#### 【実績】

| 事項                         | 数 値   |        | 備 考   |
|----------------------------|-------|--------|---|
| 平成26年6月現在の福祉施設利用者数         | 222 人 |        | 平成26年度6月現在において福祉施設※を利用する人の数<br>※生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の事業所 |
| 平成26年6月現在における就労移行支援事業の利用者数 | 9 人   | (4.1%) | 平成26年6月現在において就労移行支援事業を利用する人の数   |

#### **目標4 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合**

就労継続支援（A型）事業の利用者の割合については、平成26年度末の就労継続支援（A型＋B型）事業の推計利用者数34人に対して、おおむね4割に当たる12人とする目標値を設定してします。

平成26年6月現在の実績は、平成25年度に市内に1か所A型事業所が整備されたことにより、目標を大きく上回る31人（91.2%）となっています。

##### **【目標】**

| 事 項                            | 数 値          | 備 考                                |
|--------------------------------|--------------|------------------------------------|
| 平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者見込数 | 34 人         | 平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する人の数 |
| 目標年度における就労継続支援（A型）事業の利用者数      | 12 人 (35.3%) | 平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人の数    |

##### **【実績】**

| 事 項                            | 数 値          | 備 考                                  |
|--------------------------------|--------------|--------------------------------------|
| 平成26年6月現在の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者数 | 47 人         | 平成26年6月現在において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する人の数 |
| 平成26年6月現在における就労継続支援（A型）事業の利用者数 | 31 人 (91.2%) | 平成26年6月現在において就労継続支援（A型）事業を利用する人の数    |

## (2) 障害福祉サービスの計画見込量に対する実績

障害福祉サービスの平成26年度の利用実績は、訪問系サービスの実利用者数/月については、重度訪問介護を除き、計画見込量を下回る一方、時間数/月については、同行援護以外は計画見込量を上回る実績となっています。

また、日中活動系サービスについては、就労継続支援（A型）が計画見込量を大幅に上回る実績となっている一方、就労継続支援（B型）と短期入所は、計画見込量を下回る実績となっています。

入所系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）が事業所数は見込量を下回ったものの、実利用者数/月はおおむね計画見込量のおおむね計画見込量に近い実績となっています。

計画相談支援は、実利用者数/月、事業所数ともに、計画見込量を下回る実績となっています。

児童発達支援等については、第3期計画で見込量は設定していませんが、いずれのサービスも人日/月は増加傾向となっています。

図表 5 計画見込量に対する実績（平成26年度実績は直近までの実績/経過月）

### 《訪問系サービス》

| サービス種別     |           | ①実績    |        |        | ②計画見込量 | ①/②    |
|------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            |           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成26年度 | 平成26年度 |
| 居宅介護       | (時間数/月)   | 659    | 908    | 1010   | 652    | 154.9% |
|            | (実利用者数/月) | 51     | 61     | 62     | 70     | 88.6%  |
|            | (事業所数)    | 10     | 8      | 10     | 6      | 166.7% |
| 重度訪問介護     | (時間数/月)   | 638    | 927    | 995    | 443    | 224.6% |
|            | (実利用者数/月) | 3      | 3      | 3      | 2      | 150.0% |
|            | (事業所数)    | 8      | 7      | 9      | 4      | 225.0% |
| 同行援護       | (時間数/月)   | 4      | 20     | 24     | 39     | 61.5%  |
|            | (実利用者数/月) | 1      | 1      | 1      | 5      | 20.0%  |
|            | (事業所数)    | 3      | 2      | 4      | 2      | 200.0% |
| 行動援護       | (時間数/月)   | 69     | 104    | 86     | 85     | 101.2% |
|            | (実利用者数/月) | 4      | 5      | 3      | 5      | 60.0%  |
|            | (事業所数)    | 3      | 3      | 4      | 3      | 133.3% |
| 重度障害者等包括支援 | (時間数/月)   | 0      | 0      | 0      | —      | —      |
|            | (実利用者数/月) | 0      | 0      | 0      | —      | —      |
|            | (事業所数)    | 0      | 0      | 0      | —      | —      |

《日中活動系サービス》

| サービス種別         |           | ①実績        |            |            | ②計画<br>見込量 | ①／②        |
|----------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                |           | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>26年度 |
| 生活介護           | (人日/月)    | 2,694      | 3,062      | 3,197      | 2,997      | 106.7%     |
|                | (実利用者数/月) | 138        | 156        | 161        | 163        | 98.8%      |
|                | (事業所数)    | 4          | 4          | 4          | 4          | 100.0%     |
| 療養介護           | (人日/月)    | 134        | 157        | 201        | 134        | 150.0%     |
|                | (実利用者数/月) | 5          | 6          | 6          | 6          | 100.0%     |
|                | (事業所数)    | 0          | 0          | 0          | —          | —          |
| 自立訓練(機能<br>訓練) | (人日/月)    | 9          | 16         | 22         | 12         | 183.3%     |
|                | (実利用者数/月) | 1          | 2          | 2          | 1          | 200.0%     |
|                | (事業所数)    | 0          | 0          | 0          | 1          | 0.0%       |
| 自立訓練(生活<br>訓練) | (人日/月)    | 45         | 39         | 48         | 30         | 160.0%     |
|                | (実利用者数/月) | 2          | 3          | 3          | 2          | 150.0%     |
|                | (事業所数)    | 0          | 0          | 0          | 1          | 0.0%       |
| 就労移行支援         | (人日/月)    | 112        | 134        | 131        | 138        | 94.9%      |
|                | (実利用者数/月) | 6          | 7          | 9          | 12         | 75.0%      |
|                | (事業所数)    | 0          | 0          | 0          | 1          | 0.0%       |
| 就労継続支援<br>(A型) | (人日/月)    | 225        | 526        | 598        | 130        | 460.0%     |
|                | (実利用者数/月) | 13         | 28         | 31         | 12         | 258.3%     |
|                | (事業所数)    | 0          | 1          | 1          | —          | —          |
| 就労継続支援<br>(B型) | (人日/月)    | 360        | 223        | 284        | 351        | 80.9%      |
|                | (実利用者数/月) | 19         | 14         | 17         | 22         | 77.3%      |
|                | (事業所数)    | 1          | 0          | 1          | 1          | 100.0%     |
| 短期入所           | (人日/月)    | 90         | 135        | 149        | 185        | 80.5%      |
|                | (実利用者数/月) | 18         | 22         | 22         | 52         | 42.3%      |
|                | (事業所数)    | 1          | 1          | 1          | 1          | 100.0%     |

《入所系サービス》

| サービス種別                      |           | ①実績        |            |            | ②計画<br>見込量 | ①／②        |
|-----------------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                             |           | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>26年度 |
| <b>共同生活援助<br/>(グループホーム)</b> | (実利用者数/月) | 1          | 1          | 19         | 21         | 90.5%      |
|                             | (事業所数)    | 0          | 0          | 1          | 4          | 25.0%      |
| <b>共同生活介護<br/>(ケアホーム)※</b>  | (実利用者数/月) | 19         | 19         |            |            |            |
|                             | (事業所数)    | 2          | 2          |            |            |            |
| <b>施設入所支援</b>               | (実利用者数/月) | 57         | 59         | 59         | 61         | 96.7%      |
|                             | (事業所数)    | 1          | 1          | 1          | 1          | 100.0%     |

※平成26年度からは、共同生活援助（グループホーム）に一元化

《計画相談支援》

| サービス種別                         |           | ①実績        |            |            | ②計画<br>見込量 | ①／②        |
|--------------------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                                |           | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>26年度 |
| <b>計画相談支援（サ<br/>ービス利用計画作成）</b> | (実利用者数/月) | 8          | 31         | 23         | 35         | 65.7%      |
|                                | (事業所数)    | 5          | 5          | 5          | 7          | 71.4%      |

《児童発達支援等》※第3期で見込量は未設定

| サービス種別                 |           | ①実績        |            |            |
|------------------------|-----------|------------|------------|------------|
|                        |           | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 |
| <b>児童発達支援</b>          | (人日/月)    | 436        | 529        | 551        |
|                        | (実利用者数/月) | 30         | 47         | 42         |
|                        | (事業所数)    | 4          | 4          | 4          |
| <b>医療型児童発達<br/>支援</b>  | (人日/月)    | 38         | 38         | 51         |
|                        | (実利用者数/月) | 4          | 4          | 5          |
|                        | (事業所数)    | 0          | 0          | 0          |
| <b>放課後等デイサ<br/>ービス</b> | (人日/月)    | 702        | 788        | 920        |
|                        | (実利用者数/月) | 77         | 77         | 88         |
|                        | (事業所数)    | 4          | 3          | 4          |
| <b>保育所等訪問支<br/>援</b>   | (人日/月)    | 0          | 0          | 0          |
|                        | (実利用者数/月) | 0          | 0          | 0          |
|                        | (事業所数)    | 0          | 0          | 0          |
| <b>障害児相談支援</b>         | (実利用者数/月) | 8          | 24         | 30         |
|                        | (事業所数)    | 3          | 4          | 4          |

### (3) 地域生活支援事業の計画見込量に対する実績

地域生活支援事業の平成26年度の利用実績は、意思疎通支援事業の各事業、日常生活用具給付等事業の情報・意思疎通支援用具、地域活動支援センター事業の実利用者数/月、更生訓練費給付事業、奉仕員養成研修事業の手話通訳等が計画見込量を上回る実績となっています。

一方、就職支度金事業や奉仕員養成研修事業の要約筆記等が計画見込量を下回る実績となっています。

図表 6 地域生活支援事業の計画見込量及び実績(平成26年度は一部実績は見込み)

|             |                 |           | ①実績    |        |        | ②計画見込量 | ①/②    |
|-------------|-----------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             |                 |           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成26年度 | 平成26年度 |
| 相談支援事業      | 障害者相談支援事業       | (実施か所数)   | 5      | 5      | 5      | 5      | 100.0% |
|             | 障害者支援協議会        | (実施か所数)   | 1      | 1      | 1      | 1      | 100.0% |
|             | 相談支援機能強化事業      | (実施か所数)   | 0      | 0      | 0      | 0      | —      |
|             | 住宅入居等支援事業       | (実施か所数)   | 0      | 0      | 0      | 0      | —      |
|             | 成年後見制度利用支援事業    | (実施か所数)   | 1      | 1      | 1      | 1      | 100.0% |
| 意思疎通支援事業    | 手話通訳者設置事業       | (設置者数)    | 2      | 2      | 2      | 1      | 200.0% |
|             | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | (実利用者数/月) | 17     | 11     | 14     | 11     | 127.3% |
| 日常生活用具給付等事業 | 介護・訓練支援用具       | (給付件数/年)  | 4      | 2      | 2      | 2      | 100.0% |
|             | 自立生活支援用具        | (給付件数/年)  | 9      | 8      | 10     | 12     | 83.3%  |
|             | 在宅療養等支援用具       | (給付件数/年)  | 3      | 7      | 6      | 12     | 50.0%  |
|             | 情報・意思疎通支援用具     | (給付件数/年)  | 8      | 11     | 10     | 7      | 142.9% |
|             | 排泄管理支援用具        | (給付件数/年)  | 1,128  | 1,172  | 1,230  | 1,492  | 82.4%  |
|             | 居宅生活動作補助用具      | (給付件数/年)  | 2      | 1      | 2      | 3      | 66.7%  |



|                               |                      | 年度         | ①実績        |            |            | ②計画<br>見込量 | ①／②        |
|-------------------------------|----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                               |                      |            | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>26年度 |
| <b>移動支援事業</b>                 |                      | (実利用者数/月)  | 111        | 114        | 114        | 152        | 75.0%      |
|                               |                      | (利用時間数/月)  | 1,159      | 1,152      | 1,171      | 1,517      | 77.2%      |
| <b>地域活動<br/>支援セン<br/>ター事業</b> | <b>市内施設利<br/>用分</b>  | (実施か所数)    | 3          | 3          | 2          | 3          | 66.7%      |
|                               |                      | (実利用者数/月)  | 35         | 40         | 29         | 24         | 120.8%     |
|                               | <b>他市町施設<br/>利用分</b> | (実施か所数)    | 2          | 3          | 3          | 1          | 300.0%     |
|                               |                      | (実利用者数/月)  | 2          | 7          | 7          | 2          | 350.0%     |
| <b>訪問入浴サービス事業</b>             |                      | (実施か所数)    | 3          | 4          | 5          | 3          | 166.7%     |
|                               |                      | (実利用者数/月)  | 10         | 12         | 12         | 17         | 70.6%      |
| <b>更生訓練費給付事業</b>              |                      | (給付件数/年)   | 0          | 14         | 12         | 2          | 300.0%     |
| <b>日中一時支援事業</b>               |                      | (実施か所数)    | 9          | 10         | 12         | 15         | 80.0%      |
|                               |                      | (実利用者数/月)  | 76         | 79         | 76         | 141        | 53.9%      |
| <b>生活サポート事業</b>               |                      | (実利用者数/月)  | 0          | 0          | 0          | 1          | 0.0%       |
| <b>就職支度金事業</b>                |                      | (助成件数/年)   | 0          | 1          | 1          | 12         | 8.3%       |
| <b>自動車改造助成事業</b>              |                      | (助成件数/年)   | 4          | 4          | 3          | 8          | 37.5%      |
| <b>運転免許取得助成事業</b>             |                      | (助成件数/年)   | 2          | 0          | 1          | 5          | 20.0%      |
| <b>奉仕員養<br/>成研修事<br/>業※</b>   | <b>手話通訳</b>          | (研修修了者数/年) | 6          | 8          | 7          | 6          | 116.7%     |
|                               | <b>要約筆記</b>          | (研修修了者数/年) | 2          | 1          | 2          | 8          | 25.0%      |

※奉仕員養成研修事業は、平成24年度は北名古屋市社会福祉協議会事業、平成25年度以降は市の事業として実施。また、要約筆記については、平成24年度は奉仕員養成研修事業として実施し、平成25年度以降は奉仕員養成研修事業とは別事業として実施

### 3. 関係者等の意見（アンケート調査及びインタビュー調査より）

本計画の策定に当たっては、生活の実態や施策に対する要望、サービスの利用意向を把握するため、障害者手帳所持者等を対象とするアンケート調査を実施しました。

また、関係者の意見や要望を把握するために、障害者団体や事業者等を対象とするインタビュー調査を実施しました。

なお、調査の概要は、次のとおりです。

**図表 7 障害者手帳所持者等を対象とするアンケート調査の概要**

| 項目   | 概要   |
|------|--|
| 調査対象 | 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害福祉サービス利用者の中から 1,000 人（無作為抽出） |
| 調査時期 | 平成 26 年 6 月～7 月  |
| 調査方法 | 郵送による配布回収  |
| 回収結果 | 回収数 630 人 回収率 63.0%  |

**図表 8 障害者団体や事業者等を対象とするインタビュー調査の概要**

| 区分                      | 参加団体・機関名  |
|-------------------------|---|
| 第 1 グループ<br>10:00～11:30 | 当事者の家族の代表者<br>・たけのこの会<br>・ひまわりファミリークラブ<br>・まこぱくらぶ<br>・なかよしぽっぽネット<br>・まんまるの会<br>以下の 2 団体は事前アンケートのみ<br>・クスクス<br>・北名古屋キャラバン隊「陽だまり」 |
| 第 2 グループ<br>13:30～15:00 | 当事者及びその家族の代表者<br>・心身障害者福祉協会<br>・育成会<br>・愛知県難聴・中途失聴者協会<br>・尾張中部精神障害者家族会れんこん  |
| 第 3 グループ<br>15:30～17:00 | 市内障害者施設の代表者<br>・あかつき共同作業所<br>・セルプしかつ<br>・にしはるひまわり作業所<br>・七彩工房<br>・北名古屋市心身障害児通園所ひまわり園・ひまわり西園<br>・尾張中部福祉の杜<br>・株式会社アイリス           |

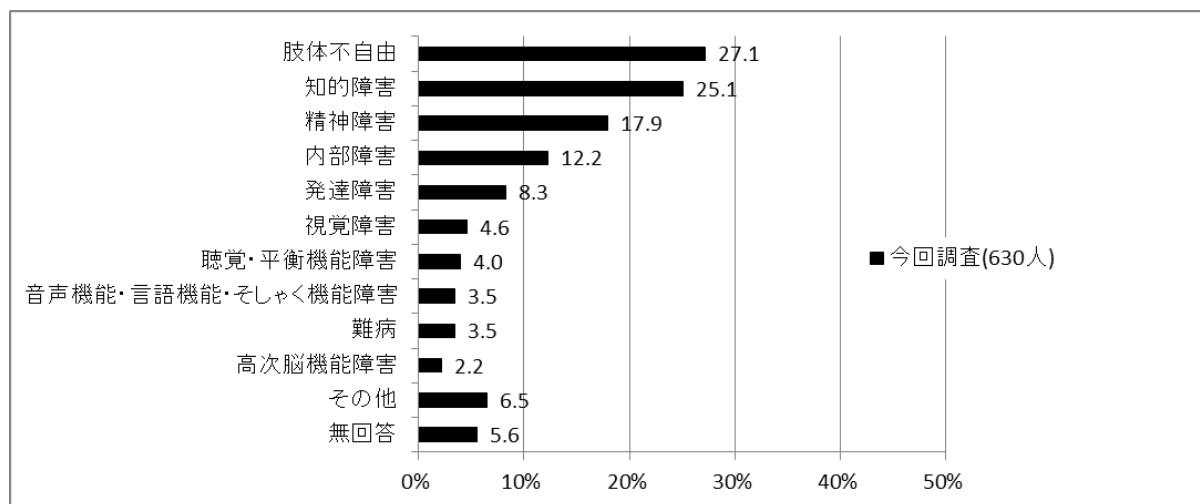
## (1) 障害者手帳所持者等を対象とするアンケート調査結果の要旨

アンケート調査結果の要旨は、次のとおりです。

### ① 調査対象者の属性

- ◆ 調査回答者の障害の種類は、「肢体不自由」が27.1%、次いで「知的障害」が25.1%、「精神障害」が17.9%、「内部障害」が12.2%等となっています。

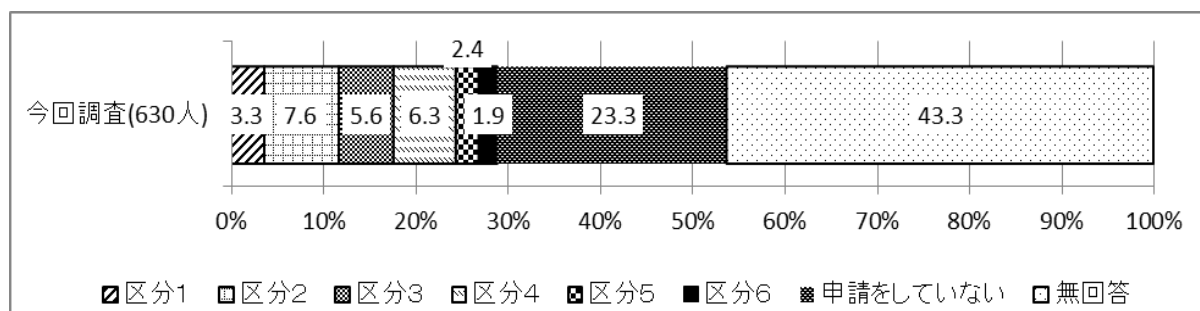
図表 9 障害の種類



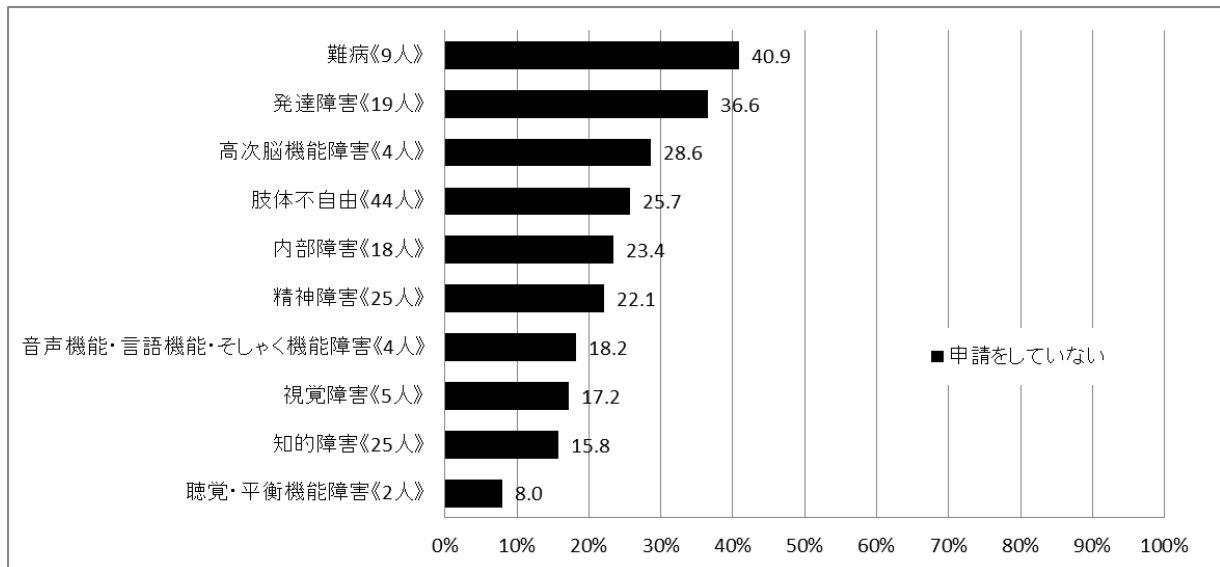
※ この設問は複数回答のため、各回答の合計が回答者数を超える場合があります、比率の合計は100%を超える場合があります。

- ◆ 障害支援区分は、23.3%が「申請をしていない」と回答しており、未申請者の割合は、「難病」が40.9%、次いで「発達障害」が36.6%と比較的高くなっています。

図表 10 障害支援区分



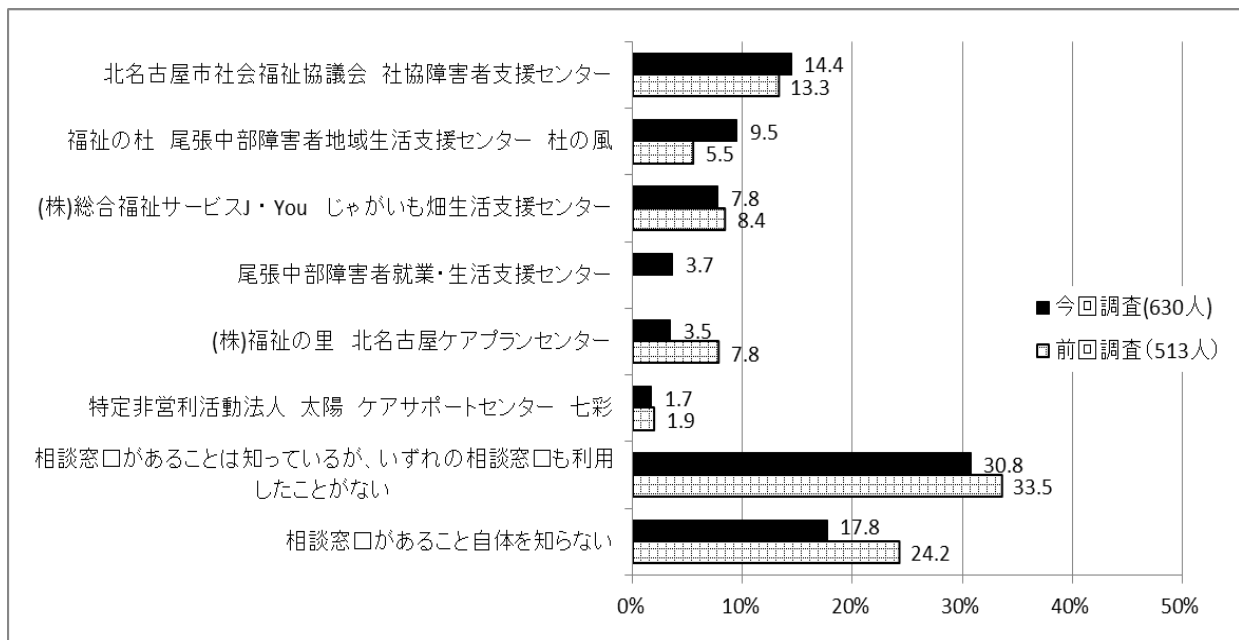
## 【障害種別別】



## ②相談支援について

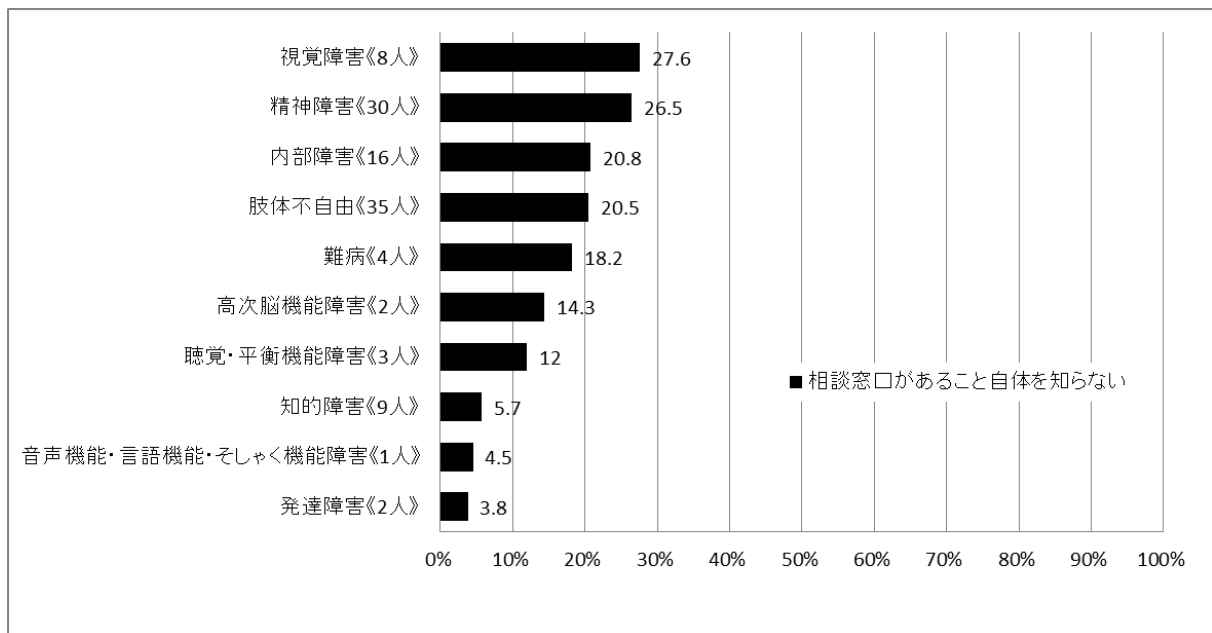
- ◆ 相談窓口については、全体では「知っているが、いずれの相談窓口も利用したことがない」との回答が30.8%と最も多い状況です。利用状況としては「社会福祉協議会 障害者支援センター」の利用が14.4%と最も多くなっています。
- ◆ 「相談窓口があること自体を知らない」との回答は、視覚障害を有する人で27.6%と最も高く、次いで精神障害が26.5%等となっています。

図表 11 相談窓口の利用状況



※前回調査の空欄は、前回にはない選択肢であったため(以降も同様)。

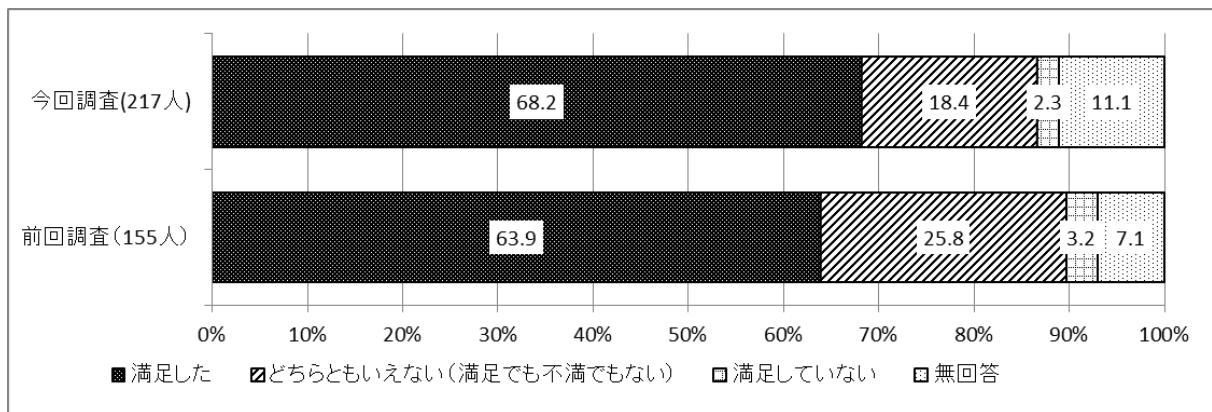
## 【障害種別別】



※ この設問は複数回答のため、各回答の合計が回答者数を超える場合があります、比率の合計は100%を超える場合があります。

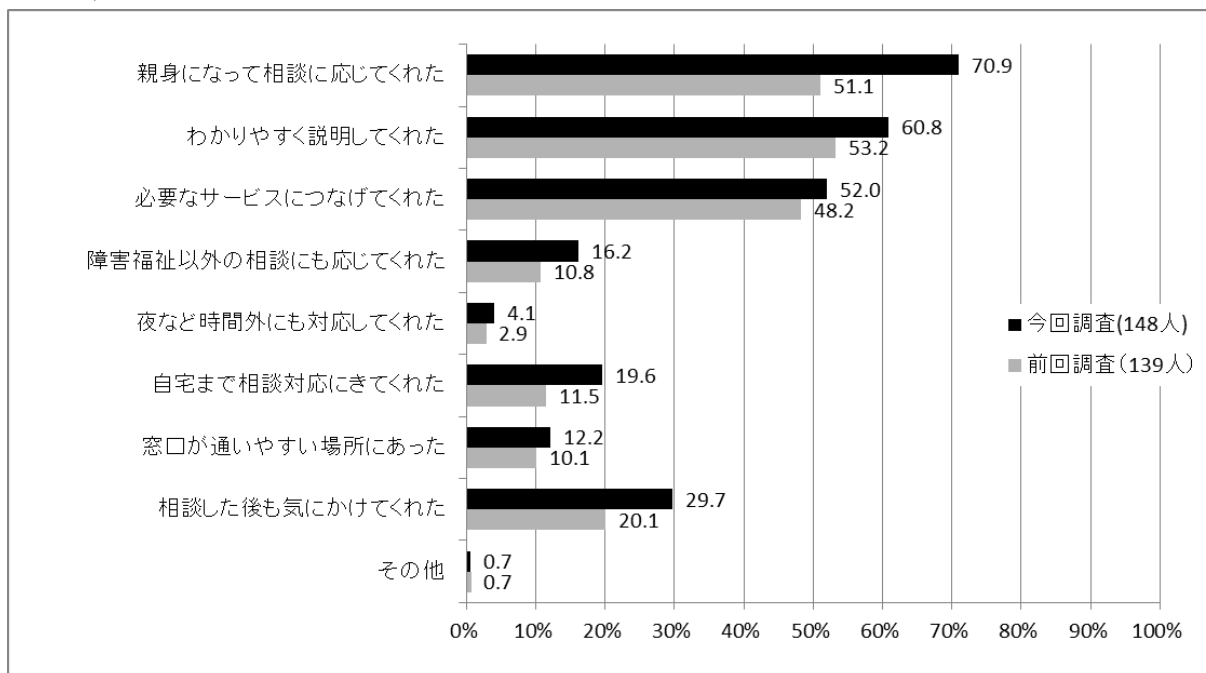
- ◆ 相談窓口の満足度は、「満足した」との回答が68.2%と最も多く、前回調査と比較すると（対象者の抽出方法が異なるため参考程度）、満足度は上昇しています。「満足していない」との回答は2.3%と、1割に満たない状況です。

図表 12 相談窓口の満足度



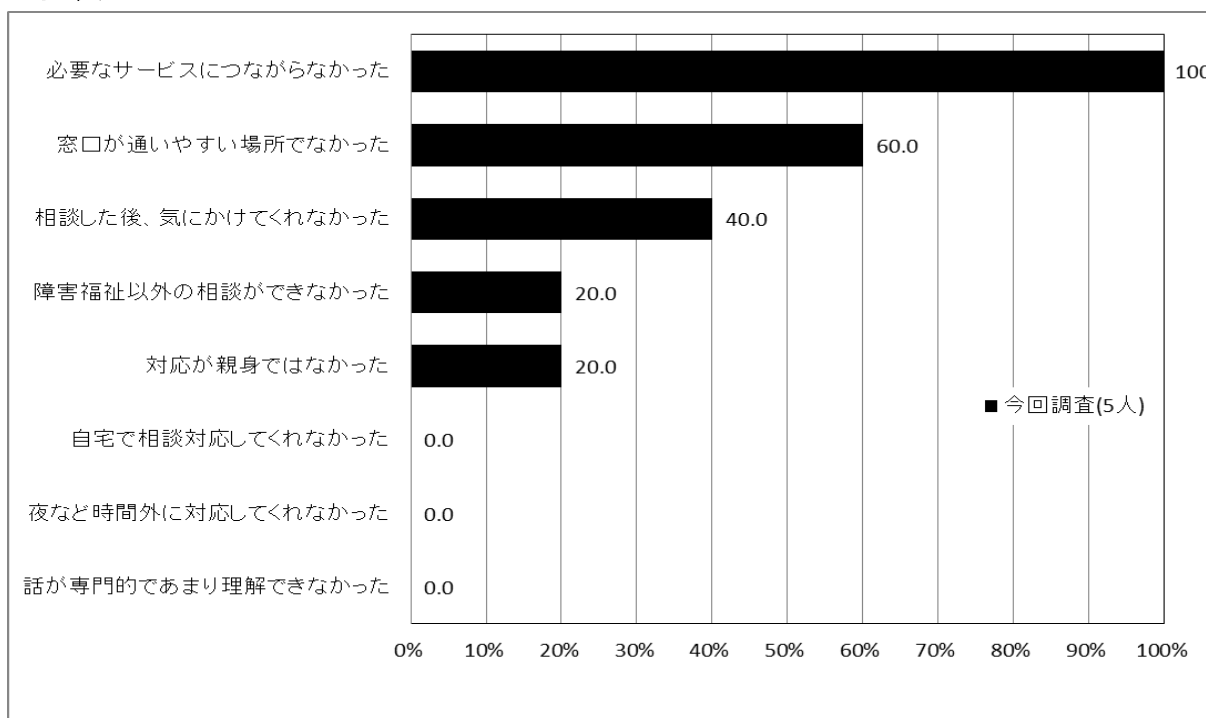
- ◆ 相談窓口について満足している理由は、「親身になって相談に応じてくれた」、「分かりやすく説明してくれた」、「必要なサービスにつなげてくれた」との回答が上位にあがっており、前回調査と同様の結果です。
- ◆ 窓口職員の対応とサービスにつなげる支援が、相談窓口の満足度に大きく寄与しています。
- ◆ 相談窓口について満足していない理由は、「必要なサービスにつながらなかった」、「窓口が通いやすい場所ではなかった」との回答が上位にあがっています。

図表 13 相談窓口について満足した理由



※ この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

図表 14 相談窓口について満足していない理由

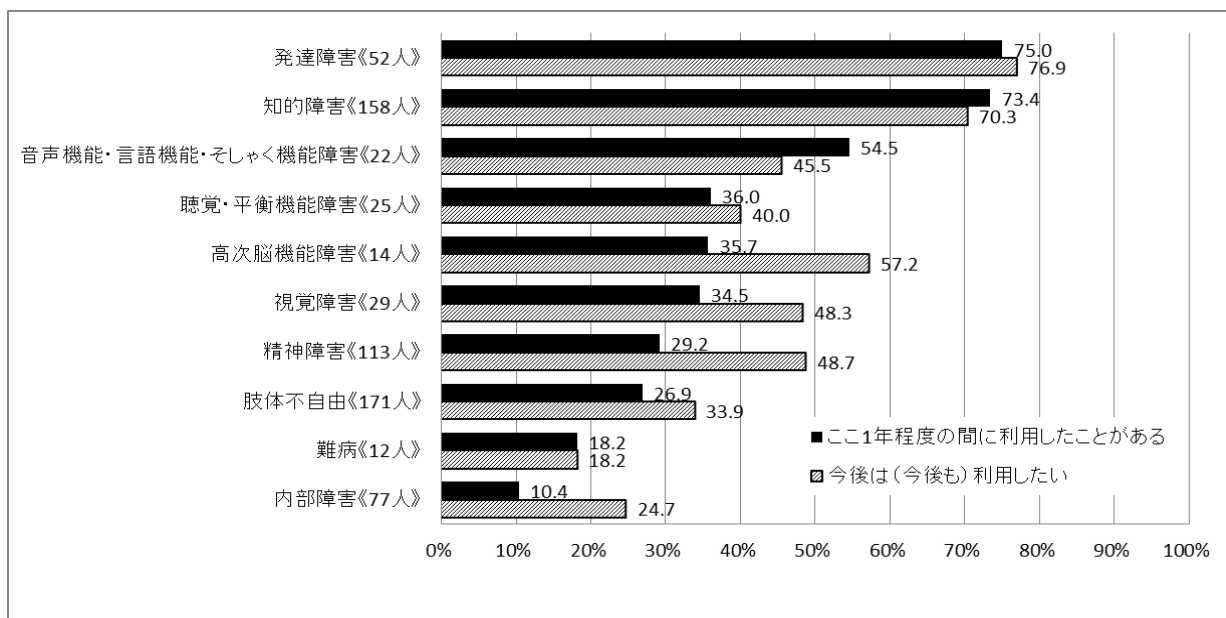


※ この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある。

- ◆ 相談窓口のここ1年程度の利用状況は、発達障害が75.0%と最も高く、今後の利用意向も高くなっています。また、各種身体障害や精神障害については、「今後利用したい」と回答した割合が相談窓口を利用した割合よりも高い状況です。

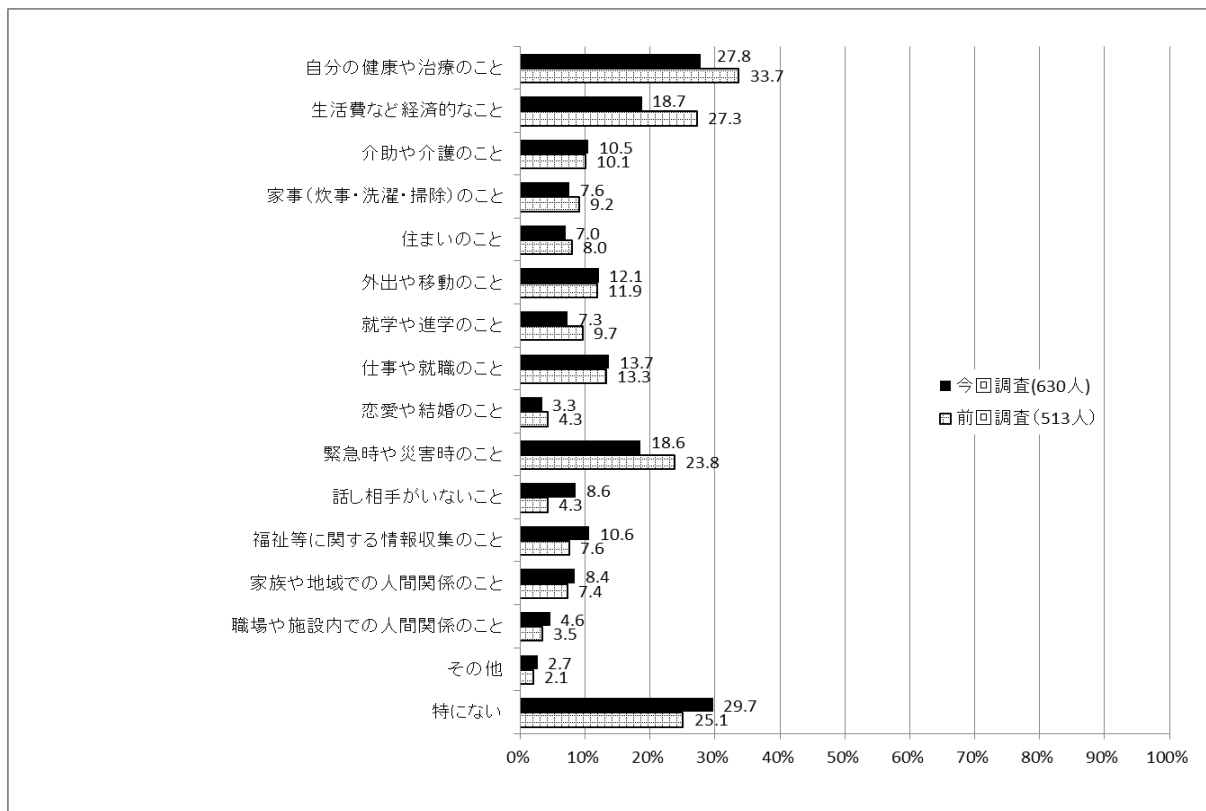
**図表 15 相談窓口の利用経験と今後の利用意向**

【障害種類別】



- ◆ 現在悩んでいることや相談したいことは、「自分の健康や治療のこと」が27.8%と最も高く、次いで「生活費など経済的なこと」が18.7%、「緊急時や災害時のこと」が18.6%と、これらが悩みの上位3つとなっています。

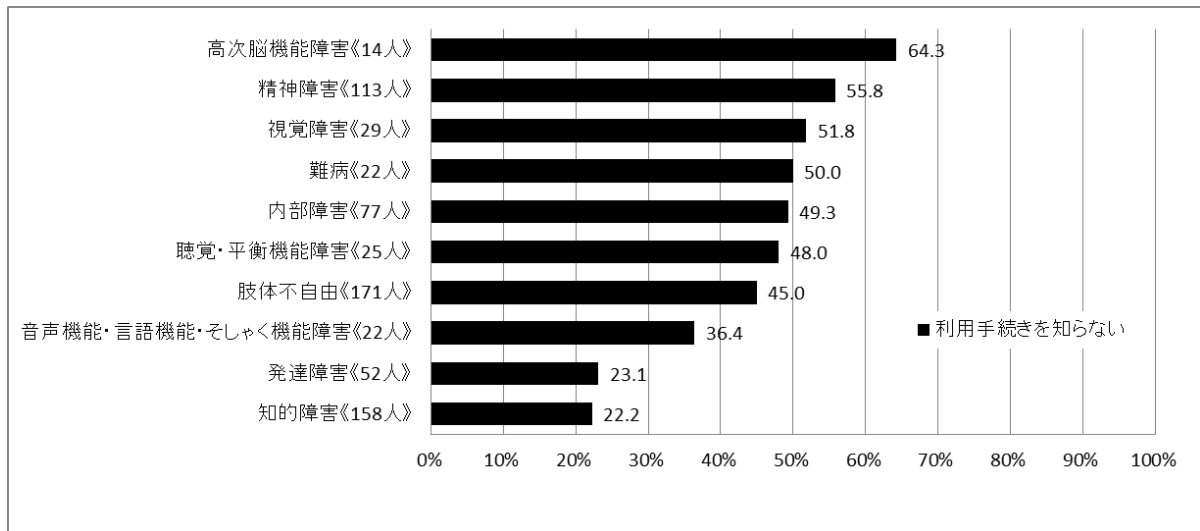
**図表 16 現在悩んでいることや相談したいこと**



※ この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある。

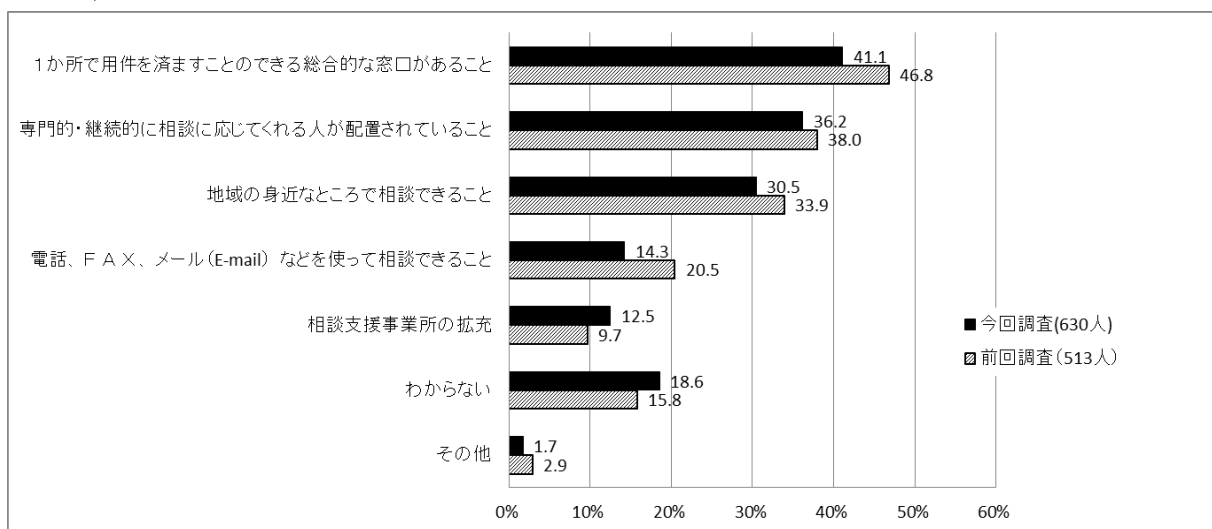
- ◆ 障害者総合支援法のサービス利用手続きは、高次脳機能障害では「知らない」との回答は64.3%と最も高く、次いで精神障害が55.8%、視覚障害が51.8%などとなっています。

**図表 17 障害者総合支援法のサービス利用手続きの認識状況**  
【障害種類別】



- ◆ 福祉サービスについて相談しやすい体制を作るために必要なことは、「1か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること」が41.1%と最も高くなっており、聴覚・平衡機能障害と難病では、「電話、FAX、メール(E-mail)などを使って相談できること」が上位にあがっています。

**図表 18 福祉サービスについて相談しやすい体制をつくるために必要なこと**



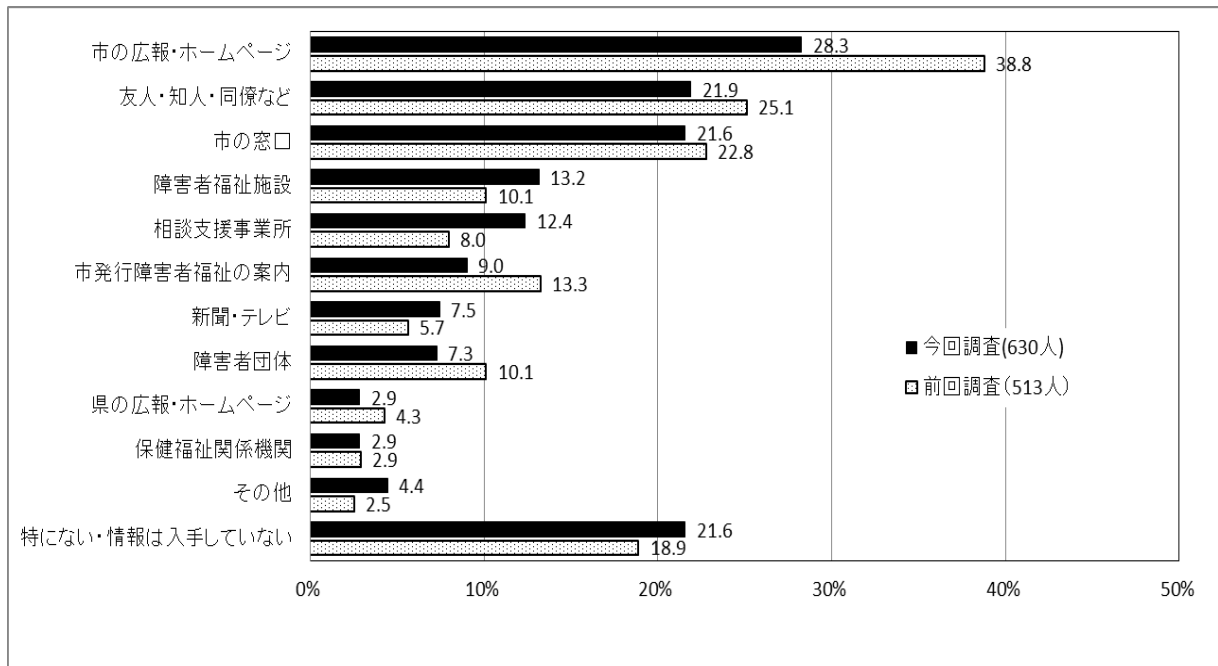
※ この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある。



| 障害の種類              | 第1位                          | 第2位                          | 第3位                             |
|--------------------|------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| 視覚障害               | 1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること | 地域の身近なところで相談できること            | 専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること    |
|                    | 44.8%                        | 34.5%                        | 31.0%                           |
| 聴覚・平衡機能障害          | 1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること | 専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること | 電話、FAX、メール(E-mail)などを使って相談できること |
|                    | 24.0%                        | 20.0%                        | 16.0%                           |
| 音声機能・言語機能・そしゃく機能障害 | 1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること | 専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること | 地域の身近なところで相談できること               |
|                    | 54.5%                        | 36.4%                        | 31.8%                           |
| 肢体不自由              | 1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること | 専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること | 地域の身近なところで相談できること               |
|                    | 50.3%                        | 36.3%                        | 29.8%                           |
| 内部障害               | 1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること | 地域の身近なところで相談できること            | 専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること    |
|                    | 37.7%                        | 23.4%                        | 22.1%                           |
| 知的障害               | 1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること | 専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること | 地域の身近なところで相談できること               |
|                    | 44.3%                        | 47.5%                        | 38.0%                           |
| 精神障害               | 専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること | 1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること | 地域の身近なところで相談できること               |
|                    | 47.8%                        | 40.7%                        | 39.8%                           |
| 発達障害               | 専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること | 1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること | 地域の身近なところで相談できること               |
|                    | 57.7%                        | 50.0%                        | 44.2%                           |
| 高次脳機能障害            | 専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること | 1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること | 地域の身近なところで相談                    |
|                    | 50.0%                        | 50.0%                        | 35.7%                           |
| 難病                 | 1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること | 専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること | 電話、FAX、メール(E-mail)などを使って相談できること |
|                    | 36.4%                        | 22.7%                        | 22.7%                           |

- ◆ 福祉サービスに関する情報の入手方法は、「市の広報・ホームページ」が28.3%と最も高くなっています。

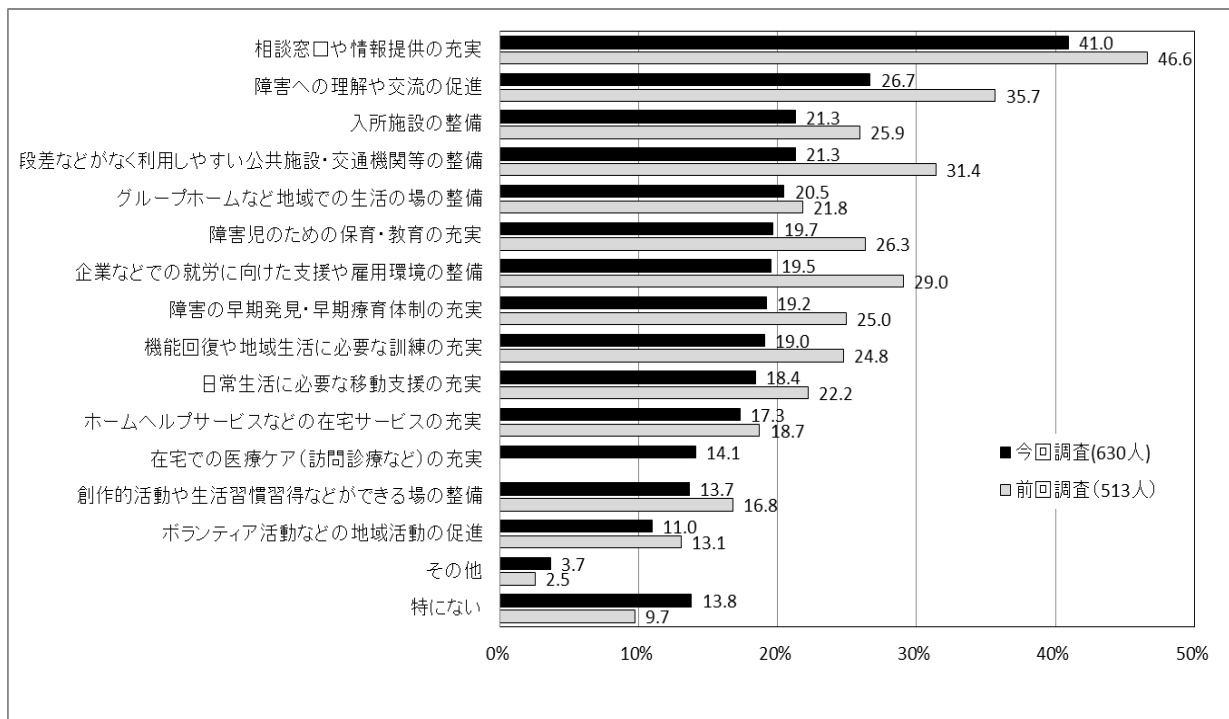
図表 19 福祉サービスに関する情報の入手方法



※ この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

- ◆ 障害を有する人が地域で自立して生活を送るために重要と思う取組は、「相談窓口や情報提供の充実」が41.0%と最も高くなっています。

図表 20 障害を有する人が地域で自立して生活を送るために重要と思う取組

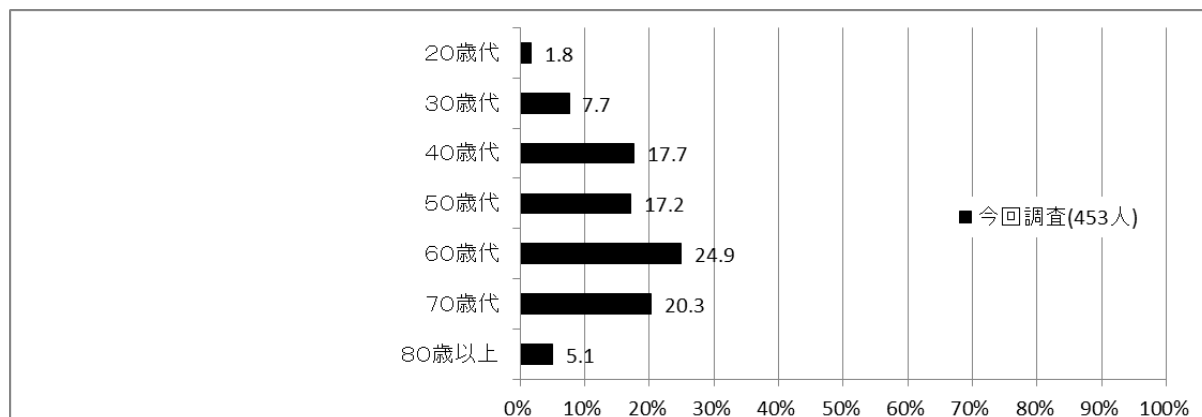


※ この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある。

### ③介護者について

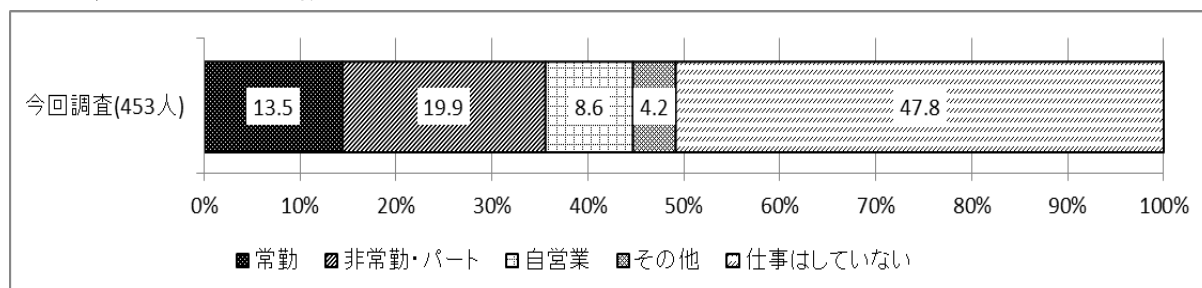
- ◆ 主な介護者の年齢は、「60歳代」、「70歳代」、「80歳以上」を合わせて50.3%となっています。

図表 21 主な介護者の年齢



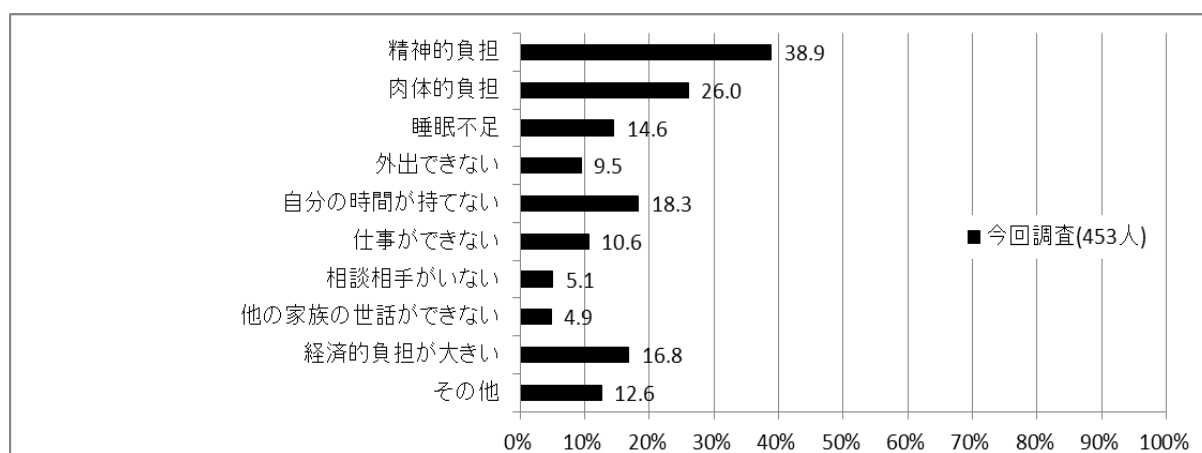
- ◆ 主な介護者の就労状況は、「仕事はしていない」が47.8%と最も高く、次いで「非常勤・パート」が19.9%等となっています。

図表 22 主な介護者の就労状況



- ◆ 介護を行う上で困っていることは、「精神的負担」が38.9%と最も高く、次いで「肉体的負担」が26.0%等となっています。

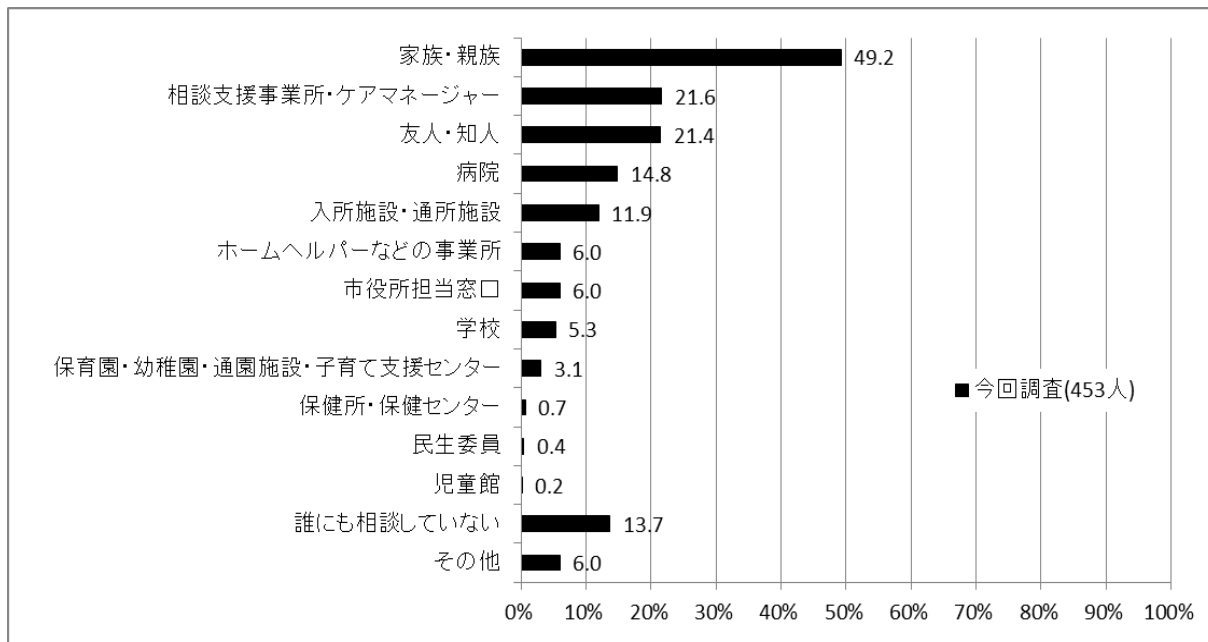
図表 23 介護を行う上で困っていること



※ この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

- ◆ 介護を行う上で困っていることなどの相談先は、「家族・親族」が49.2%と最も高く、次いで「相談支援事業所・ケアマネジャー」が21.6%、「友人・知人」が21.4%、等となっています。

図表 24 介護を行う上で困っていること等の相談先

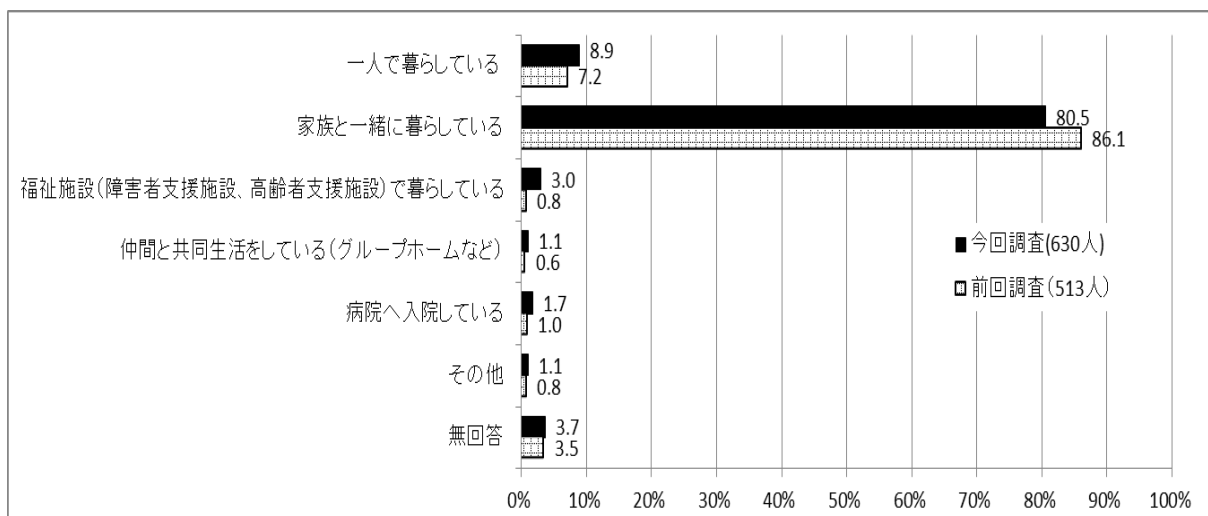


※ この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

#### ④暮らし方とサービスの利用について

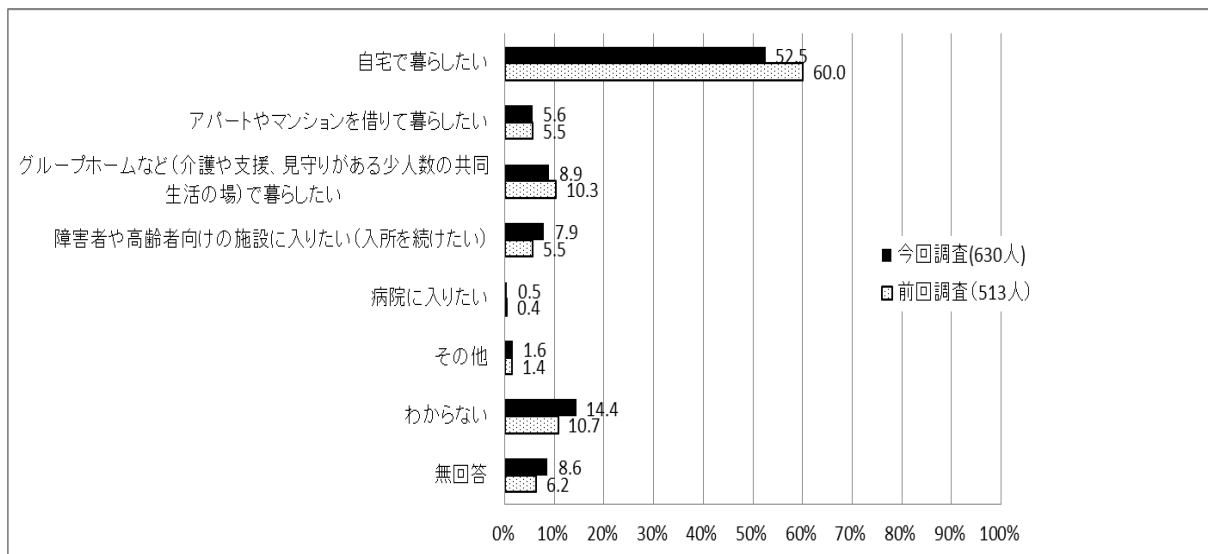
- ◆ 現在どのように暮らしているかでは、「家族と一緒に暮らしている」が80.5%と最も高くなっています。

図表 25 現在の暮らし方



- ◆ 将来の暮らし方の希望は、全体では「自宅で暮らしたい」が52.5%と最も高く、発達障害を除くすべての障害の種類で「自宅で暮らしたい」との希望が最上位となっています。
- ◆ 音声機能・言語機能・そしゃく機能障害と高次脳機能障害では、次いで「障害者や高齢者向けの施設に入りたい(入所を続けたい)」がそれぞれ、22.7%、21.4%、知的障害では、次いで「グループホームなどで暮らしたい」が27.2%となっています。

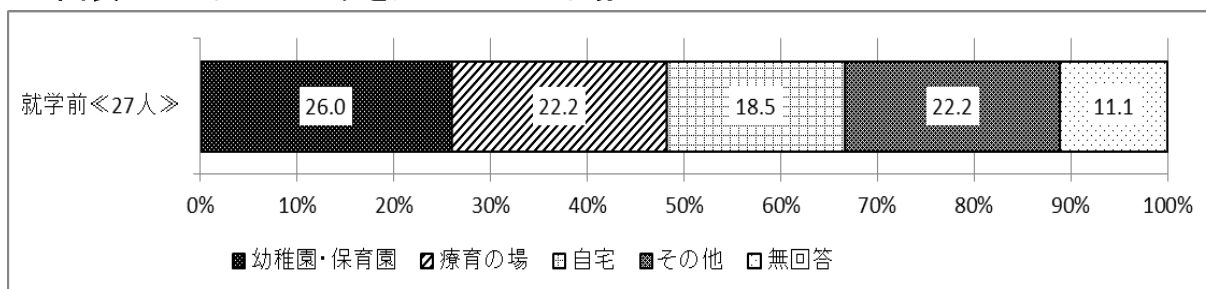
**図表 26 将来の暮らし方の希望**



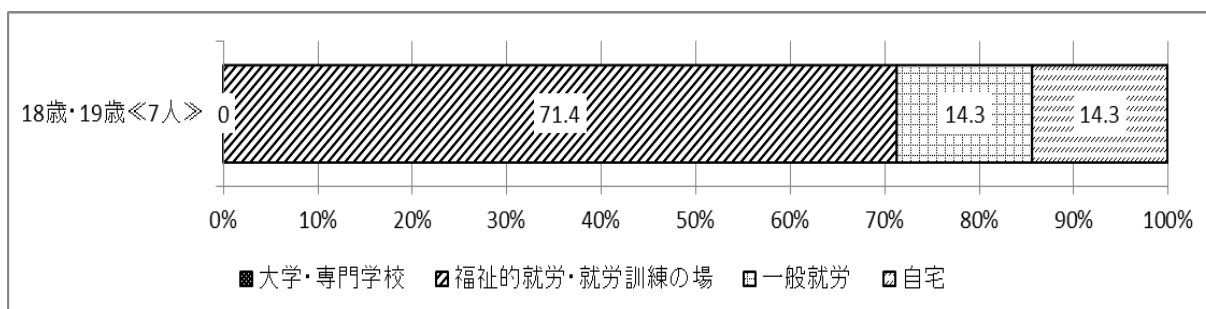
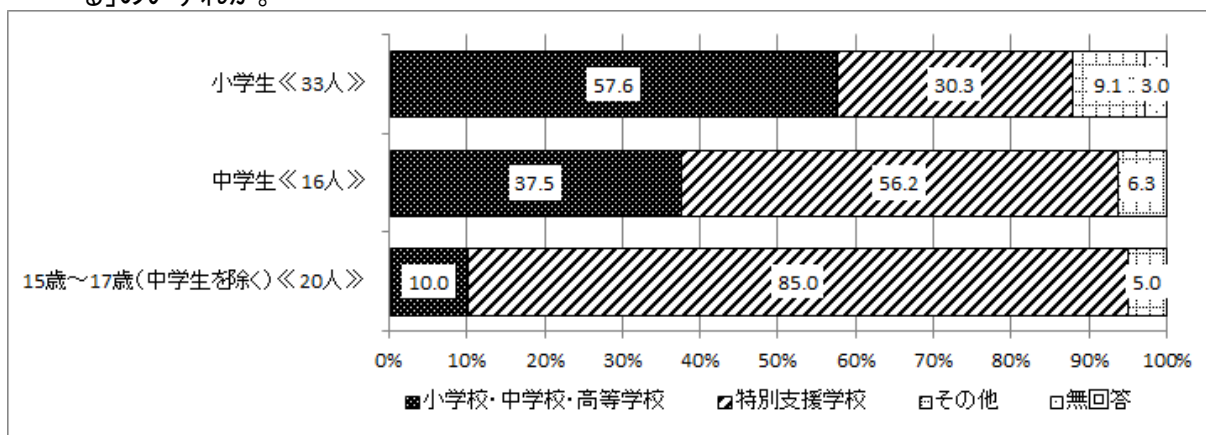
| 障害の種類              | 第1位      | 第2位                        | 第3位                        |
|--------------------|----------|----------------------------|----------------------------|
| 視覚障害               | 自宅で暮らしたい | わからない                      | その他                        |
|                    | 65.6%    | 13.8%                      | 6.9%                       |
| 聴覚・平衡機能障害          | 自宅で暮らしたい | わからない                      | アパートやマンションを借りて暮らしたい        |
|                    | 72.0%    | 12.0%                      | 4.0%                       |
| 音声機能・言語機能・そしゃく機能障害 | 自宅で暮らしたい | 障害者や高齢者向けの施設に入りたい（入所を続けたい） | わからない                      |
|                    | 59.2%    | 22.7%                      | 9.1%                       |
| 肢体不自由              | 自宅で暮らしたい | わからない                      | 障害者や高齢者向けの施設に入りたい（入所を続けたい） |
|                    | 63.2%    | 12.3%                      | 5.8%                       |
| 内部障害               | 自宅で暮らしたい | わからない                      | 障害者や高齢者向けの施設に入りたい（入所を続けたい） |
|                    | 59.7%    | 16.9%                      | 7.8%                       |
| 知的障害               | 自宅で暮らしたい | グループホームなどで暮らしたい            | 障害者や高齢者向けの施設に入りたい（入所を続けたい） |
|                    | 33.6%    | 27.2%                      | 16.5%                      |
| 精神障害               | 自宅で暮らしたい | わからない                      | アパートやマンションを借りて暮らしたい        |
|                    | 46.9%    | 17.7%                      | 9.7%                       |
| 発達障害               | わからない    | 自宅で暮らしたい                   | グループホームなどで暮らしたい            |
|                    | 34.6%    | 25.0%                      | 17.3%                      |
| 高次脳機能障害            | 自宅で暮らしたい | 障害者や高齢者向けの施設に入りたい（入所を続けたい） | わからない                      |
|                    | 57.2%    | 21.4%                      | 21.4%                      |
| 難病                 | 自宅で暮らしたい | わからない                      | アパートやマンションを借りて暮らしたい        |
|                    | 50.1%    | 27.3%                      | 13.6%                      |

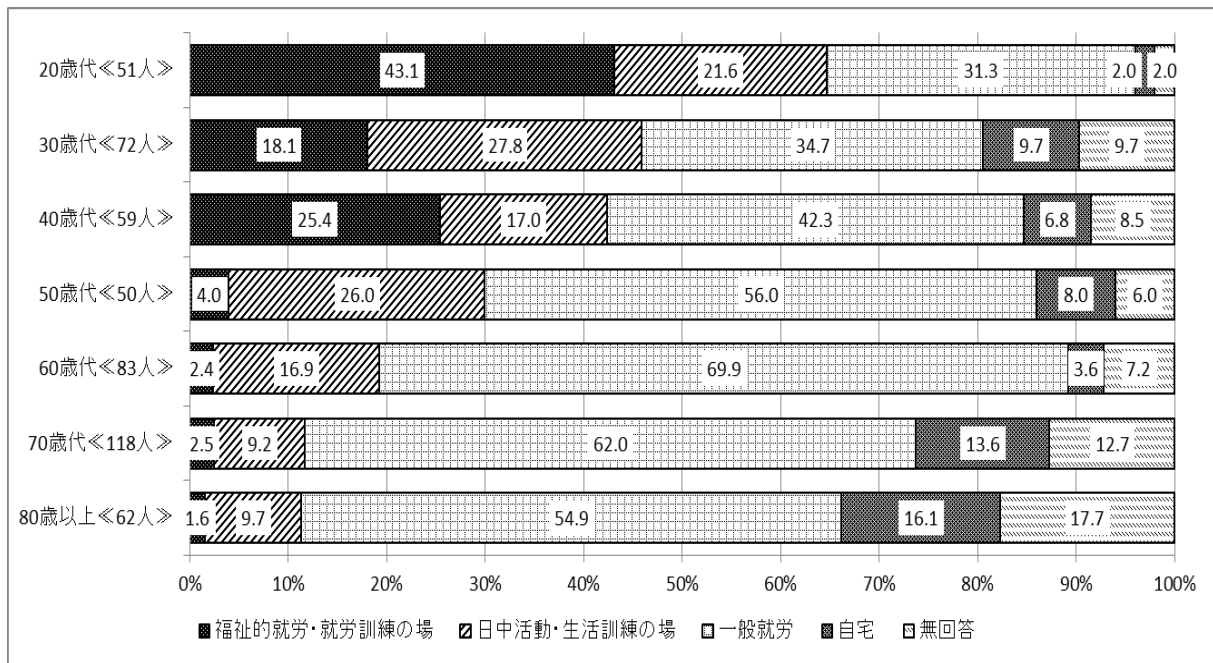
- ◆ 平日の日中を過ごしている場は、就学前では「幼稚園・保育園」が26.0%、「療育の場」が22.2%、小学生では「小学校」が57.6%、中学生では「特別支援学校」が56.2%、15歳～17歳では「特別支援学校」が85.0%、18歳・19歳では「福祉的就労・就労訓練の場」が71.4%などとなっています。
- ◆ 成人では、20歳代では「福祉的就労・就労訓練の場」の割合が43.1%と最も高く、30歳代以降、「一般就労」の割合が増加しています。

図表 27 平日の日中を過ごしている場



※ 療育の場とは、「身体機能維持・回復訓練や生活訓練が中心の施設に通っている」、「生活リズム・生活習慣の維持が中心の施設に通っている」、「その他の福祉施設の通所施設に通っている」のいずれか。



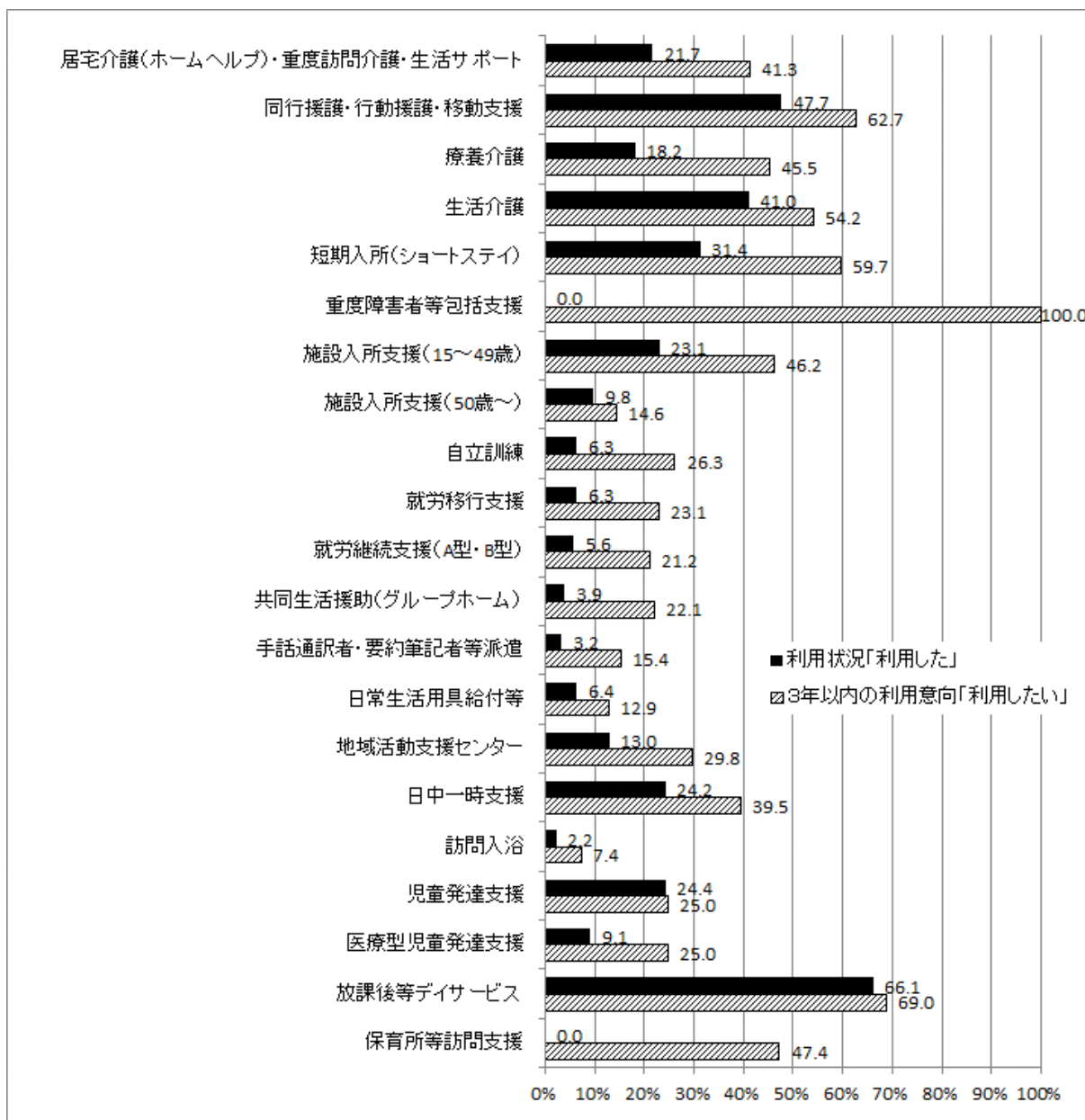


※ 福祉的就労・就労訓練の場とは、「作業が中心の施設(授産施設や作業所)に通っている」、「就労が中心の施設(就労移行支援や就労継続支援)に通っている」のいずれか。日中活動・生活訓練の場とは、「身体機能維持・回復訓練や生活訓練が中心の施設に通っている」、「生活リズム・生活習慣の維持が中心の施設に通っている」、「その他の福祉施設の通所施設に通っている」のいずれか。一般就労とは、「常勤で働いている」、「アルバイト・パート・非常勤・契約社員などで働いている」のいずれか。



- ◆ この1年程度のサービスや事業の利用状況は、「放課後等デイサービス」、「同行援護・行動援護・移動支援」、「生活介護」の利用率が比較的高い状況です。
- ◆ 今後3年以内の利用意向は、「重度障害者等包括支援」の利用希望が100%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」が69.0%、「同行援護・行動援護・移動支援」が62.7%などとなっています。短期入所（ショートステイ）は、現在の利用状況（31.4%）と今後の利用意向（59.7%）に差が見られます。

図表 28 サービスや事業の利用状況、利用意向



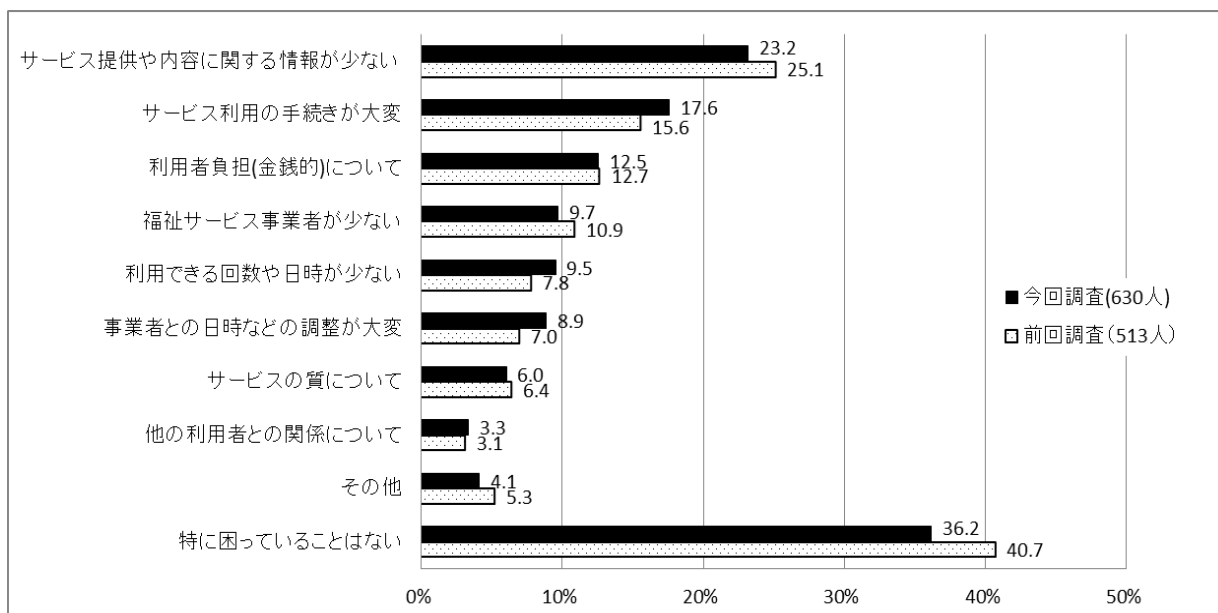
《参考 各サービスの集計対象者（母数）》

| サービス種別                          | 集計対象者<br>(サービスの利用条件) | 利用状況<br>(人数) | 利用意向<br>(人数) |
|---------------------------------|----------------------|--------------|--------------|
| ①居宅介護（ホームヘルプ）、<br>重度訪問介護、生活サポート | 障害程度区分1以上65歳未満       | 83           | 75           |
| ②同行援護、行動援護、移動支援                 | 障害程度区分2以上65歳未満       | 90           | 75           |
| ③療養介護                           | 障害程度区分5以上65歳未満       | 11           | 11           |
| ④生活介護                           | 障害程度区分2以上65歳未満       | 83           | 72           |
| ⑤短期入所（ショートステイ）                  | 障害程度区分1以上65歳未満       | 86           | 77           |
| ⑥重度障害者等包括支援                     | 障害程度区分6以上65歳未満       | 3            | 2            |
| ⑦施設入所支援                         | 障害程度区分4以上15～49歳      | 39           | 39           |
|                                 | 障害程度区分3以上50歳～        | 41           | 41           |
| ⑧自立訓練                           | 15歳以上65歳未満           | 254          | 224          |
| ⑨就労移行支援                         | 15歳以上65歳未満           | 254          | 221          |
| ⑩就労継続支援                         | 15歳以上65歳未満           | 251          | 217          |
| ⑪共同生活援助（グループホーム）                | 15歳以上65歳未満           | 257          | 226          |
| ⑫手話通訳者・要約筆記者等派遣                 | 聴覚・音声機能・言語機能の障害      | 31           | 26           |
| ⑬日常生活用具給付等                      | 65歳未満                | 314          | 272          |
| ⑭地域活動支援センター                     | 15歳以上65歳未満           | 262          | 225          |
| ⑮日中一時支援                         | 65歳未満                | 330          | 286          |
| ⑯訪問入浴                           | 65歳未満                | 316          | 271          |
| ⑰児童発達支援                         | 18歳未満                | 82           | 72           |
| ⑱医療型児童発達支援                      | 18歳未満                | 77           | 68           |
| ⑲放課後等デイサービス                     | 小学生～高校生              | 65           | 58           |
| ⑳保育所等訪問支援                       | 就学前児童                | 20           | 19           |

※ 無回答が多かったため、母数から無回答を除外。

- ◆ 福祉サービス等を利用する上で困っていることは、全体では「特に困っていない」が36.2%と最も高くなっています。
- ◆ 視覚障害、精神障害、発達障害では「サービス提供や内容に関する情報が少ない」との回答が、高次脳機能障害では、「利用者負担(金銭的)について」との回答が最上位となっています。

図表 29 福祉サービス等を利用する上で困っていること



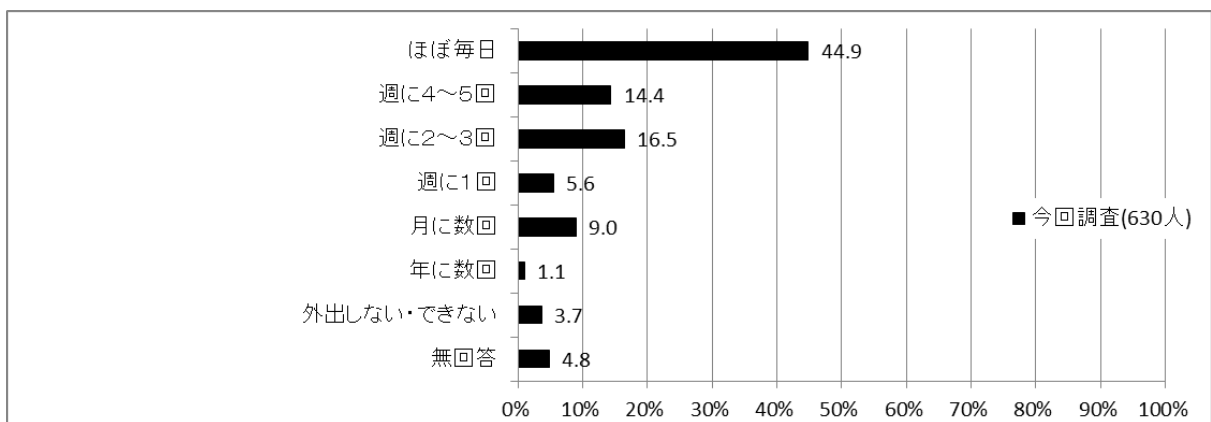
※ この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある。

| 障害の種類              | 第1位                 | 第2位                 | 第3位                 |
|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 視覚障害               | サービス提供や内容に関する情報が少ない | 特に困っていることはない        | 福祉サービス事業者が少ない       |
|                    | 31.0%               | 20.7%               | 17.2%               |
| 聴覚・平衡機能障害          | 特に困っていることはない        | サービス提供や内容に関する情報が少ない | サービス利用の手続きが大変       |
|                    | 36.0%               | 16.0%               | 8.0%                |
| 音声機能・言語機能・そしゃく機能障害 | 特に困っていることはない        | サービス利用の手続きが大変       | サービス提供や内容に関する情報が少ない |
|                    | 31.8%               | 27.3%               | 18.2%               |
| 肢体不自由              | 特に困っていることはない        | サービス提供や内容に関する情報が少ない | サービス利用の手続きが大変       |
|                    | 39.2%               | 20.5%               | 18.7%               |
| 内部障害               | 特に困っていることはない        | サービス提供や内容に関する情報が少ない | サービス利用の手続きが大変       |
|                    | 49.4%               | 20.8%               | 7.8%                |
| 知的障害               | 特に困っていることはない        | 福祉サービス事業者が少ない       | サービス利用の手続きが大変       |
|                    | 29.7%               | 21.5%               | 20.9%               |
| 精神障害               | サービス提供や内容に関する情報が少ない | 特に困っていることはない        | 利用者負担(金銭的)について      |
|                    | 42.5%               | 23.9%               | 21.2%               |
| 発達障害               | サービス提供や内容に関する情報が少ない | サービス利用の手続きが大変       | 事業者との日時などの調整        |
|                    | 40.4%               | 32.7%               | 28.8%               |

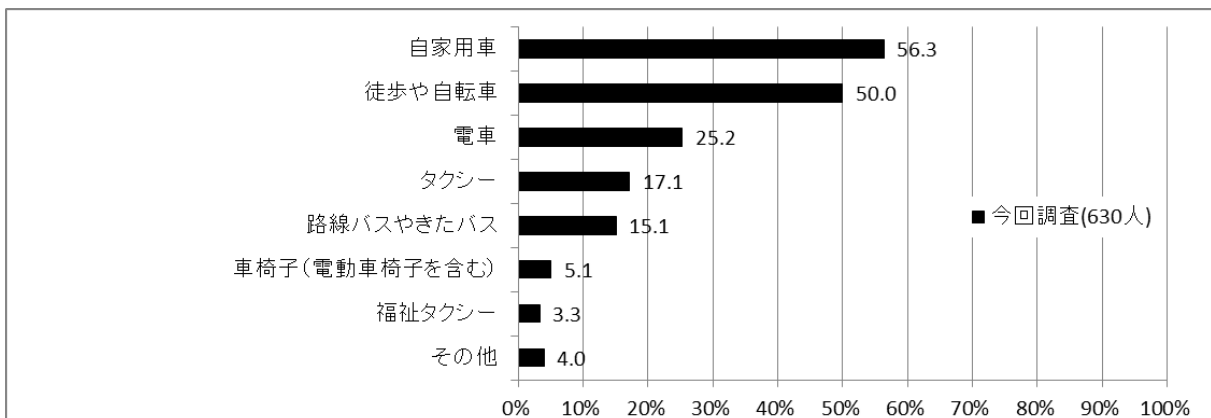
|                |                |                     |                |
|----------------|----------------|---------------------|----------------|
| <b>高次脳機能障害</b> | 利用者負担(金銭的)について | 特に困っていることはない        | サービス利用の手続きが大変  |
|                | 35.7%          | 35.7%               | 28.6%          |
| <b>難病</b>      | 特に困っていることはない   | サービス提供や内容に関する情報が少ない | 利用者負担(金銭的)について |
|                | 40.9%          | 27.3%               | 18.2%          |

- ◆ 外出の頻度は、「ほぼ毎日」との回答が44.9%で最も高く、次いで「週に2～3回」との回答が16.5%等となっています。
- ◆ 外出の移動手段は、「自家用車」との回答が56.3%、「徒歩や自転車」との回答が50.0%等となっています。

**図表 30 外出の頻度**



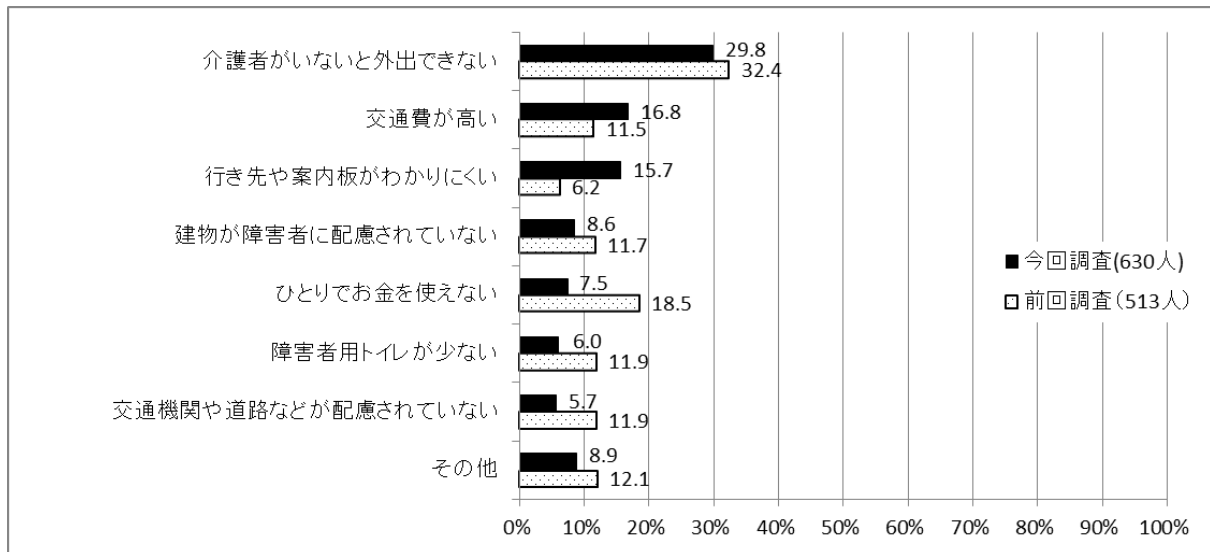
**図表 31 外出時の移動手段**



※ この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある。

- ◆ 外出時に困ることは、「介護者がいないと外出できない」が29.8%、「交通費が高い」が16.8%等となっています。

図表 32 外出時に困ること

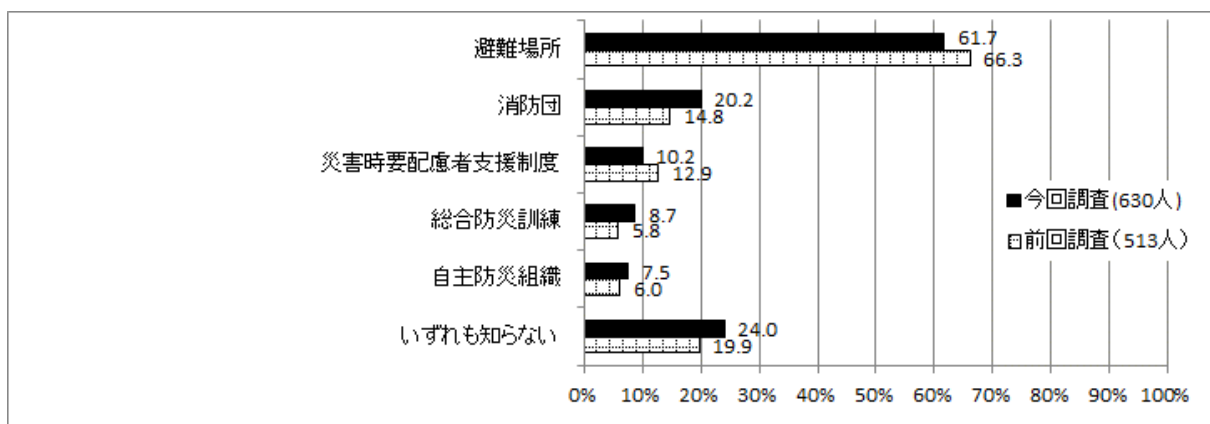


※ この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある。

### ⑤災害時の避難等について

- ◆ 災害時に備えた組織や活動、制度の中で知っているものは「避難場所」が61.7%、次いで「消防団」が20.2%となっており、そのほかの組織等はいずれも20%に満たない認知度となっています。

図表 33 災害時に備えた組織や活動、制度の中で知っているもの

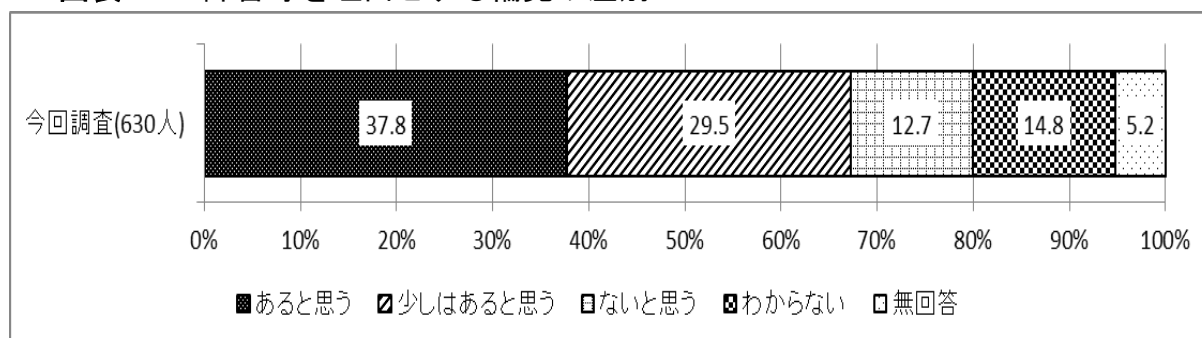


※ この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

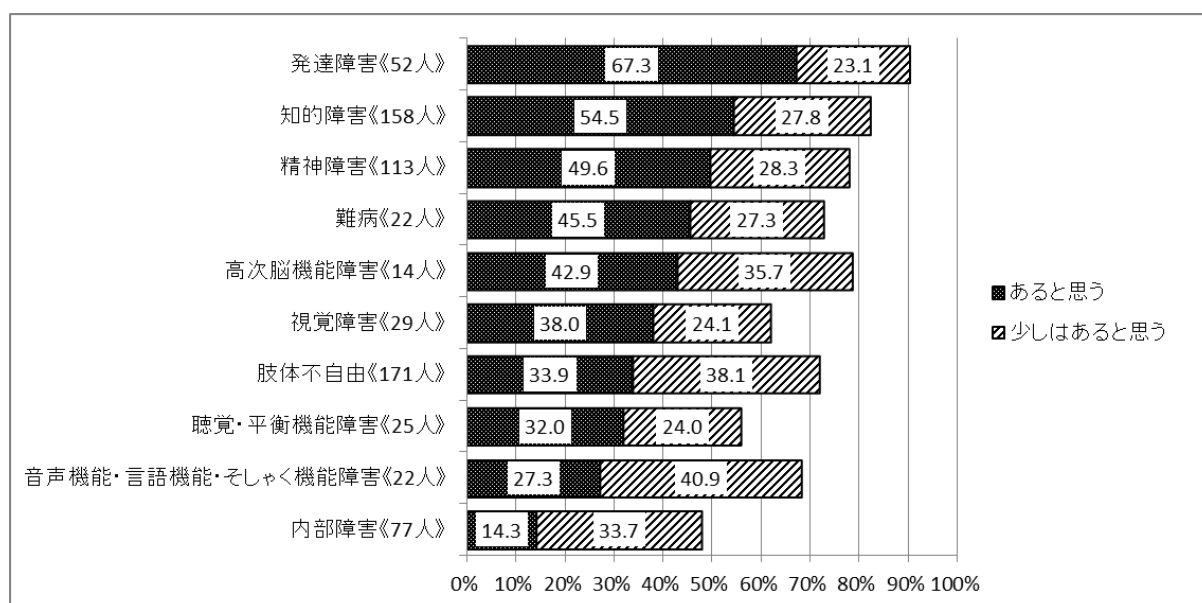
## ⑥障害等を理由とする偏見や差別について

- ◆ 障害等を理由とする偏見や差別については、「あると思う」との回答が37.8%と最も高く、「少しはあると思う」との回答29.5%を含めると、合計で7割近くを占めています。
- ◆ 偏見や差別が「あると思う」との回答は、発達障害を有する人で67.3%と最も高く、次いで知的障害を有する人の54.5%等となっています。

図表 34 障害等を理由とする偏見や差別

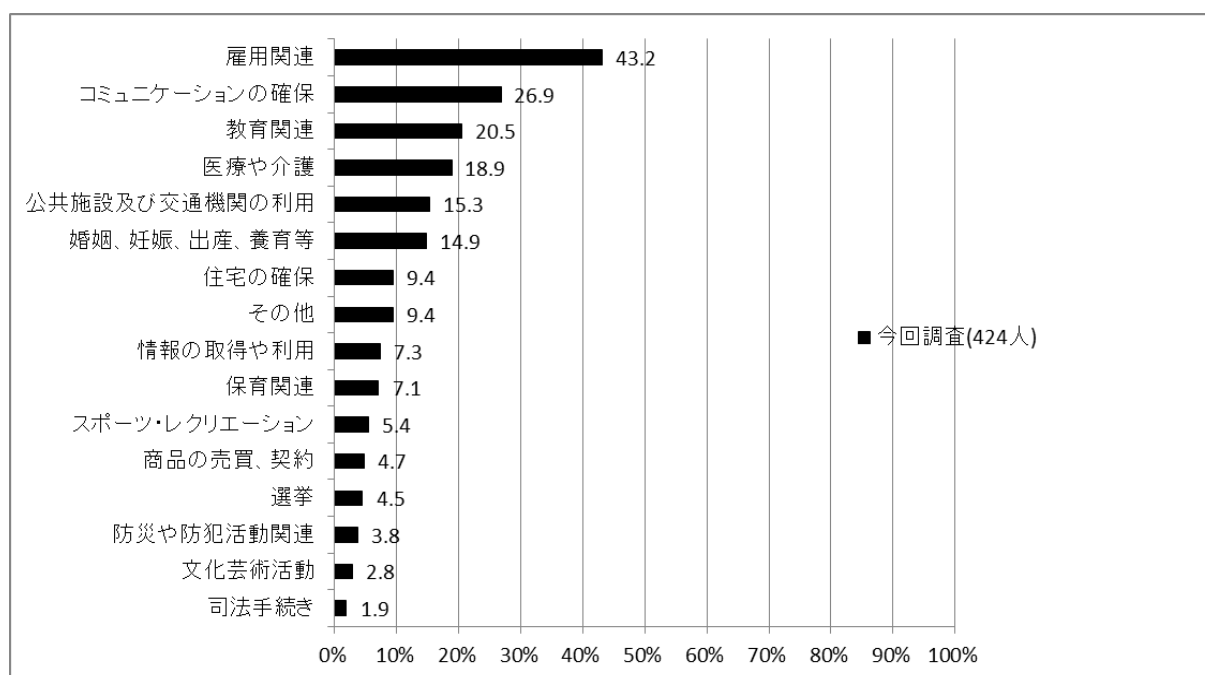


### 【障害種類別】



- ◆ 「どの分野で偏見や差別が多いと思うか」では、「雇用関連」をあげる回答が43.2%と最も高く、次いで「コミュニケーションの確保」が26.9%、「教育関連」が20.5%と続いています。
- ◆ ほとんどの障害において、「雇用関連」をあげる回答が最も多くなっています。聴覚・平衡機能障害と高次脳機能障害では「コミュニケーションの確保」、発達障害では「教育関連」が最上位となっているほか、音声機能・言語機能・そしゃく機能障害と内部障害では「医療や介護」が「雇用関連」と最上位となっています。

図表 35 偏見や差別が多いと思う分野



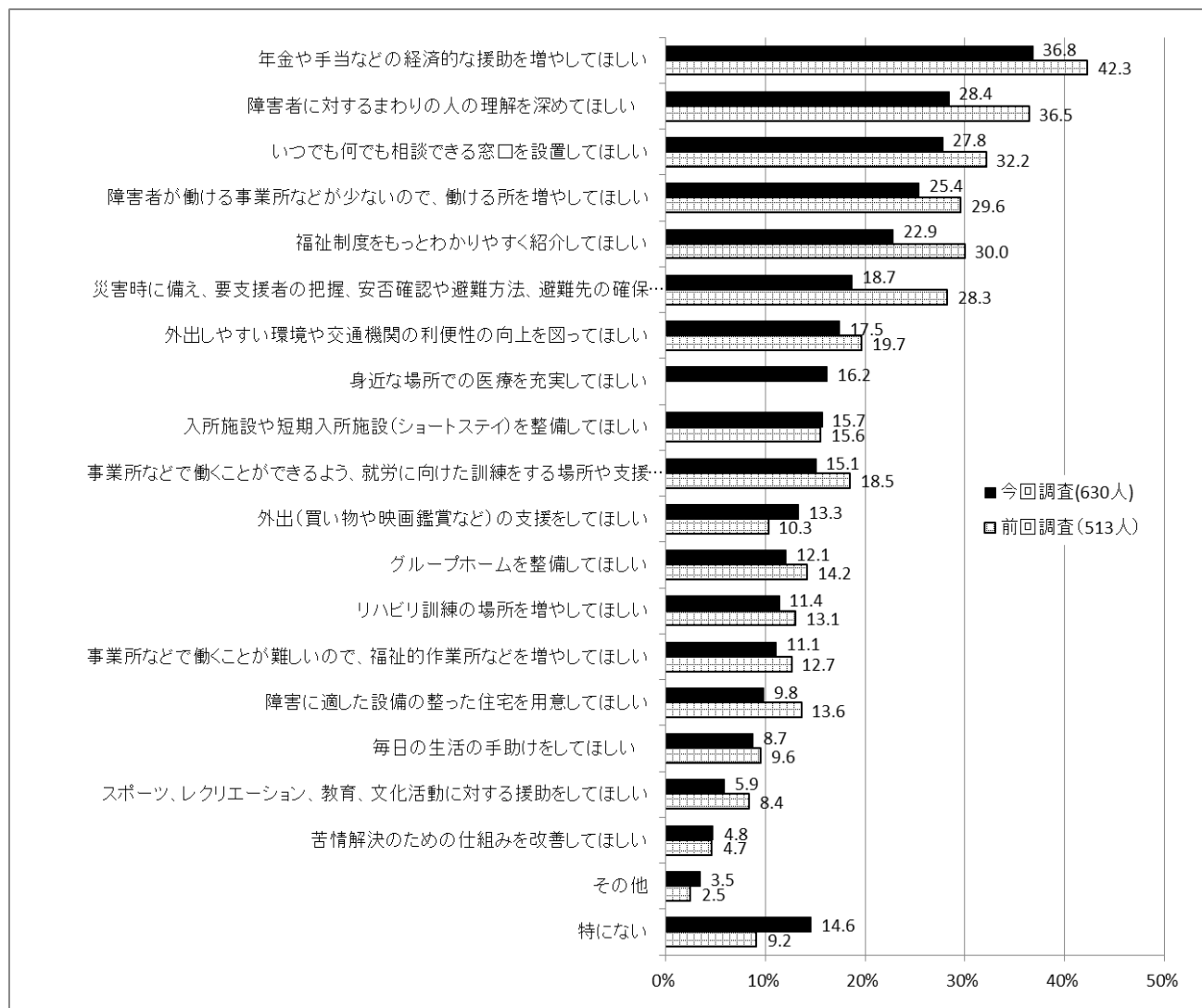
| 障害の種類              | 第1位          | 第2位          | 第3位           |
|--------------------|--------------|--------------|---------------|
| 視覚障害               | 雇用関連         | 教育関連         | 医療や介護         |
|                    | 44.4%        | 27.8%        | 22.2%         |
| 聴覚・平衡機能障害          | コミュニケーションの確保 | 雇用関連         | 情報の取得や利用      |
|                    | 71.4%        | 21.4%        | 21.4%         |
| 音声機能・言語機能・そしゃく機能障害 | 雇用関連         | 医療や介護        | 公共施設及び交通機関の利用 |
|                    | 26.7%        | 26.7%        | 20.0%         |
| 肢体不自由              | 雇用関連         | 医療や介護        | 公共施設及び交通機関の利用 |
|                    | 39.8%        | 19.5%        | 18.7%         |
| 内部障害               | 雇用関連         | 医療や介護        | 公共施設及び交通機関の利用 |
|                    | 27.0%        | 27.0%        | 21.6%         |
| 知的障害               | 雇用関連         | 教育関連         | コミュニケーションの確保  |
|                    | 48.5%        | 36.9%        | 30.0%         |
| 精神障害               | 雇用関連         | 医療や介護        | コミュニケーションの確保  |
|                    | 43.2%        | 31.8%        | 31.8%         |
| 発達障害               | 教育関連         | 雇用関連         | コミュニケーションの確保  |
|                    | 55.3%        | 46.8%        | 42.6%         |
| 高次脳機能障害            | コミュニケーションの確保 | 医療や介護        | 雇用関連          |
|                    | 54.5%        | 36.4%        | 27.3%         |
| 難病                 | 雇用関連         | 婚姻、妊娠、出産、養育等 | 教育関連          |
|                    | 43.8%        | 25.0%        | 18.8%         |

※ この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある。

## ⑦暮らしの要望総括

- ◆ 暮らしやすくなるために、特にしてほしいことは、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が36.8%と最も多く、次いで「障害者に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が28.4%、「いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい」が27.8%等となっています。

図表 36 暮らしやすくなるために、特にしてほしいこと



※ この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある



## (2) 障害者団体や事業者等を対象とするインタビュー調査結果の要旨

インタビュー調査は、次の計画の施策について、特に重点的に取り組んでほしいものについて、関係者の意見を集約しました。

### 【計画の施策体系】

- |               |        |
|---------------|--------|
| ①情報・コミュニケーション | ⑤生活支援  |
| ②保健・医療        | ⑥生活環境  |
| ③教育・育成        | ⑦広報・啓発 |
| ④雇用・就業        | ⑧その他課題 |

結果の要旨は、次のとおりです。

### 【各施策についての主なご意見・提案・要望】

#### ①情報・コミュニケーション

- ◆ 情報冊子の具体的な改善提案や意思疎通を支援する機器の活用促進、情報提供の内容の提案等が出されています。

#### 《主な意見》

- ◎ 利用できるサービスや助成（医療費等）を知らない人がおり、サービス等をまとめた冊子を広く配布してほしい。ポスターや広報等でたくさんの人の目に触れるようにしてほしい。【同意見 2件】
- ◎ 支援ガイドブックを見やすく、手に取りやすいものにしてほしい（自分の子どもが障害と診断された後、こんな道筋がある、利用できるサービスがあるということが分かり、見通しが立てられるような内容。例 小牧市、一宮市、稲沢市の冊子等）。
- ◎ 知的障害を有する人にも分かりやすく、市からの情報を発信してほしい（絵等を使用して、視覚的に分かりやすくする等）
- ◎ 広報、案内、お知らせの際の問い合わせ先には、FAX・メールアドレスの明記をしてほしい。（聴覚障害を有する人が連絡できないのは、合理的配慮に欠ける。）
- ◎ 家族会からの情報発信を支援してほしい（発行予算の支援、広報機会の確保）。
- ◎ 就労移行支援や就労継続支援A型などの就労支援機関の需要が増えているが、まだまだ内容を知らない人が多い。サービスの内容を詳細に紹介してほしい。発達障害を有する人の保護者と就労支援機関の懇親会を開催し、その存在を知ってもらうことで、選択肢が広がってほしい。
- ◎ 老人会、敬老会、心身障害者福祉協会総会等で、補聴援助システムとして磁気誘導ループの活用を勧めてほしい。
- ◎ 地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」について、国のモデル要綱に沿って、市の要綱を改正してほしい（派遣内容を細かく規定せず、「聴覚障害者の日常生活及び社会生活を営むために必要なもの」と改正してほしい）。

## ②保健・医療

- ◆ 医療的視点で障害等を学ぶ場や専門医療の場等を求める意見が寄せられています。

### 《主な意見》

- ◎ 精神疾患や発達障害について、医療の視点での講習会を開催し、詳しい症状や対処法について、サービス事業所等が学べるようにしてほしい。【同意見 2件】
- ◎ 重症心身障害を有する人のための専門医療について相談する場がない。家族も困っている現状がある（訪問看護等、活用できるサービスもあるが）。
- ◎ 地域内の病院に精神科を設置。
- ◎ 医療機関における障害を有する人への理解の促進（聴覚障害を有する人への対応改善等）
- ◎ 疾病予防に必要な健康管理を支援する取組の充実。

## ③教育・育成

- ◆ 児童発達支援事業所（心身障害児通園所）、保育園、幼稚園、学校等の一層の連携強化を求める意見のほか、教育・療育の場の拡充についての要望等が寄せられています。

### 《主な意見》

- ◎ 学校によって、対応にバラツキがある。通常学級の教師にも発達障害に関する程度の知識を持ってほしい。学校による特別支援学級の指導格差の軽減【同意見 3件】
- ◎ 副担任がいれば通常学級で過ごせる子どものために、副担任制度の復活を希望。インクルーシブ教育の充実。【同意見 2件】
- ◎ 現在片道 40 分のバス通学による子どもへの負担軽減と、教師の障害児教育スキルの向上を願い、市立の特別支援学校の設立（学校の空き教室等に）。【同意見 2件】
- ◎ 児童発達支援事業所（心身障害児通園所）に待機がおり、枠を増やしてほしいとともに、入所基準を明確にしてほしい。早期療育が大事と言うことが言われている中で、いつまで待たされるのか不安である。
- ◎ 北名古屋市には健診事後フォロー教室があり、心身障害児通園所があるが、受け入れ人数に限りがあるので、多くの子どもを受け入れるために、障害等を理解している人を育成する必要があるとともに、早期発見してもらえ場所（病院・児童精神科）を増やしてほしい。
- ◎ 保育園の障害児に対する専門性が低く感じる。児童発達支援事業所の先生方の助言をもっと重視し、保育園との連携体制を強化してほしい。

- ◎ 母子通園の重要性は理解できるが、入所期間が長く、親の負担が大きい。障害があっても、保育園に早期に移行できる体制を整えてほしい。障害があっても、子ども同士の社会の中で、子ども自身が主体となって成長していく、そのような環境を整えるのが行政の役割ではないか。子どもの成長にあわせた移行であって、受入先である保育園の事情で遅れることがないようにしてほしい。
- ◎ 心身障害児通園所から保育園、幼稚園へ、保育園から学校へ、円滑に連携がとれるように（子どものこと・保護者のこと）、これまで以上に連携をとる場を作る。
- ◎ 放課後等デイサービスの充実。

#### ④雇用・就業

- ◆ 就労の選択肢を増やす取組が求められているとともに、雇用の拡大に向けたマッチング機会の充実、福祉的就労の場での工賃拡大の取組等に関する意見が寄せられています。

##### 《主な意見》

- ◎ 障害の程度（重度・中度・軽度）によって、学校卒業後の進路が決まってしまうっており（重度→生活介護、中度・軽度→就労継続支援A型・B型・就労移行支援）、もっと広い視野で就労を選択できるようにしてほしい。生活介護に通っている方について、能力に応じて就労継続支援A型・B型、一般雇用への移行を進める。福祉的就労と一般就労の間には、大きな隔りがあるように感じる。福祉工場的な施設を増やす。【同意見 4件】
- ◎ 雇用の場の拡大、市内に企業誘致を行う際の障害を有する人の雇用への配慮。【同意見 3件】
- ◎ 職場での支援・ジョブコーチのような人による支援の充実。就職して仕事に慣れてくると、求められる仕事量も増えてきて、頑張りすぎて疲弊し、退職してしまう当事者は多い。相談員を増員することによる定着への支援が必要。就労支援センターの機能をいかし、失業した人への復職を支援する体制を整えてほしい。【同意見 3件】
- ◎ 企業や福祉施設（高齢者施設等）、市役所等公的機関での障害を有する人の雇用の推進（社会保険が受けられるような就労、長く安定した就労ができるように）。【同意見 2件】
- ◎ 障害者優先調達推進法に基づき、市及び企業の連携で、仕事を独自に施設に斡旋してほしい。商工会の協力で、ビジネスマッチングの機会を定期的に設けてほしい。【同意見 2件】
- ◎ トライアル雇用の促進。いろんな企業へチャレンジできる環境づくりを進めてほしい。
- ◎ 一般企業の人事担当者とサービス事業所との親睦を深める機会の提供（企業が求める人材の把握や精神障害を有する人や知的障害を有する人への理解等、双方の理解を深める）。

## ⑤生活支援

- ◆ グループホームの整備に関する補助等の充実、グループホームを含む多機能型拠点の整備を求める意見が比較的多数寄せられているほか、移動支援の要件緩和、その他日中活動の場の充実等を求める意見が寄せられています。

### 《主な意見》

- ◎ グループホームについて、愛知県では大きな建物ではなく、中古の家等の活用を促進している。本人の状況や保護者の希望にかなった比較的小規模な施設の整備に関して、行政として応援してほしい。北名古屋市独自の補助制度を望む。グループホームの運営に補助をしてほしい。公営住宅等をグループホームとして活用することを検討してほしい。【グループホームの整備に関する意見 7件】
- ◎ 移動支援事業の利用目的の範囲を広げてほしい（療育目的の習い事の送迎、施設で送迎ができない不測の事態等にヘルパーを利用した通退所）。名古屋市のガイドヘルパーを北名古屋市でも利用できるようにしてほしい（あるいは、市独自で知的障害を有する人の移動支援に特化したヘルパーの制度化と養成）。【移動支援に関する意見 4件】
- ◎ グループホームと重症心身障害を有する人のショートステイ等の多機能型の支援拠点づくり。【同意見 3件】
- ◎ 賃貸住宅の契約に困難をきたさないよう、保証人等の紹介支援を考えてほしい。【同意見 2件】
- ◎ 市内の施設がほぼ定員いっぱいとなっていており、特別支援学校卒業後の活動の場が少なくなってきており、早急な対策が必要。【同意見 2件】
- ◎ 宿泊訓練をする際のヘルパー利用について、自宅発自宅着の規則を緩和してほしい。現在は訓練を事業所にお願ひできず、土日に家族が行っており、日曜日はきたバスもなく、タクシーを利用するしかない。
- ◎ 障害のある本人が本人らしい生活をするには、グループホームやシェアホーム、ひとり暮らし等、いろいろな選択があるが、ひとり暮らしの場合に宅配の食事を利用しやすいと家族等も安心（火を使用しないで済み、本人の栄養状態も守れる）。
- ◎ 身体障害を有する人の施設が市内にはない。作る計画のある施設・法人に対して、建設や運営の補助金を公平に出してほしい。
- ◎ 学童期終了後、仕事（作業所）が休みのときに受けられるサービスを考えてほしい。
- ◎ 精神障害を有する人の地域移行に関する啓発活動。
- ◎ 精神障害を有する人と家族が気軽に相談でき、情報交換ができるような日中活動の場の確保。
- ◎ 日中活動支援、夜間生活支援、それぞれ市が統一基準を設けて、法人に助成してほしい。
- ◎ 保護者に育児能力がない場合に、保育園等に入園する以外で支援を受けられる場を増やす（土日も）。
- ◎ 日常生活自立支援事業の活用促進。

## ⑥生活環境

- ◆ 災害時の避難場所や要援護者台帳の活用についての意見・要望とともに、障害を有する人に配慮したまちづくりに関する要望等があがっています。

### 《主な意見》

- ◎ 災害時に安心して過ごせる避難場所を考えてほしい。一時的にでも障害児等が落ち着いて過ごせる場の設置や障害のある、なしに関わらず、人々が支えあえる空間を避難所に取り入れてほしい。移動ができる状態になったときには、市内の福祉施設が福祉避難所として利用できるよう明示してほしい。【同意見 5件】
- ◎ 災害時要配慮者支援の強化。災害時要援護者台帳に基づく個別支援計画の作成、マップづくりの促進。【同意見 2件】
- ◎ 西春駅東側ロータリーに障害を有する人用乗降スペースがなく困っている（雨天時に車椅子の場合、屋根があると助かる）。
- ◎ 駅から離れたところでは、車椅子の移動が困難という人が多く、危険箇所の点検を再度実施する必要がある。

## ⑦広報・啓発

- ◆ 福祉教育の充実や一般市民の正しい理解を促す取組が求められています。

### 《主な意見》

- ◎ 幼児期・学齢期における福祉教育の推進。小中学校での福祉体験等の頻度を今よりも増やし、障害に対する理解を深めてもらいたい。福祉実践教室・福祉体験教室の一層の充実【同意見 3件】
- ◎ キャラバン隊等の講演会を定例とする（教師や子どもたちが障害について学ぶ場が少ない）。
- ◎ 社会福祉協議会主催のスポーツ交流大会のような、参加費の個人負担がなく、開催できるような行事を通じて、多くの市民に正しい理解を促していきたい。
- ◎ 学校教育の場だけでなく、一般市民対象の体験の場も必要。

## ⑧その他課題

- ◆ 差別の解消、虐待の防止、市内の団体のネットワークづくり等に関する意見等が寄せられています。

### 《主な意見》

#### 【差別の解消】

- ◎ 障害のことをもっとたくさんの人に知ってもらう必要がある。
- ◎ 障害者差別解消法に沿った、雇用における合理的配慮の拡充。

### 【虐待の防止】

- ◎ 親のケア（障害への理解、関わり方、支援の仕方、子どもがいくらかでも成長できることを伝える）が大切。
- ◎ 虐待の防止に当たって、研修会や講演会を実施してほしい（学校、福祉施設で）

### 【市内の団体のネットワークづくり】

- ◎ さまざまな障害児・者団体のネットワークづくりをコーディネートしてほしい。障害を有する人のライフサイクルに連動した関係機関のつながりが弱い。市内の障害を有する人の家族が一同に集まれるようなディスカッションやグループ紹介の場がほしい。市内の障害者団体・グループの横のつながりを持ちたい。【同意見 4件】
- ◎ 障害者支援協議会に、市内の家族会等のグループの代表は入れないか。【同意見 2件】
- ◎ 福祉センター的機能を備えた施設がほしい（障害者団体の会議・行事に使用できる施設）。

### 【その他】

- ◎ 強度行動障害を有する人への対応について、民間の事業所では対応できない現状があり、県に対して対応策を申し出てほしい。
- ◎ 公的施設（総合体育館、健康ドーム等）を施設独自の活動を行う際、無料で借りられるようにしてほしい。
- ◎ 65歳を超えても本人の希望があれば介護保険制度を優先とせず、障害福祉サービスを優先して使えるようにしてほしい。
- ◎ 市の広報や公的文書での「生活介護事業」の紹介・説明文書において、創作的活動だけでなく、『生産活動』も文言として入れてほしい。

## 4. 計画課題

計画に関わる国の動向とともに、平成26年度目標値の進捗状況、第3期計画期間（平成24年度～26年度）における障害福祉サービス等の実績、また、アンケート調査やインタビュー調査を通して寄せられた当事者や関係者等の意見のほか、尾張中部福祉圏域障害者支援協議会が平成24年に実施した「重複障害児者の地域生活に関する実態調査」の結果等を踏まえ、第4期における計画課題を設定します。

### （1）障害者差別解消法の施行等、法改正等に伴う必要な取組への対応

国の第3次障害者基本計画では、平成23年度の障害者基本法の改正を踏まえて、施策の基本原則が見直され、「地域社会における共生等」、「差別の禁止」、「国際的協調」の3つが規定されており、平成25年度には障害者差別解消法が成立し、同法律は平成28年度に施行予定となっています。

障害者差別解消法の施行に向けては、今回のアンケート調査で、偏見や差別が多いと思う分野で最上位にあがった雇用について、インタビュー調査においても、雇用における合理的配慮の拡充が課題として寄せられており、また、雇用に次いで回答の多かったコミュニケーションの確保については、インタビュー調査において、磁気誘導ループの活用等、具体的な提案がなされています。

このような意見等を踏まえつつ、国が平成26年度中に作成予定の対応要領・対応方針に従って、本市として各分野における差別解消対策を検討していく必要があります。

そのほか、障害者虐待防止法の施行に伴う、庁内の関係課の連携や庁外の関係機関との連携強化等、虐待防止ネットワークの充実を図る必要があるほか、インタビュー調査でも意見のあった障害者優先調達推進法への対応について、本市が平成25年度に策定した基本方針に基づき、必要な対応を図る必要があります。

#### 《課題まとめ》

- ◎ 国が平成26年度中に作成予定の対応要領・対応方針に従って、本市として各分野における差別解消対策を検討
- ◎ 庁内の関係課の連携や庁外の関係機関との連携強化等、虐待防止ネットワークの充実
- ◎ 障害者優先調達推進法への対応について、本市が平成25年度に策定した基本方針に基づく必要な対応

## （２）第４期障害福祉計画における新たな目標設定等

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業については、自宅での生活や日中活動を支えるサービス等を中心に、着実に利用が増加してきています。

アンケート調査では、将来の暮らし方の希望として障害種別を問わず「自宅で暮らしたい」という人が最も多くなっており、日中活動を支えるサービスについては、利用の増加に伴い、市内での受け入れ体制が不足するとの意見もインタビュー調査であがっていることから、今後も自宅や地域での生活を支えるサービスの充実が欠かせません。

また、知的障害を有する人を中心に、将来的に「グループホームで暮らしたい」という人の割合は比較的高く（知的障害を有する人の27.2%）、インタビュー調査においても建設や運営に対する支援を求める意見が比較的多く寄せられており、第３期障害福祉計画における福祉施設から地域生活への移行促進に関する目標について、未達成の状況であることも踏まえつつ、第４期障害福祉計画における地域移行に関する新たな目標を設定していく必要があります。

さらに、尾張中部福祉圏域障害者支援協議会が平成24年に実施した「重複障害児者の地域生活に関する実態調査」では、重度・重複障害を有する人のショートステイの整備が課題にあがっているほか、インタビュー調査では、グループホームを備えた多機能型拠点の整備を求める意見が寄せられており、国の基本指針の見直しに伴い、第４期障害福祉計画で新たに設定することが求められている地域生活支援拠点等の整備について、各調査であがった意見等を踏まえて検討していく必要があります。

### 《課題まとめ》

- ◎ 自宅や地域での生活を支えるサービス（日中活動の場等）の充実
- ◎ 地域生活への移行促進に向けた、グループホームの整備
- ◎ 多機能型の地域生活支援拠点等の整備

## （３）障害を有する児童の支援体制の充実

第４期障害福祉計画に係る国の基本指針では、第３期障害福祉計画の際の指針では言及が限られていた「児童福祉法に基づく障害児支援（児童発達支援センター、障害児入所支援等）」について、具体的な言及がなされています。

都道府県や市町村に対しては、障害を有する児童の支援のための計画的な基盤整備として、児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備が求められています。

本市においては、「ひまわり園」「ひまわり西園」の２か所の児童発達支援事業所（心身障害児通園所）が設置されており、臨床心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による専門性の高い療育プログラムを提供し、幼児の発達を促したり、基本的な生活習慣を身につける支援を実施するとともに、保護者支援を実施し、就園・就学を支援しています。



児童発達支援事業所については、対象児童が増加する中で待機児童がおり、インタビュー調査においても受け入れ体制の充実とともに、保育園、幼稚園、学校等との一層の連携強化を求める声があがっています。

#### 《課題まとめ》

- ◎ 障害を有する児童の支援のための計画的な基盤整備（受け入れ体制の充実）
- ◎ 児童発達支援事業所、保育園、幼稚園、学校等の一層の連携強化

### （４）情報提供・相談支援の充実

「相談窓口や情報提供の充実」は、地域で自立して生活を送るために重要なこととして、アンケート調査で最も多くの人があげた項目となっています。

一方、同じアンケート調査で、市内の相談窓口の利用状況としては、「相談窓口があること自体を知らない」という人は前回3年前の調査と比べて減少しており、実際に窓口を利用した人については、8割を超える人が満足している状況であることから、今後とも相談窓口の周知を進め、相談支援を利用する人を増やし、必要な支援や権利擁護、サービスの利用につなげていく必要があります。

また、インタビュー調査では、支援制度やサービスを紹介するガイドブックについての改善提案や障害者団体からの情報発信を支援する取組を求める意見があがっており、当事者の視点による情報提供ツールの作成や当事者からの積極的な情報発信を支援し、地域での自立した生活を情報面から支える取組を強化していくことが求められます。

#### 《課題まとめ》

- ◎ 相談窓口の周知を進め、相談支援を利用する人を増やし、必要な支援や権利擁護、サービスの利用促進
- ◎ 当事者の視点による情報提供ツールの作成や当事者からの積極的な情報発信を支援し、地域での自立した生活を情報面から支える取組の強化

### （５）雇用の拡大、チャレンジ・再チャレンジの支援

第3期障害福祉計画に掲げた就労に関する目標については、福祉施設から一般就労への移行に関する目標（年間一般就労移行者数を4倍に増やす）は、平成25年度の実績としては達成できているほか、就労継続支援A型に関する目標についても、市内にA型施設が整備されたことにより、目標を大きく上回る実績となっています。

一方、インタビュー調査では、雇用の場の拡大に向けた取組を求める意見が比較的多数寄せられており、福祉的就労と一般就労の双方の理解を促す取組等を通じて、一般就労へのチャレンジ、就労継続支援A型やB型、生活介護を通じた再チャレンジの環境づくり等が課題としてあげられます。

### 《課題まとめ》

- ◎ 雇用の場の拡大に向けた取組
- ◎ 福祉的就労と一般就労の双方の理解を促す取組等を通じて、一般就労へのチャレンジ、就労継続支援A型やB型、生活介護を通じた再チャレンジの環境づくり

## （6）移動支援の充実

今回のアンケート調査では、外出時に困ることとして「介護者がいないと外出できない」という人が3割近くを占めており、また、「重複障害児者の地域生活に関する実態調査」においても、医療的ケアの必要な人が外出できていない状況が指摘されています。

また、インタビュー調査では、移動支援事業の利用目的を広げてほしいという意見や知的障害を有する人の移動支援の充実を求める意見があがっており、地域での自立した生活や社会参加に欠かせない支援として、移動支援事業の利用しやすさの改善を検討する必要があります。

### 《課題まとめ》

- ◎ 移動支援事業の利用しやすさの改善検討

## （7）災害時要配慮者支援の強化

アンケート調査では、災害時要配慮者支援制度の認知度が1割程度と、3年前から認知状況に変化は見られません。また、インタビュー調査では、福祉避難所の確保等、安心して過ごせる避難場所を求める意見とともに、災害時要援護者支援台帳に基づく取組を進めることへの要望があがっています。

「重複障害児者の地域生活に関する実態調査」においても、災害時の対策が周知されていないことが指摘されており、避難場所や支援制度の内容、その整備の進み具合等、市民への周知を進める必要があるとともに、支援台帳に基づく個別支援計画の作成をはじめ、支援の仕組みづくりを促進する必要があります。

### 《課題まとめ》

- ◎ 避難場所や支援制度の内容、その整備の進み具合等、市民への周知
- ◎ 支援台帳に基づく個別支援計画の作成をはじめ、支援の仕組みづくりの促進

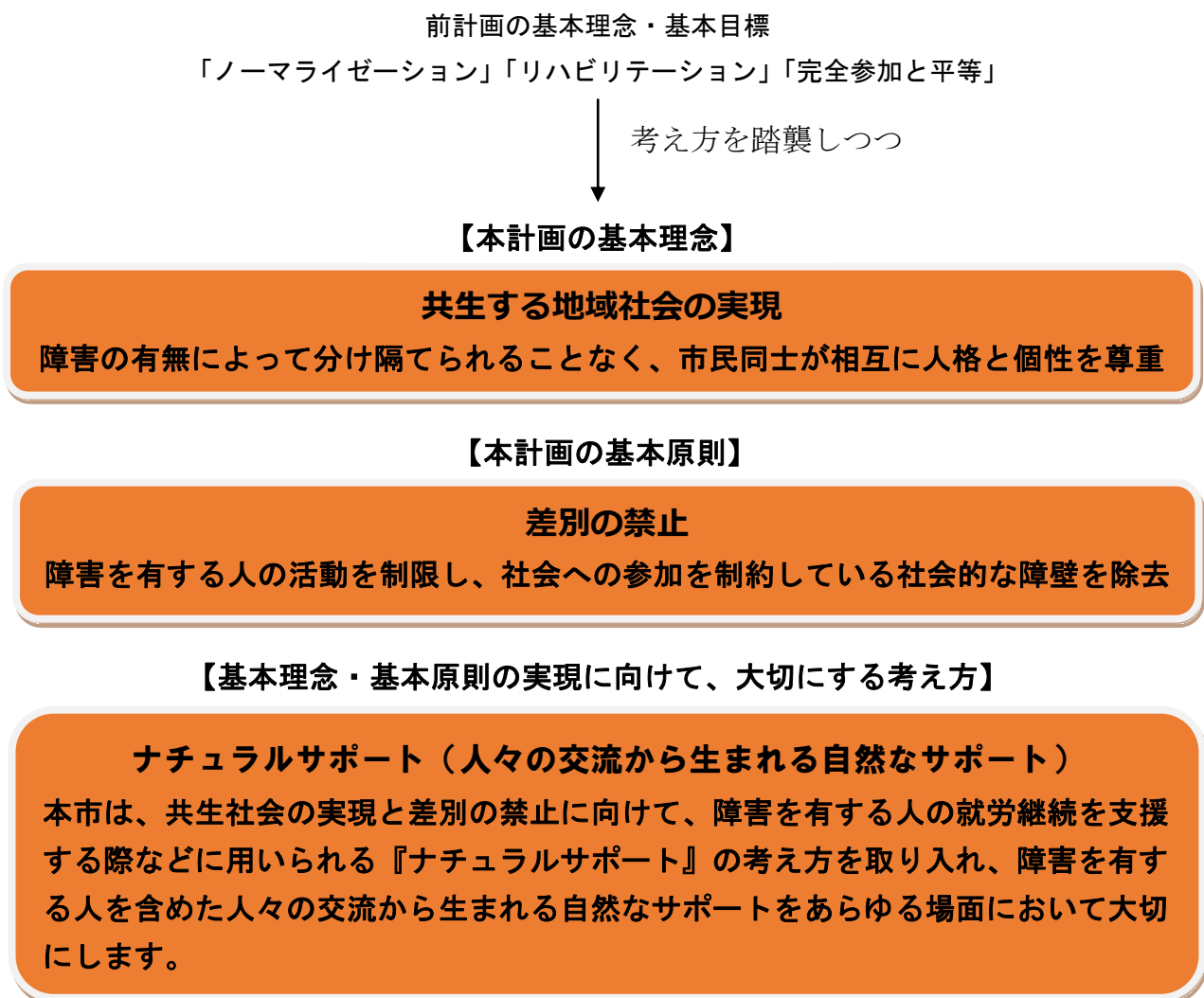
# 第3章 計画の基本理念

## 1. 計画の基本理念・基本原則

本計画は、前計画の基本理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」、基本目標である障害を有する人の「完全参加と平等」の考え方を踏襲しつつ、障害者基本法に基づく計画として、法律の基本原則である「地域社会における共生等」にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、市民同士が相互に人格と個性を尊重し合う『共生する地域社会の実現』を基本理念として設定します。

また、同じく法律の基本原則である『差別の禁止』を本計画においても基本原則として設定し、その実現に向けて、本市として大切に考える考え方として『ナチュラルサポート（人々の交流から生まれる自然なサポート）』を前計画から継承します。

図表 37 計画の基本理念・基本原則



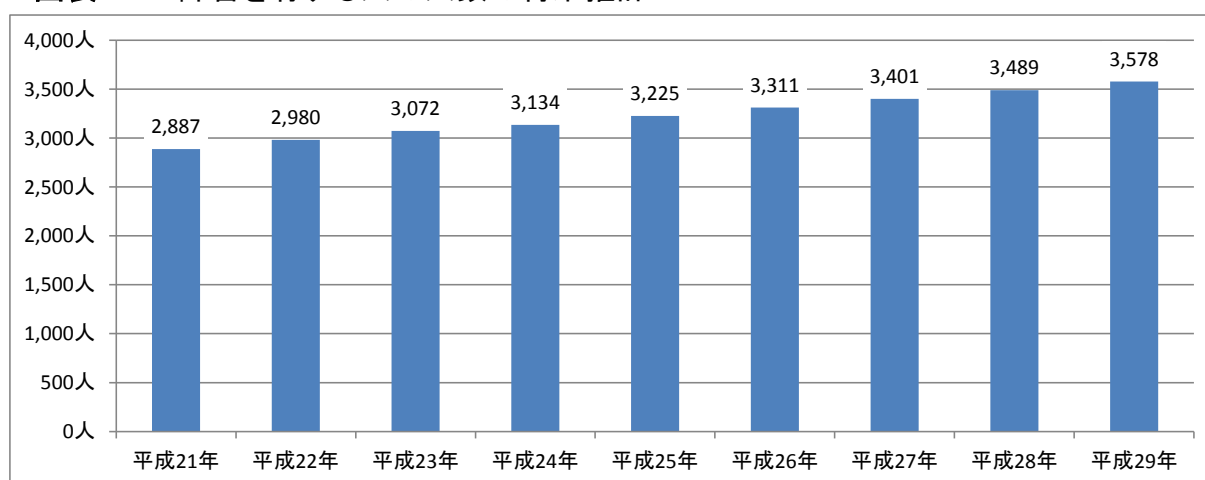
## 2. 障害を有する人の人数の将来推計

本計画期間の障害を有する人の人数は、過去の伸びを踏まえて推計を行いました。

なお、身体障害を有する人、知的障害を有する人は、身体障害者手帳、療育手帳の各手帳所持者数を推計する一方、精神障害を有する人は、精神障害者保健福祉手帳所持者が障害を有する人の一部に限られるため、自立支援医療受給者数の推計をあわせて行いました。

推計の結果、いずれの手帳所持者についても、増加傾向が今後も続くものと推計されます。

図表 38 障害を有する人の人数の将来推計



| 年度              | 第3期   |       |       | 第4期   |       |       |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
| 身体障害者手帳所持者      | 2,338 | 2,338 | 2,400 | 2,421 | 2,452 | 2,483 |
| 療育手帳所持者         | 452   | 476   | 469   | 483   | 491   | 500   |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者  | 344   | 411   | 442   | 497   | 546   | 595   |
| 手帳所持者数 合計       | 3,134 | 3,225 | 3,311 | 3,401 | 3,489 | 3,578 |
| 自立支援医療受給者(精神通院) | 972   | 1,056 | 1,046 | 1,099 | 1,136 | 1,173 |

(各年4月1日現在)

平成27年以降は推計値

### 3. 計画の施策体系

本計画においては、社会参加へ向けた自立の基盤づくりに関わる4分野、日々の生活の基盤づくりに関わる2分野、そして、相互理解・交流の基盤づくりに関わる1分野、これら7分野にわたって、基本理念・基本原則の実現に向けた障害を有する人への施策全般の展開を図ります。

また、自立と日々の生活の基盤づくりに向けた支援の具体化として、サービス提供体制の確保に関する目標等を設定します。

#### 【障害を有する人への施策全般の展開】

##### ◎社会参加へ向けた自立の基盤づくり

本計画においては、情報提供やコミュニケーション支援、医療・リハビリテーション体制、療育体制の充実、総合的な就労支援施策の推進等、「1. 情報・コミュニケーション」、「2. 保健・医療」、「3. 教育・育成」、「4. 雇用・就業」の4分野に関わる施策を展開し、社会参加へ向けた自立の基盤づくりを進めます。

##### ◎日々の生活の基盤づくり

本計画においては、相談支援・権利擁護体制、総合的な生活支援サービス等の充実、人にやさしいまちづくり、防災、防犯対策等の推進等、「5. 生活支援」、「6. 生活環境」の2分野に関わる施策を展開し、日々の生活の基盤づくりを進めます。

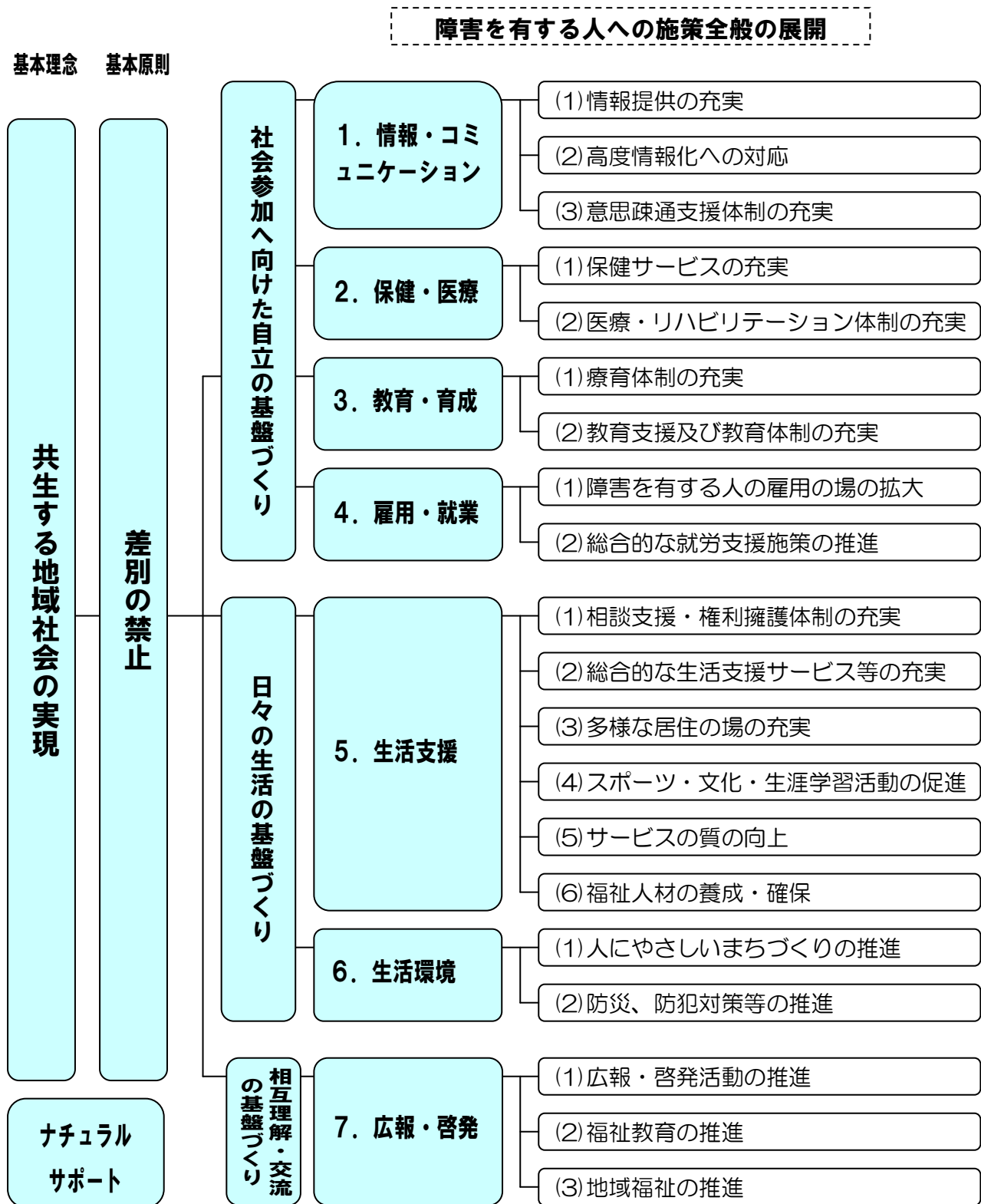
##### ◎相互理解・交流の基盤づくり

本計画においては、福祉教育、地域福祉の推進等、「7. 広報・啓発」に関わる施策を展開し、相互理解・交流の基盤づくりを進めます。

#### 【サービス提供体制の確保に関する目標等の設定】

本計画は、自立と日々の生活の基盤づくりに向けた支援の充実に向けて、障害者総合支援法に基づく第3期（平成24年度～26年度）の実績を踏まえつつ、サービス提供体制の確保に関する平成29年度目標を設定するとともに、第4期（平成27年度～29年度）における事業等の実施の方針を設定します。

図表 39 計画の施策体系

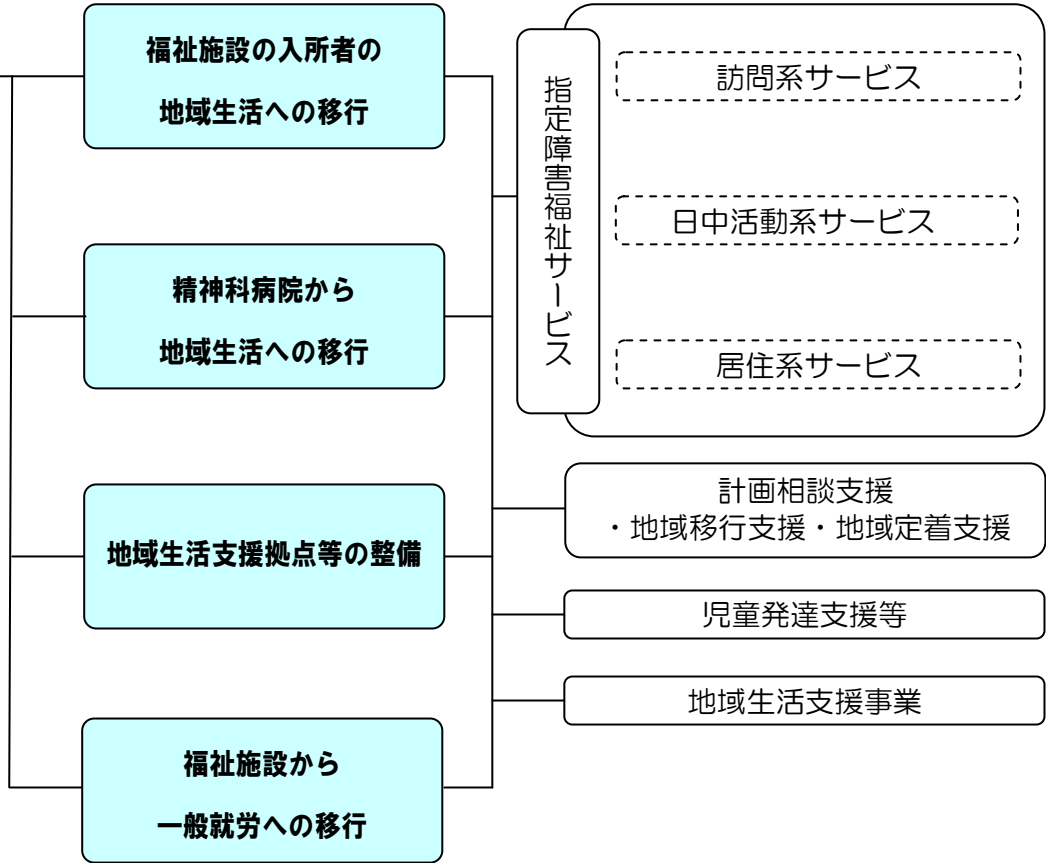


サービス提供体制の確保に関する目標等の設定

障害者総合支援法に基づき、自立と日々の生活の基盤づくりに向けた支援の充実へ

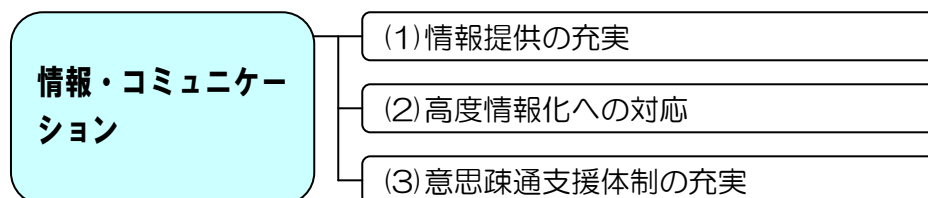
平成 29 年度の目標

障害者総合支援法に基づく事業等



# 第4章 障害者施策全般の展開

## 1. 情報・コミュニケーション



### (1) 情報提供の充実

#### 【今後の方向性】

福祉や生活支援の制度・サービス等に関する情報については、当事者の視点で分かりやすい提供方法・内容への改善に努めるほか、情報入手に対する合理的配慮に留意します。

#### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業           | 概要(実績等)   | 今後の方針   | 担当             |
|-----------------|---|---|----------------|
| 市広報紙による情報提供の充実  | <p>◎障害を有する人への福祉の特集や制度、手当等の記事を掲載し、相談や支援の情報を定期的に掲載しています。</p> <p>【平成 23～25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種障害手当についての案内</li> <li>・障害者福祉制度の案内</li> <li>・障害福祉サービスについての案内</li> <li>・タクシー・ガソリン券交付の案内</li> <li>・精神障害者と家族のための相談、心身障害者相談（毎月号に掲載）</li> <li>・このほかにも、障害者就業相談、通園通学費助成、補聴器購入等助成、県盲学校・聾学校教育相談、県障害者委託訓練受講生募集等、障害者に関する情報案内を随時掲載</li> </ul> | ◎これまで情報提供を行ってきた、障害を有する人への福祉の特集や制度、手当等の記事、相談や支援の情報について、今後も引き続き定期的に掲載し、分かりやすい文章表現に心がけ、掲載内容の充実を図ります。 | 社会福祉課<br>人事秘書課 |
| 市広報紙の点字化・音声化の実施 | ◎4つのボランティアグループに協力により、毎号点訳・音訳を実施しています。   | ◎今後も継続して実施し、点訳・音訳広報の周知を図ります。  | 社会福祉協議会        |



| 施策・事業               | 概要(実績等)  | 今後の方針   | 担当      |
|---------------------|--|---|---------|
| 市ホームページによる情報提供の充実   | <p>◎CMSを導入することにより、即時の情報掲載が可能になりました。</p> <p>◎各課で記事の管理ができるようになり、より多くの情報を発信しやすい環境を整えました。</p>  | ◎今後も迅速かつ正確な情報発信を行えるよう、システム面、運用面の改善を行います。  | 人事秘書課   |
| 市ホームページのアクセシビリティの向上 | ◎改正後ウェブアクセシビリティ（JIS X8341-3:2010）に配慮した、北名古屋市のガイドライン及び担当者向けのルールブックを作成し、アクセシビリティの向上に努めました。   | ◎毎年ガイドラインを見直すとともに、ガイドラインの周知に努め、達成等級AAを目指します。  | 人事秘書課   |
| 各種制度案内等の印刷物の配布の実施   | <p>◎各種制度案内として「障害福祉のご案内」を障害者手帳交付時に配布しています。</p> <p>◎カラー拡大読書機を図書館（東・西）に、活字文書読上げ装置を総合福祉センターもえの丘と社会福祉協議会、社会福祉課・高齢福祉課の各窓口に設置しています。</p> | ◎今後も継続して実施します。  | 社会福祉課   |
| 「社協だより」等の内容の充実      | <p>◎ホームページに市民同士の交流ができる掲示板を設置しました。</p> <p>◎ボランティア通信をより見やすくするため、中面を黒一色から2色刷りに変更しました。</p> <p>【社協だより編集委員数実績】</p> <p>・平成25年度 9人</p>   | <p>◎編集委員数を増やすために、公共施設等にポスターを掲示していきます。</p> <p>◎社協との関わりが少ない若年層に見てもらえる紙面やコンテンツ、親しみやすい紙面づくりに努めます。</p> | 社会福祉協議会 |

## (2) 高度情報化への対応

### 【今後の方向性】

障害を有する人のパソコン・インターネット利用の支援をはじめ、情報収集やコミュニケーションの幅を広げるような取組の充実に引き続き努めます。

### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業                    | 概要(実績等)  | 今後の方針          | 担当    |
|--------------------------|--|----------------|-------|
| 障害を有する人を対象としたパソコン講習会等の周知 | ◎愛知障害者職業能力開発校等が実施するパソコン教室、介護職員養成講座について、広報紙を通じて周知しています。 | ◎今後も継続して実施します。 | 社会福祉課 |

## (3) 意思疎通支援体制の充実

### 【今後の方向性】

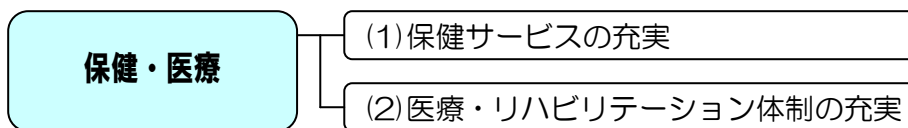
意思疎通支援に関わる事業を継続実施するとともに、情報伝達支援のための機器等の活用促進を図ります。

### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業                     | 概要(実績等)  | 今後の方針          | 担当               |
|---------------------------|--|----------------|------------------|
| 手話通訳者・要約筆記者等の派遣及び点訳・音訳の実施 | ◎障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、手話通訳者・要約筆記者等を派遣しました。<br>◎希望図書等依頼物を点訳・音訳して配布しています。<br>◎希望者には、ボランティア団体の協力により点訳・音訳・朗読等も実施しています<br>【平成 25 年度実績】<br>・手話通訳者、要約筆記者派遣回数 151 回 | ◎今後も継続して実施します。 | 社会福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 手話・点字・要約筆記等の各種講習会の充実      | ◎意思疎通支援事業として、手話奉仕員養成講座・要約筆記講座を開催しました。<br>【平成 25 年度実績】<br>・手話奉仕員養成講座開催回数 20 回<br>要約筆記講座開催回数 7 回   | ◎今後も継続して実施します。 | 社会福祉課            |

| 施策・事業                     | 概要(実績等)  | 今後の方針   | 担当          |
|---------------------------|--|---|-------------|
| <b>相談窓口における手話通訳者の設置</b>   | ◎市役所社会福祉課の窓口到手話通訳者を設置しています。<br><b>【平成 25 年度実績】</b><br>・週 5 日 各日 7 時間 | ◎今後も継続して実施します。  | 社会福祉課       |
| <b>情報伝達支援のための機器等の活用促進</b> | ◎市役所では、聴覚障害を有する人の社会参加やコミュニケーションの支援を図るため、補聴援助システムとして磁気誘導ループを活用しています。  | ◎市役所関係課や市内の各種団体が主催する会議や集まり等において、情報伝達支援のための機器等の活用促進を図ります。              | 関係課<br>各種団体 |
| <b>高齢期における孤立や引きこもりの防止</b> | ◎ひとり暮らし高齢者等への民生委員による訪問活動等を通じて、意思疎通の問題から孤立や引きこもりにつながらないように努めています。     | ◎高齢期において、加齢による聴力の低下などにより、孤立等につながらないように、高齢者福祉分野の見守り等の施策を通じて、その防止に努めます。 | 高齢福祉課       |

## 2. 保健・医療



### (1) 保健サービスの充実

#### 【今後の方向性】

障害や疾病の早期発見・早期治療のみならず、障害を有する人の性別や年齢、障害の状態に応じて、必要な健康管理を支援する取組の充実が求められるとともに、一般市民の理解を深める対策を含めて、精神障害に関する保健対策を推進します。

#### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業      | 概要(実績等)  | 今後の方針          | 担当  |
|------------|--|----------------|-----|
| 乳幼児健康診査の充実 | <p>◎疾病の予防と早期発見、そして乳幼児の健康保持と増進を目的として、乳幼児健康診査を実施しています。</p> <p>◎4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を健康ドームで年18回ずつ実施しています。</p> <p>◎1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査では、保育士による親子遊びを実施しており、保護者には、子どもとの遊び方を指導する場とするとともに、スタッフは集団場面での母子の様子を観察し、発達評価や育児支援の参考としています。また、未受診者には、電話・手紙・訪問等で受診勧奨しています。</p> <p>【平成25年度実績（健康診査受診者数）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4か月児健康診査 932人（受診率97.8%）</li> <li>・10か月児健康診査 885人（受診率98.4%）</li> <li>・1歳6か月児健康診査 819人（受診率97.7%）</li> <li>・3歳児健康診査 828人（受診率95.5%）</li> </ul> <p>※年度を越えて受診した人も計上。</p> | ◎今後も継続して実施します。 | 健康課 |

| 施策・事業          | 概要(実績等)  | 今後の方針                                       | 担当  |
|----------------|--|---|-----|
| 健康相談・各種健康教室の充実 | <p>◎保健師による成長発達、育児等の相談を1回/月実施しており、随時、電話相談、面接等による相談も実施しています。</p> <p>【平成25年度実績(育児相談延利用者)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児 487人、幼児 606人</li> </ul>  | ◎今後も継続して実施します。                              | 健康課 |
| 妊婦・乳児健康診査事業の実施 | <p>◎妊婦健康診査公費負担分(チケット方式)は14回、乳児健康診査公費負担分(チケット方式)は1回実施しています。</p> <p>◎平成22年度から妊婦健康診査公費負担分の検査項目に、子宮頸がん検診等実施分を加え、拡充しました。</p> <p>【平成25年度実績(受診者)】</p> <p>&lt;妊婦健康診査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全14回 11,294人</li> <li>&lt;子宮頸がん検診&gt;</li> <li>・857人(受診率95.1%)</li> </ul> <p>&lt;乳児健康診査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・923人(受診率93.5%)</li> </ul> <p>※年度を越えて受診した人も計上。</p> | ◎今後も継続して実施します。                              | 健康課 |
| 発達相談の実施        | <p>◎子どもの健全な発達を促進するため、臨床心理士による発達チェックを含む個別相談を実施しています。</p> <p>【平成25年度実績】</p> <p>&lt;発達相談&gt;・・・臨床心理士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30回開催、相談者 121人</li> </ul> <p>&lt;健診時心理相談&gt;・・・臨床心理士</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳6か月児健康診査 18回開催、相談者 53人</li> <li>・3歳児健康診査 18回開催、相談者 53人</li> </ul>   | ◎今後も臨床心理士による相談を実施します。                       | 健康課 |
| 赤ちゃん訪問の充実      | <p>◎赤ちゃん訪問員、助産師、保健師が、生後4か月未満の乳児のいる家庭を訪問しています。</p> <p>◎赤ちゃん訪問員養成講座を受講した訪問員の支援を行っています。</p> <p>【平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象家庭 965件</li> <li>・訪問実施数 946件(訪問率98.0%)</li> <li>・訪問員養成講座及びフォローアップ研修 6回開催 実21人参加</li> </ul>  | ◎赤ちゃん訪問員養成講座を受講した訪問員の支援を行い、さらなる訪問率の向上に努めます。 | 健康課 |

| 施策・事業                           | 概要(実績等)  | 今後の方針  | 担当         |
|---------------------------------|--|--|------------|
| <p><b>特定健康診査及び特定保健指導の充実</b></p> | <p>◎生活習慣病の予備群となるメタボリックシンドロームを予防するために、特定健康診査を実施しています。</p> <p>◎特定健康診査の対象からはずれる40歳未満の人を対象とした「ヤング特定健診」を実施しています。</p> <p>◎特定健診の受診率向上のため、毎年実施期間中に未受診者に、受診勧奨はがきを郵送しています。</p> <p>【平成25年度実績】</p> <p>&lt;特定健康診査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診者数 5,244人 受診率 34.3% (結果内訳)</li> <li>・情報提供 4,520人</li> <li>・動機付け支援 507人 (初回面接終了者97人 指導率19.1%)</li> <li>・積極的支援 217人 (初回面接修了者29人 指導率13.4%)</li> </ul> <p>&lt;メタボ予防教室&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルシーダイエットスクール 2クール 実18名参加</li> <li>・健康アップ講座 3回コース 延べ31人</li> <li>・ボディデザインスクール 2日コース 実41人</li> </ul> <p>&lt;病態別健康講座&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(対象)40歳以上でメタボリックシンドロームではないが、検査値が基準を超えている人</li> <li>・血糖高めコース 27人</li> <li>・脂質高めコース 44人</li> </ul> | <p>◎今後も健康診査の受診を促すとともに、生活習慣病の予備軍を的確に把握し、保健指導の充実を図ります。</p> | <p>健康課</p> |
| <p><b>精神保健相談の実施</b></p>         | <p>◎精神障害を有する人の医療や生活支援を含めた相談を受けています。</p> <p>◎今後とも、必要に応じて、保健所で実施している精神保健福祉相談を紹介するとともに、保健所との連携を図っています。</p> <p>【平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康相談 12回 (相談者3人)</li> </ul>  | <p>◎今後も継続して実施します。</p>                                    | <p>健康課</p> |

| 施策・事業                      | 概要(実績等)  | 今後の方針          | 担当  |
|----------------------------|--|----------------|-----|
| 精神保健啓発事業「こころの健康づくりセミナー」の実施 | <p>◎精神保健福祉及び精神障害を有する人に対する住民の理解を深め、こころの健康の保持増進を進めることを目的に、「こころの健康づくりセミナー」等を実施しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自殺対策緊急強化基金補助事業として、ゲートキーパー養成講座①教職員向き 49 人・市役所職員向き 16 人・母親向き 3 回延べ 40 人実施</li> <li>・「心の体温計」を導入し、きづき・つなぐ活動を展開。36,122 件のアクセス数</li> </ul> | ◎今後も継続して実施します。 | 健康課 |

## (2) 医療・リハビリテーション体制の充実

### 【今後の方向性】

関係機関の連携のもとで、地域医療・リハビリテーション体制のさらなる充実に努めます。

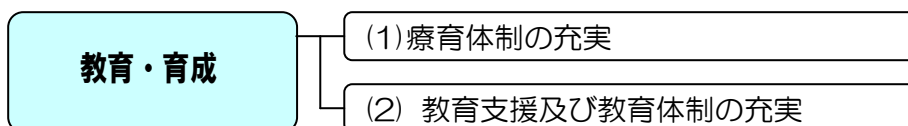
### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業     | 概要(実績等)  | 今後の方針                      | 担当                     |
|-----------|--|----------------------------|------------------------|
| 医療費の助成の実施 | <p>◎障害者医療として、医療費の助成を実施しています。</p> <p>◎障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）として、医療費の助成を実施しています。</p> <p>◎自立支援医療（精神通院医療）として、医療費の助成を実施しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者医療費 39,047 件 167,669 千円</li> <li>・更生医療費 2,662 件 111,879 千円</li> <li>・育成医療費 119 件 1,906 千円</li> </ul> <p>【平成 24 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者医療費 38,111 件 161,105 千円</li> <li>・更生医療費 2,620 件 85,484 千円</li> </ul> <p>※育成医療費は、平成 25 年度愛知県から権限移譲され、市で実施している。</p> <p>【平成 25 年度末実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療（精神通院医療）受給者数 1,056 人</li> </ul> | ◎今後も継続的に実施していき、適正な運営に努めます。 | 国保医療課<br>社会福祉課<br>県保健所 |

| 施策・事業                                 | 概要(実績等)   | 今後の方針                 | 担当         |
|---------------------------------------|---|-----------------------|------------|
| <b>かかりつけ医等の普及や地域医療・リハビリテーション体制の充実</b> | <p>◎尾張中部医療圏で、外科在宅当番医制を実施しています。</p> <p>◎尾張中部福祉圏域障害者支援協会を通じて、受診サポートブックを作成し、診察を受ける際のコミュニケーションに役立てています。</p> <p>◎今後も、かかりつけ医・歯科医の普及とともに、市内の医療機関や市外の高度医療機関との連携のもとで、地域医療・リハビリテーション体制の充実に努めています。</p> <p>◎薬局では、お薬手帳の利用を通じ、薬の飲みあわせや、重複のチェックを行い、適切な服薬管理を支援しており、気軽に相談できる、かかりつけ薬局の普及に努めています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外科在宅当番医 1,589 件（うち市内 758 件）</li> </ul> | <p>◎今後も継続して実施します。</p> | <p>健康課</p> |
| <b>夜間や休日医療、救急医療体制の充実</b>              | <p>◎第一次救急医療施設の休日急病診療所や第二次救急医療施設の済衆館病院と連携し、夜間や休日医療・救急医療体制の充実に努めています。</p> <p>◎「愛知県広域災害・救急医療情報システム」を通じて、救急医療情報を提供しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部休日急病診療所 2,725 件（うち市内在住 2,133 件）</li> <li>・第二次救急医療 10,162 件（うち市内在住 6,365 件）</li> </ul>  | <p>◎今後も継続して実施します。</p> | <p>健康課</p> |
| <b>歯科診療の充実</b>                        | <p>◎休日緊急歯科在宅当番医制を実施し、歯科診療の充実に努めています。</p> <p>◎市内歯科医院により、引き続き訪問歯科診療も実施しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問歯科診療 169 件（うち市内在住 83 件）</li> </ul>   | <p>◎今後も継続して実施します。</p> | <p>健康課</p> |



### 3. 教育・育成



#### (1) 療育体制の充実

##### 【今後の方向性】

障害を有する児童の支援体制の充実を図るため、乳幼児健康診査の受診から学校卒業後まで、関係機関のさらなる連携強化のもとで、障害を有する児童の基本的な生活習慣の形成や健全な発達を促し、保護者への支援を図るとともに、早期療育体制の充実を進めます。

##### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業         | 概要(実績等)  | 今後の方針  | 担当  |
|---------------|--|--|---|
| 児童発達支援の実施     | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎児童課・学校教育課と一緒に保育園巡回を実施しています。</li> <li>◎就学相談については、早期に対応できるよう支援をしています。</li> <li>◎身近な地域の障害を有する児童への支援の専門機関（事業）として関係機関と連携し、療育支援の充実に努めています。</li> <li>◎平成 24 年度より年長児単独療育（週 3 日）を実施しています。</li> <li>◎より質の高い療育を目指し、平成 26 年度からひまわり西園にて音楽療法士による音楽療法を月 1 回開始しました。ひまわり園については、平成 11 年から実施しています。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎今後も継続して実施します。</li> <li>◎ひまわり西園の建て替えに併せて、児童発達支援に関する受入体制の強化や支援機能の充実に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童課</li> <li>家庭支援課</li> <li>学校教育課</li> </ul> |
| 放課後等デイサービスの実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎学校通学中の障害を有する児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害を有する児童生徒の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進しています。</li> </ul> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延利用人数 916 人</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎今後も継続して実施します。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉課</li> </ul>                             |

| 施策・事業                    | 概要(実績等)   | 今後の方針  | 担当                                   |
|--------------------------|---|--|--------------------------------------|
| 療育相談全般の支援の実施             | <p>◎市内公共施設を拠点に「愛知県中央児童・障害者相談センター」による出張相談が実施されています。</p> <p>◎「ひまわり園」及び「ひまわり西園」で、臨床心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による発達相談・ことばの発達相談を実施しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達相談<br/>ひまわり園 14 回 31 件、ひまわり西園 17 回 39 件<br/>(内訳)</li> <li>・臨床心理士<br/>ひまわり園 3 回 5 件、ひまわり西園 11 回 26 件</li> <li>・言語聴覚士<br/>ひまわり園 11 回 19 件、ひまわり西園 6 回 13 件</li> </ul> | ◎関係機関と連携し、支援の充実に努めます。  | <p>社会福祉課</p> <p>児童課</p> <p>家庭支援課</p> |
| 幼児健康診査事後フォロー教室による療育支援の実施 | <p>◎幼児の健康診査等で心身の発育に遅れ等があり、経過観察が必要な幼児とその保護者を対象に、保健指導・育児指導・生活指導を実施しています。</p> <p>◎3 教室で開催しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室回数 57 回 参加(実)146 人(延)750 人</li> </ul>  | ◎今後も継続して、保健師、保育士、療育指導員、臨床心理士等、多職種と連携し、適切な助言・指導等に努めます。          | 健康課                                  |
| フォローアップ教室による療育支援の実施      | <p>◎「ひまわり園」及び「ひまわり西園」の療育指導員、保育園保育士や専任保育士が、親子関係や友だちとの関わりで不安を抱える就園前の親子支援・援助を行っています。</p> <p>◎保育園 2 園にて 3 教室(25 年度より 1 教室増)を実施しています。(九之坪北保育園—西地区、南地区 六ツ師保育園—東地区)</p> <p>45 組 (1 教室 15 組)</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西地区：29 回 参加(延) 244 人</li> <li>・南地区：26 回 参加(延) 187 人</li> <li>・東地区：29 回 参加(延) 209 人</li> </ul>                  | ◎就園前の親子の不安の軽減を目的に教室を継続します。職員の研修とし資質向上に努めます。<br>・3 教室ともに 29 回開催 | 児童課                                  |

| 施策・事業      | 概要(実績等)                                    | 今後の方針                       | 担当  |
|------------|--|-----------------------------|-----|
| 統合保育の推進    | ◎統合保育を全園（14 園）で実施しています。                    | ◎今後も継続して実施していきます。           | 児童課 |
| 入園指導委員会の実施 | ◎適正な集団保育・教育を行うため、入園指導委員会を年 1 回入園前に開催しています。 | ◎今後も連携機関の拡大を図り、委員会の充実に努めます。 | 児童課 |

## （２）教育支援及び教育体制の充実

### 【今後の方向性】

年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、また、障害の有無に関わらず共に教育を受けられるようなインクルーシブ教育システムの構築に向けて、合理的配慮への留意と教育内容の充実を図ります。

### 【施策・事業の展開】

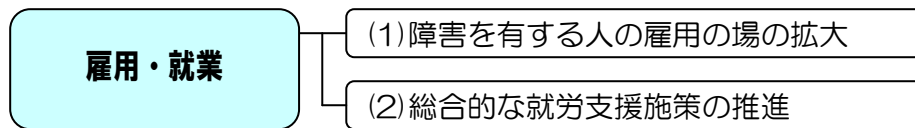
| 施策・事業       | 概要(実績等)   | 今後の方針   | 担当    |
|-------------|---|---|-------|
| 巡回就学相談事業の実施 | ◎県が専門家による総合診断チームを編成し、障害を有する児童生徒の就学・教育をめぐる諸問題の相談会を実施しています。<br>【平成 25 年度実績】<br>・「特別支援学校のセンター的機能による巡回相談活動」（県事業）<br>市内 5 小学校 計 5 回<br>・「発達障害児指導事例研究会」<br>市内 3 小学校 計 3 回 | ◎今後も継続して、巡回就学相談事業を実施します。<br>◎今後も適正な就学に向けて、保護者へより充実した相談事業を展開します。 | 学校教育課 |
| 就学奨励事業の実施   | ◎就学が困難な状況にある方に、教育の機会均等を図るため、その就学に必要な経費の一部を補助しています。<br>【平成 25 年度実績】<br>・助成総額 2, 242, 634 円<br>小学校 1, 238, 413 円（43 人）<br>中学校 1, 004, 221 円（20 人）                     | ◎今後も継続して、特別支援教育就学奨励費事業を実施します。                                   | 学校教育課 |

| 施策・事業                           | 概要(実績等)  | 今後の方針  | 担当    |
|---------------------------------|--|--|-------|
| <b>チームティーチング、少人数数学級、指導体制の強化</b> | <p>◎少人数数学級を小学校1・2年生と中学校1年生で実施しています。</p> <p>◎教師の役割分担や指導内容及び指導方法について、校内での共通理解の下、全校で一貫した指導体制を整えて、より効果的にチームティーチングを実施しています。</p> <p>◎学び支援事業として市単独で非常勤講師を各学校に配置し、きめ細やかな教育指導を行う等、学級運営・基礎学力の向上に努めています。</p> <p>【平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全小中学校に1～3人、計34人の市非常勤講師を配置</li> </ul> | <p>◎今後も継続して児童生徒一人ひとりの個性に応じた指導体制の強化に努めます。</p>   | 学校教育課 |
| <b>特別支援教育の充実</b>                | <p>◎障害を有する児童生徒一人ひとりの個性に応じた特別支援教育を推進しています。</p> <p>◎市内の小中学校に特別支援教育支援員を配置し、障害を有する児童生徒が、学校生活を円滑に送ることができるよう支援しています。</p> <p>【平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育支援員配置校<br/>小学校10校、中学校2校(計16人)</li> </ul>  | <p>◎今後も継続して、特別支援教育の充実に努めます。</p> <p>◎今後も、教職員の障害理解の推進と専門性の向上とともに、保護者や専門機関との連携推進等、校内で支援・相談対応ができる体制づくりに努めます。</p> | 学校教育課 |
| <b>特別支援学校の児童生徒との交流教育の実施</b>     | <p>◎市内の小中学校において、特別支援学校との交流及び共同学習を実施しています。</p> <p>【平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校からの交流者数<br/>7人</li> </ul>  | <p>◎今後も継続して、特別支援学校と連携し、障害を有する児童生徒との交流を進めます。</p>  | 学校教育課 |

| 施策・事業                              | 概要(実績等)   | 今後の方針                                 | 担当                             |
|------------------------------------|---|---------------------------------------|--------------------------------|
| <b>特別な支援を要する児童の円滑な就学に向けた幼保小の連携</b> | <p>◎「発達障害児支援担当者連絡会議」を設置し、幼稚園・保育園・小学校・通級指導教室の現状報告とともに、連携について話し合いを行っています。本会議をきっかけとして、幼稚園・保育園・小学校の連携が密になってきており、該当園児の情報交換も円滑に行われるようになってきています。</p> <p>◎毎年7～9月にかけて、通級指導教室担当、指導主事、特別支援コーディネーター、児童コーディネーターが市内保育園を巡回し、障害を有する年長児の発達状況の把握を行っています。その情報は、就学児童の資料として、学校教育課から各小学校へ情報提供されています。また、希望のある保護者に対しては、就学相談を行っています。</p> | <p>◎特別支援担当相談員を配置し、さらに幼保小の連携を進めます。</p> | <p>児童課<br/>学校教育課<br/>家庭支援課</p> |
| <b>教職員の資質や専門性の向上</b>               | <p>◎県・市が主催する研修会への参加等を通じて、特別支援教育に関わる教職員の資質や専門性の向上に努めています。</p> <p>◎学び支援事業として、子どもの学力の充実を図るために、教職員の指導力向上を図る研修会を実施しています。</p> <p>【平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市主催 年5回実施</li> <li>・各学校 年1回実施</li> </ul>  | <p>◎今後も継続して実施します。</p>                 | <p>学校教育課</p>                   |
| <b>教育・進学に関する相談支援の実施</b>            | <p>◎スクールカウンセラーを市内16校に配置しており、児童生徒、保護者、教員等を対象に、学校教育や家庭教育、問題行動に関わる相談に対応しています。</p> <p>◎電話相談は、教育支援センター内で、週3日受け付けています。</p> <p>【平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー相談件数 (小学校2,376件、中学校1,921件)</li> <li>・電話相談件数 19件</li> </ul>   | <p>◎今後も継続して実施します。</p>                 | <p>学校教育課</p>                   |

| 施策・事業                        | 概要(実績等)   | 今後の方針   | 担当  |
|------------------------------|---|---|---|
| <b>放課後児童健全育成事業の充実</b>        | <p>◎特に配慮が必要と思われる児童に対し、障害児加配指導員を設置しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童：44 人、7 児童クラブへ 11 人を加配</li> </ul>   | <p>◎児童クラブの対象児童を 4～6 年に拡大することを検討します。</p> <p>◎家庭の事情等の変化にあわせ、事業の充実に努めます。</p> | <p>児童課</p>  |
| <b>発達障害を有する人の総合的な支援体制の整備</b> | <p>◎平成 24 年度に家庭支援課が新設され、児童コーディネーターを配置しており、出生から 18 歳までの支援・相談対応を行っています。</p> <p>◎発達障害（児）者連絡会議を社会福祉課・家庭支援課・児童課・社会福祉協議会と月 1 回開催。発達障害に関する問題について検討しています。</p> <p>◎各課で実施している発達障害を有する人に対する事業について、各年代・生活環境ごとに支援体制、相談体制等を整理し、かつ、関係課の連携の充実に努めています。</p> | <p>◎今後も継続して実施します。</p>   | <p>社会福祉課</p> <p>児童課</p> <p>家庭支援課</p> <p>健康課</p> <p>学校教育課</p> <p>社会福祉協議会</p> |

## 4. 雇用・就業



### (1) 障害を有する人の雇用の場の拡大

#### 【今後の方向性】

障害を有する人の雇用の拡大に向けて、企業や関係機関、事業所の連携による雇用の啓発とともに、各種助成金制度の周知、雇用の場における合理的配慮の必要性について周知に努めます。

#### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業                 | 概要(実績等)  | 今後の方針   | 担当   |
|-----------------------|--|---|--|
| 障害を有する人の雇用に関する啓発活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎名古屋中公共職業安定所と連携し、北名古屋市地域職業相談室にて求人・求職情報を紹介しています。</li> <li>◎市内の事業主に対し、障害者雇用に対する理解の促進や、障害を有する人の雇用に関する各種助成制度、相談窓口等の周知・普及に努めています。</li> <li>◎障害を有する人の雇用に対する理解等、啓発活動の充実に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎今後も継続して求人・求職情報を紹介します。</li> <li>◎広報、ホームページにより職業相談室を紹介します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>商工農政課</li> <li>社会福祉課</li> </ul> |
| 職業相談・紹介窓口等の周知・利用促進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎名古屋中公共職業安定所と連携し、北名古屋市地域職業相談室にて職業相談及び職業紹介を行っています。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎今後も継続して実施します。</li> <li>◎広報、ホームページにより職業相談室の紹介を行います。</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>商工農政課</li> </ul>                |
| 市役所における障害を有する人の雇用の拡充  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎市役所では障害を有する方の雇用に積極的に取り組んでいます。</li> <li>◎平成25年度は、一般職員の採用試験に障害者枠を設け実施するとともに、非常勤職員の登録試験も実施しました。</li> </ul> <p>【平成26年度採用実績】<br/>非常勤職員 1人</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎今後も継続して障害を有する方の雇用の促進に努めます。</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>人事秘書課</li> </ul>                |

## (2) 総合的な就労支援施策の推進

### 【今後の方向性】

市や相談支援事業者、公共職業安定所等の支援機関、福祉施設、特別支援学校等の連携・協力のもと、事業主・障害を有する人双方の不安を緩和して、就労促進と継続雇用につながるような支援の充実を図ります。

また、優先調達に関する基本方針等に基づき、福祉的就労・生産活動の場の利用者により高い収益を還元でき、事業を継続していけるような取組を検討します。

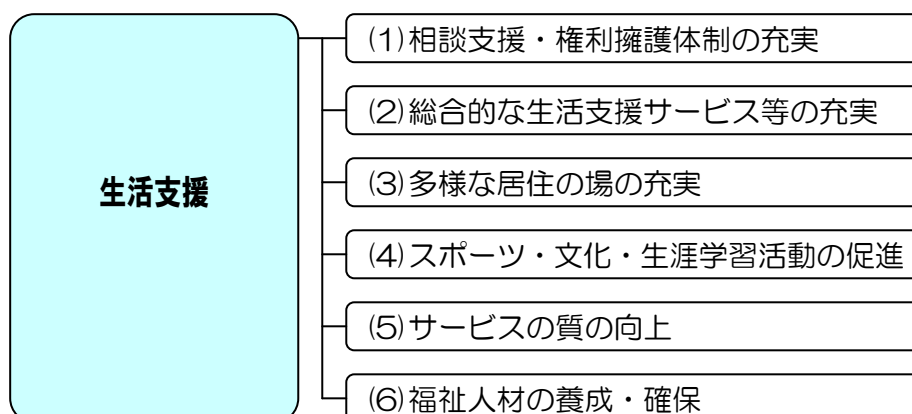
### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業        | 概要(実績等)   | 今後の方針          | 担当             |
|--------------|---|----------------|----------------|
| 就労移行支援の充実    | <p>◎現在、障害者総合支援法に基づく就労に向けた訓練等給付を行う事業者は、市内では就労支援A型と就労支援B型の各1事業所で計2事業所です。</p> <p>◎尾張中部福祉圏域障害者支援協議会を通じて、事業者と尾張中部障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携し、職場実習先の開拓等、就労支援の促進に努めています。</p> <p>【平成25年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援 7人、就労継続支援(A型) 31人、就労継続支援(B型) 15人</li> </ul> | ◎今後も継続して実施します。 | 社会福祉課          |
| 求職活動支援の充実    | <p>◎尾張中部福祉圏域障害者支援協議会を通じて、事業者と尾張中部障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携し、就職ガイダンスの実施等を通じて、職場開拓を行っています。</p> <p>◎名古屋中公共職業安定所と連携し、北名古屋市地域職業相談室にて求職情報を紹介しています。</p>  | ◎今後も継続して実施します。 | 社会福祉課<br>商工農政課 |
| 職場適応・定着支援の充実 | <p>◎事業者と愛知障害者職業センター等の関係機関との連携のもとで、ジョブコーチによる就業面の支援を行っています。</p> <p>◎就業面とともに、生活面の支援を実施し、就職後の職場への定着を促進しています。</p>  | ◎今後も継続して実施します。 | 社会福祉課          |



| 施策・事業                           | 概要(実績等)  | 今後の方針  | 担当           |
|---------------------------------|--|--|--------------|
| <b>福祉的就労・<br/>生産活動の<br/>活性化</b> | <p>◎平成 25 年 4 月に障害者優先調達推進法が施行されたことに伴い、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定しました。</p> <p>◎市内の障害者就労施設にその施設が提供可能な物品や役務を調達しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段ボール回収、資源回収場所の管理、EMぼかしの製造、たまねぎの購入等を実施</li> </ul> | <p>◎ 今後も、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を策定し、障害者就労施設への仕事の依頼、製品の販売、委託等の役務を調達し、就労・生産活動の活性化に努めます。</p> | <p>社会福祉課</p> |

## 5. 生活支援



### (1) 相談支援・権利擁護体制の充実

#### 【今後の方向性】

相談支援の窓口に関する周知徹底を図るとともに、相談支援に求められる役割・機能の拡大にあわせた体制強化を図ります。

また、成年後見制度や社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の活用、居住の手続き支援（保証人等）等、今後とも、権利擁護のための制度・事業と福祉サービスの利用支援を組み合わせた相談支援の充実を図ります。

#### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業         | 概要(実績等)   | 今後の方針   | 担当             |
|---------------|---|---|----------------|
| 福祉に関する総合窓口の充実 | <p>◎市役所西庁舎及び東庁舎において福祉総合窓口を設置し、障害を有する人やその家族等からの生活全般に関する相談を実施しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <p>・東総合窓口受付件数 3,266 件</p>               | ◎今後も継続して実施します。  | 社会福祉課<br>高齢福祉課 |
| ケアマネジメント体制の整備 | <p>◎障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、市内の 5 事業所（身体・知的・精神・児童の専門的機関及び社会福祉協議会）と契約し、相談支援窓口を設置しています。</p> <p>◎窓口では相談に無料で応じ、必要な情報提供や助言を行っています。</p> | <p>◎今後も市広報紙等を通じた窓口の周知とともに、ケアマネジメントに関わる職員等の資質向上を促します。</p> <p>◎必要に応じて、権利擁護に関する制度・事業の活用や居住支援等を組み合わせた総合的な支援に努めます。</p> | 社会福祉課          |

| 施策・事業                   | 概要(実績等)  | 今後の方針  | 担当             |
|-------------------------|--|--|----------------|
| 心身障害者<br>相談の実施          | ◎毎月第2火曜日に、身体障害者・知的障害者相談員による相談を実施しています。   | ◎今後も相談事業の周知を図り、活動促進を図ります。  | 社会福祉課          |
| 成年後見制度の周知・活用促進          | ◎障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、成年後見制度の活用を支援するために、市長が後見等の審判の請求を行う場合の費用等を助成しています。<br>◎市長申し立てが必要な人への対応については、社会福祉課・高齢福祉課との連携を図り適宜対応していきます。   | ◎今後も広報紙等を通じた制度の周知とともに、相談窓口を通じて、福祉サービスの利用支援とあわせた制度の活用に努めます。   | 社会福祉課<br>高齢福祉課 |
| 日常生活自立支援事業の周知・活用促進      | ◎北名古屋市、清須市、豊山町で、福祉サービスの利用や金銭管理等の支援を実施しています。<br>◎関係機関への周知や利用料金の助成を行い、事業の活用促進に努めた結果、利用者が大幅に増加しています。<br>【平成25年度末実績】<br>・市内契約者数 23人<br>【平成25年度実績】<br>・市内相談援助件数 427件  | ◎今後も継続して実施し、障害を有する人が地域で自立した生活を安心して送ることができるよう支援します。<br>◎平成27年4月より、従来の広域での実施から、各市町村社協がそれぞれの市町村単位で実施する体制へ移行します。 | 社会福祉協議会        |
| 関係機関のネットワークによる虐待への対応の強化 | ◎障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）により、障害者虐待防止センター機能を社会福祉課内におき、障害者虐待、権利の侵害の防止に努め、虐待の早期発見・早期対応が可能となる仕組みを整え、地域の関係機関と協力を図り支援体制を強化しています。<br>◎尾張中部福祉圏域障害者支援協議会、要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係機関のネットワークのもとで、虐待への迅速な対応と発生後の適切な支援に取り組んでいます。<br>◎相談支援事業の充実等を通じて、虐待の未然の防止に努めています。 | ◎今後も継続して実施します。   | 社会福祉課<br>家庭支援課 |

## (2) 総合的な生活支援サービス等の充実

### 【今後の方向性】

住み慣れた自宅や身近な地域での自立した生活を支えるために、家庭内や外出時の緊急通報に関する支援や、医療費助成や各種手当等との経済的な自立支援、日中活動の場の充実を含めて、総合的な生活支援サービス等の充実を進めます。

また、施設に入所している人の地域生活への移行と定着を促進します。

### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業                        | 概要(実績等)   | 今後の方針   | 担当    |
|------------------------------|---|---|-------|
| 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の周知  | <p>◎身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付しています。</p> <p>【平成 25 年 3 月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 2,338 人</li> <li>・療育手帳 476 人</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳 411 人</li> </ul>       | ◎今後も市広報紙等を通じて、手帳所持により利用可能なサービスや制度の周知を図ります。                                | 社会福祉課 |
| 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保 | ◎障害を有する人一人ひとりの障害支援区分に応じて、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供しています。  | ◎障害支援区分認定を進め、支給決定基準を制定し、必要に応じたサービス提供体制の確保に努めます。                           | 社会福祉課 |
| 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の提供体制の確保 | <p>◎障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業を実施しています。</p> <p>◎地域生活支援事業については、無料（一部有料あり）で提供しています。</p>  | ◎今後も、障害を有する人の地域での自立した生活を総合的に支援するために、障害福祉サービスとあわせて、必要に応じた地域生活支援事業の充実に努めます。 | 社会福祉課 |
| 配食サービスの実施                    | <p>◎買い物や食事の調理が困難な身体障害を有する人等を対象に配食を行っています。</p> <p>◎障害者総合支援法に基づく障害を有する人へアセスメントを行い、必要な人へ配食を実施しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延 110 人 1,876 食</li> </ul> | ◎今後も継続して実施します。  | 高齢福祉課 |

| 施策・事業                  | 概要(実績等)  | 今後の方針          | 担当    |
|------------------------|--|----------------|-------|
| 寝具乾燥サービス事業の実施          | <p>◎障害者総合支援法に基づく障害を有する人へアセスメントを行い、必要な人へ寝具の貸出を実施しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具乾燥 5 人 寝具貸与 3 人</li> </ul>   | ◎今後も継続して実施します。 | 高齢福祉課 |
| 障害児通園通学費助成金交付事業の実施     | <p>◎特別支援学校に通園通学している障害を有する児童に対して、障害児通園通学費助成金を支給する事業を実施しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13 件</li> </ul>   | ◎今後も継続して実施します。 | 社会福祉課 |
| 身体障害者等ショートステイ送迎援助事業の実施 | <p>◎重度の身体障害を有する人等がショートステイ(短期入所)を利用するため、介護者が施設への入退所の際にタクシーを利用して送迎した場合の料金の一部を助成する事業を実施しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 件</li> </ul>   | ◎今後も継続して実施します。 | 社会福祉課 |
| 障害者タクシー利用等補助事業の実施      | <p>◎障害を有する人の社会参加を促進するため、タクシー利用又はガソリン給付補助券を交付しています。</p> <p>◎タクシー利用・ガソリン補助のどちらでも利用できる補助券として、事業を実施しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行者数 1,996 人</li> <li>・ 利用枚数 (タクシー券 21,042 枚 ガソリン券 26,031 枚)</li> </ul> | ◎今後も継続して実施します。 | 社会福祉課 |
| 市内循環バスの利便性向上           | <p>◎ 市内循環バスを運行しています。1 回 100 円で誰でも乗車できます。</p> <p>◎ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、運転手に手帳を提示された人とその付き添いの人 1 名は料金を免除しています。</p>   | ◎今後も継続して実施します。 | 防災交通課 |

| 施策・事業   | 概要(実績等)   | 今後の方針                           | 担当      |
|---|---|---------------------------------|---------|
| <b>身体障害者<br/>補助犬訓練<br/>等補助金の<br/>実施</b>           | ◎身体障害を有する人が身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の貸与を受けることを前提に行う訓練等にかかる費用を補助しています。<br><b>【平成 25 年度実績】</b><br>・ 0 件   | ◎今後も継続して実施します。                  | 社会福祉課   |
| <b>重度身体障害者<br/>自助具<br/>購入補助金<br/>交付事業の<br/>実施</b> | ◎身体障害者手帳 1 ・ 2 級の交付を受けている人に対して、自助具（自分にあつたスプーン・片手用まな板等）購入費用に補助金を交付する事業を実施しています。<br><b>【平成 25 年度実績】</b><br>・ 1 件                                    | ◎今後も継続して実施します。                  | 社会福祉課   |
| <b>車椅子の貸<br/>出の実施</b>                             | ◎社会福祉協議会会員加入世帯で、外出等で車椅子を必要とする人に短期間の貸出を行っています。<br><b>【平成 25 年度実績】</b><br>・ 貸出件数 180 件  | ◎今後も継続して実施します。                  | 社会福祉協議会 |
| <b>移送サービスの<br/>実施</b>                             | ◎社会福祉協議会会員加入世帯の方で、家族で送迎することが困難な高齢者や障害を有する人に対して、移送（運転）ボランティアの協力により病院や福祉施設等への送迎を行っています。<br><b>【平成 25 年度実績】</b><br>・ 移送ボランティア 21 人<br>・ 実施件数 1,036 件 | ◎今後も継続してポスター等でボランティアの募集をしていきます。 | 社会福祉協議会 |
| <b>車椅子対応<br/>ワゴン車の貸<br/>出の実施</b>                  | ◎車椅子使用者等の移動のために車が必要な方に、ワゴン車を無料で貸し出しています。<br><b>【平成 25 年度実績】</b><br>・ 貸出件数 57 件  | ◎今後も継続して実施します。                  | 社会福祉協議会 |
| <b>障害者サロン「にこマル」<br/>の実施</b>                       | ◎一般就労をしている障害者等の交流の機会を設けるために、①相手の話を聞く、②相手を否定しないというルールをもとに社会性を高めながらサロンに集い、近況を聞き、楽しみながら創作活動等を行っています。<br><b>【平成 25 年度実績】</b><br>・ 開催回数 奇数月 6 回        | ◎今後も継続して実施します。                  | 社会福祉協議会 |

| 施策・事業                 | 概要(実績等)  | 今後の方針          | 担当               |
|-----------------------|--|----------------|------------------|
| 緊急通報システム事業の実施         | ◎身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人でひとり暮らしをしている場合に、警備会社に通報するサービスを実施しています。<br>【平成25年度実績】<br>・67人   | ◎今後も継続して実施します。 | 高齢福祉課            |
| 人にやさしい住宅リフォーム給付費事業の実施 | ◎障害を有する人が生活している住宅改修の費用を給付する事業を実施しています。<br>【平成25年度実績】<br>・11人   | ◎今後も継続して実施します。 | 高齢福祉課            |
| 各種手当の支給の実施            | ◎障害のために生じる特別な負担への支援として、手当を支給し、福祉の増進を図っています。<br>【手当等】<br>・特別児童扶養手当<br>・障害児福祉手当<br>・特別障害者手当<br>・経過的福祉手当<br>・在宅重度障害者手当<br>・市障害（児）者扶助料 | ◎今後も継続して実施します。 | 社会福祉課<br><br>児童課 |

### （3）多様な居住の場の充実

#### 【今後の方向性】

自宅や自宅以外の民間賃貸住宅、グループホーム等、本人の希望や障害の程度、家庭環境等に応じて、住まいを選択できるように、多様な居住の場の充実を図ります。

#### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業      | 概要(実績等)  | 今後の方針               | 担当    |
|------------|--|---------------------|-------|
| 居住支援制度の周知等 | ◎住み慣れた自宅での暮らしや自宅以外での居住を支援する観点から、当事者や事業者向けの各種支援制度があります。<br>【主な居住支援制度】<br>・地域優良賃貸住宅制度（愛知県）<br>・家賃債務保証制度（一般財団法人高齢者住宅財団） | ◎広報等を通じて制度の周知に努めます。 | 社会福祉課 |

| 施策・事業           | 概要(実績等)  | 今後の方針  | 担当    |
|-----------------|--|--|-------|
| 圏域の障害福祉の拠点施設の充実 | ◎「尾張中部福祉の杜」は、障害者総合支援法に基づき、入所施設・短期入所・生活介護等のサービスを提供しています。                | ◎今後も圏域の障害福祉の拠点として、施設入所への支援とともに、短期入所や生活介護等のサービスを通じて、障害を有する人の在宅での地域生活支援の充実を図ります。 | 社会福祉課 |
| グループホームの設置の支援   | ◎障害者総合支援法に基づき、地域で自立した生活を営む場の整備を促進するため、グループホームの整備に要する経費を補助する事業を実施しています。 | ◎今後もグループホームの新規開設するに当たり必要な経費に対して補助金を交付し、居住の場の確保を図ります。                           | 社会福祉課 |
| グループホームの家賃補助    | ◎グループホームの利用者にとって負担の大きい家賃に対しては、平成 23 年 10 月から家賃補助が実施されています。             | ◎今後も継続して実施します。   | 社会福祉課 |

#### (4) スポーツ・文化・生涯学習活動の促進

##### 【今後の方向性】

スポーツや文化活動、生涯学習活動が持つ楽しみ、人間関係を広げる等の役割を踏まえて、身近な地域の中でスポーツや活動を始める（又は継続する）きっかけや環境を提供します。

また、スポーツ・文化サークルの立ち上げ、スポーツ指導員や共に楽しむボランティアの確保、移動支援等、活動が地域に定着していくための総合的な支援に努めます。

##### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業          | 概要(実績等)  | 今後の方針                                    | 担当      |
|----------------|--|--|---------|
| 障害者スポーツ交流大会の実施 | ◎実行委員会を組織し、内容等を検討し実施しています。<br>【実績】<br>・平成 24 年度…参加者 53 人、参加ボランティア 36 人、実行委員 17 人<br>・平成 25 年度…参加者 57 人、参加ボランティア 31 人、実行委員 17 人 | ◎今後も継続して実施し、若い世代の参加者やボランティアの参加を増やしていきます。 | 社会福祉協議会 |



| 施策・事業                 | 概要(実績等)  | 今後の方針  | 担当    |
|-----------------------|--|--|-------|
| 芸術・文化活動に対する支援         | ◎文化祭の作品展で障害を有する人の芸術作品も展示しています。   | ◎今後も継続して作品展など文化活動の発表の場を提供します。  | 生涯学習課 |
| 点字図書及び朗読CDの充実         | ◎点字図書は、作成ボランティアの協力と購入により毎年30冊程増加しています。<br>【点字図書平成25年度末所蔵数】<br>338冊<br>【朗読CD平成25年度末所蔵数】<br>681点<br>【朗読CD購入数】<br>平成24年度 66点、<br>平成25年度 34点 | ◎今後も点字図書・朗読CDの充実を図るとともに、DAISY(デイジー)図書の収集を検討します。  | 生涯学習課 |
| 図書の郵送貸出の実施            | ◎身体障害者手帳1級～3級及び療育手帳A判定の交付を受けており、図書館に来館できない人に、郵送貸出を実施しています。<br>◎郵送貸出事前登録者は3人あり、そのうち1人については、定期的に図書利用申込みがあります。                              | ◎現在の郵送貸出(心身障害者用ゆうメール)は重量・大きさ・梱包方法等に制限があり、また本を郵便窓口へ持参するかポストへ投函しなければならず、障害を有する人には利用しにくいいため、これに替わる方法を検討します。 | 生涯学習課 |
| 生涯学習講座の開催と参加しやすい環境の整備 | ◎高齢者や障害を有する人でも参加しやすいように、無料シャトルバスが利用できる総合体育館での開催を増やしました。また、申込み方法について、ハガキだけでなく、インターネットでの応募システムを導入しました。<br>【平成25年度実績】<br>・26講座              | ◎今後も、多種多様な学習要求に応え、障害を有する人が参加しやすい環境づくりを進めます。  | 生涯学習課 |
| 体験活動支援バンクの充実          | ◎「体験活動ボランティア活動支援センター」において、体験活動の指導・支援を行うボランティア登録及び指導者の紹介等、学校や地域のコーディネートを実施しています。<br>【平成25年度実績】<br>・登録46団体 個人28人                           | ◎今後も登録者の拡大と、ボランティア活動の情報提供を充実させ、利用促進に努めます。  | 生涯学習課 |

| 施策・事業      | 概要(実績等)   | 今後の方針          | 担当    |
|------------|---|----------------|-------|
| 施設の無料開放の実施 | ◎平成 26 年度より、障害者スポーツ充実のため、毎月第 3 土曜日をクローバーの日とし、体育館アリーナ（半面）及び多目的ホールについて、身体障害を有する人に無料開放しています。 | ◎今後も継続して実施します。 | スポーツ課 |

## (5) サービスの質の向上

### 【今後の方向性】

市、福祉施設及び当事者団体等関係機関が尾張中部圏域障害者支援協議会等を通じて連携し、各事業所におけるサービスの質を高める取組を促進します。

### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業               | 概要(実績等)   | 今後の方針   | 担当             |
|---------------------|---|---|----------------|
| 福祉の総合窓口を通じた苦情処理等の実施 | ◎市役所西庁舎及び東庁舎に設置した福祉の総合窓口と各担当の連携を図ることにより、迅速に相談・苦情に対応しています。また、情報を伝達することによりサービスの質の向上に努めています。   | ◎今後も継続して実施します。  | 社会福祉課<br>高齢福祉課 |
| 県の第三者評価事業の活用促進      | ◎県が「福祉サービス第三者評価事業」として、社会福祉法人等の提供するサービスの質を第三者機関が評価する事業を行っています。   | ◎今後も市内事業者に県事業の利用を促します。  | 社会福祉課          |
| 相談支援やサービスの従事者の資質の向上 | ◎尾張中部圏域障害者支援協議会等を通じて、関係機関の連携を図り、相談支援等に関する情報共有を図っています。<br>◎相談支援やサービスに関わる従事者における資質の向上を図るため、今後も尾張中部圏域障害者支援協議会等を通じた関係機関の連携強化とともに、各種研修の充実や積極的な参加を促します。 | ◎今後、尾張中部圏域障害者支援協議会や市町部会等を通じて、各相談支援機関の連携を図り情報共有や、相談対応の基盤づくりを目指します。 | 社会福祉課          |

## (6) 福祉人材の養成・確保

### 【今後の方向性】

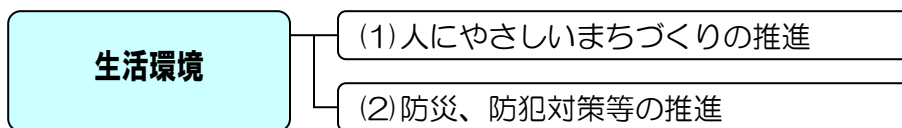
引き続き、相談窓口等に看護師、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士等の専門職を配置し、専門性の高い相談等への対応に努めます。

また、専門職だけでなく、当事者によるピアサポートやボランティア等幅広い福祉人材を確保し、福祉に携わる人材のすそ野を広げていきます。

### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業               | 概要(実績等)   | 今後の方針  | 担当    |
|---------------------|---|--|-------|
| <b>専門職の確保及び適正配置</b> | ◎相談窓口には、看護師、社会福祉士の専門職を配置するとともに、市が委託している相談支援事業所には、精神保健福祉士及び介護福祉士等の資格所有者が配置されており、専門性の高い相談等について連携を図っています。  | ◎福祉サービス従事者を今後も安定的に確保していくために、尾張中部福祉圏域障害者支援協議会を通じて、周辺自治体や名古屋中公共職業安定所等関係機関との協力、教育機関・養成施設等との連携のもとで、人材確保を検討します。 | 社会福祉課 |
| <b>ピアサポートの充実</b>    | ◎地域生活支援事業の新たな事業メニューとして、自発的活動支援事業が規定されており、ピアサポート（障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。）が盛り込まれています。 | ◎地域生活支援事業の自発的活動支援事業等を通じて、ピアサポートの充実を検討します。  | 社会福祉課 |

## 6. 生活環境



### (1) 人にやさしいまちづくりの推進

#### 【今後の方向性】

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等に基づき、障害を有する人等の視点に立ったまちづくりを推進します。

#### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業               | 概要(実績等)  | 今後の方針                           | 担当           |
|---------------------|--|---------------------------------|--------------|
| 誰もが使いやすい公共施設の整備推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎迎島公園の整備に当たり、多目的トイレを設置しました。</li> <li>◎市役所庁舎をはじめとする公共施設については、手すりの設置等、基本的なバリアフリー化を実施しています。</li> </ul>   | ◎今後も、誰もが使いやすい公共施設の整備を推進します。     | 都市整備課<br>総務課 |
| 人にやさしい歩道整備事業の推進     | ◎西春駅西口駅前への整備に当たり、幅及び段差のない歩道を整備しました。また、舗装は透水性に優れた材料を採用し、水たまりが生じにくい構造としました。  | ◎今後も、障害を有する人等にやさしい移動環境を努めます。    | 都市整備課        |
| 視覚障害者誘導用ブロック整備事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎西春駅西口駅前への整備に当たり、駅前広場内に視覚障害を有する人の誘導用ブロックを設置しました。</li> <li>◎案内板の設置に際しては、視覚障害者にも分かりやすい点字表記の案内板としました。</li> </ul>   | ◎今後も、視覚障害を有する人の誘導用ブロックを順次整備します。 | 都市整備課        |
| 公共交通機関のバリアフリー化の促進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎西春駅西口駅前への整備に当たり、タクシー乗降場では、歩道と車道に段差が生じない構造としました。バス乗降場では、歩道部を高くすることで、きたバスの乗降口と段差が生じない構造としました。</li> <li>◎駅舎からバス・タクシー乗り場まで雨に濡れることなく移動できるように上屋を設置しました。</li> </ul> | ◎今後も、必要に応じてバリアフリー化を促します。        | 都市整備課        |

| 施策・事業                     | 概要(実績等)  | 今後の方針               | 担当    |
|---------------------------|--|---------------------|-------|
| 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等の周知 | <p>◎県で作成している案内用冊子、ポスター等を窓口を設置・掲示し、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等を周知しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人にやさしい街づくりの推進に関する条例における届出書提出件数：16 件</li> </ul> | ◎今後も同様の方法により、周知します。 | 施設管理課 |

## (2) 防災、防犯対策等の推進

### 【今後の方向性】

災害時要配慮者支援の対策を推進し、身近な地域における避難支援の体制づくりや福祉避難所の確保とともに、災害時要配慮者の避難を想定した訓練の実施について、市内各地区で順次実施します。

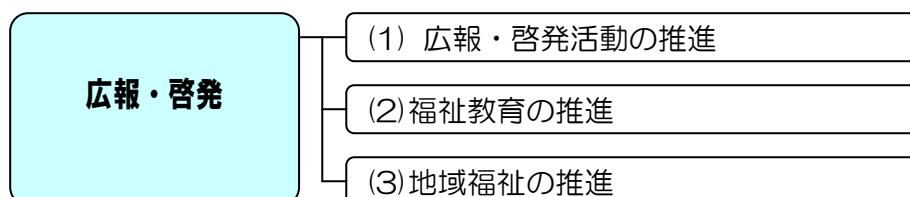
また、犯罪被害からの予防や緊急時の通報対策、交通安全対策、さらには悪徳商法等消費者トラブルから守る取組等、障害を有する人の安全・安心のための総合的な対策に努めます。

### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業        | 概要(実績等)   | 今後の方針   | 担当                        |
|--------------|---|---|---------------------------|
| 災害時要配慮者対策の推進 | <p>◎災害時に防災ほっとメールによる災害情報を配信しています。登録された聴覚障害を有する人には、FAXで情報を伝達しています。また、視覚障害を有する人には、防災行政無線（スピーカによる放送や個別受信機）による音声で情報を伝達しています。</p> <p>◎各避難所が一時的な福祉避難場所として機能できる体制づくりのため、ベッドや車椅子、介護用品等のレンタル又は購入により対応できるように事業所との協定を締結しました。</p> <p>◎災害時の安否を確認するための災害時要援護台帳管理システムを構築しています。</p> <p>◎災害時要援護者台帳に登録した情報をもとに、災害情報の伝達、安否確認、避難誘導等の訓練を実施しています。</p> <p>◎重度の障害を有する人の受け入れ施設として、社会福祉法人西春日井福祉会の所有施設である障害者センターや特別養護老人ホームの使用の協力を要請するための協定を締結しています。</p> | <p>◎今後も継続して実施します。</p> <p>◎今後も障害を有する人の性別や年齢、障害の状態、生活の実態に応じた対策を継続して検討します。</p> | <p>防災交通課</p> <p>社会福祉課</p> |

| 施策・事業                  | 概要(実績等)  | 今後の方針          | 担当             |
|------------------------|--|----------------|----------------|
| 交通安全教室・防犯教室の開催         | ◎障害を有する人を対象として、必要に応じて教室を開催しています。   | ◎今後も継続して実施します。 | 防災交通課          |
| 信号機や横断歩道等、交通安全施設の充実・整備 | ◎市役所東庁舎西の交差点歩行者用信号機に音響装置を設置しました。<br>◎主要地方道名古屋江南線の西春駅信号交差点の信号機がカメラ付歩行者感应式信号機になりました。   | ◎今後も継続して実施します。 | 防災交通課          |
| 消費者トラブルへの対策の実施         | ◎「北名古屋市消費生活相談」を毎週水曜日と木曜日に消費生活専門相談員により実施しています。<br>◎警察と連携して、今後も犯罪被害からの予防や緊急時の通報対策、交通安全対策、さらには悪徳商法等消費者トラブルから守る取組等、障害を有する人の安全・安心のための対策に努めました。<br>【平成 25 年度実績】<br>・平成 26 年 3 月号「詐欺犯からお金を守りましょう」を広報に掲載 | ◎今後も継続して実施します。 | 商工農政課<br>防災交通課 |

## 7. 広報・啓発



### (1) 広報・啓発活動の推進

#### 【今後の方向性】

障害を理由とする差別を禁止し、地域社会の中で障害の有無によって分け隔てられることがないように、市による広報活動を通じて、さまざまな機会を通じて、障害を有する人やその障害に対する市民の理解促進を図ります。また、当事者自身や障害者団体が啓発活動に関わる中で、相互がふれあう機会（交流・行事等）の充実を図ります。

#### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業   | 概要(実績等)  | 今後の方針  | 担当    |
|---|--|--|-------|
| 障害や障害を有する人の理解促進に向けた啓発記事の掲載や「障害者週間 12月3日～9日」等の周知 | ◎市広報紙やホームページ等を通じて、障害や障害を有する人への理解と認識を深めるために、啓発記事を掲載しています。   | ◎今後も、あらゆる媒体を通じて啓発・広報活動を実施します。  | 社会福祉課 |
| 障害者総合支援法等の法律や計画の周知                              | ◎市広報紙やホームページ等を通じて、障害者総合支援法等、法改正の概要を掲載しています。                | ◎今後も継続実施を図るとともに、本計画については、ホームページに掲載し、広く市民への周知を図ります。   | 社会福祉課 |
| 北名古屋キャラバン隊による普及啓発活動の実施                          | ◎発達障害を有する人が、どう聞こえ、どう見えるのか等を、実演を通して地域社会に理解されるよう、公演を実施しています。 | ◎市の掲げる各年代・生活環境に応じた一貫した支援を行えるよう、本人・家族・支援者・地域・行政が一体となり、発達障害を有する人の理解促進の普及啓発活動に努めます。<br>◎理解促進研修・啓発事業として、公演会を委託します。 | 社会福祉課 |

| 施策・事業                | 概要(実績等)   | 今後の方針  | 担当             |
|----------------------|---|--|----------------|
| 「ふれあいフェスタ」の実施        | <p>◎「健康」「快適」「自立」をキーワードとし、市民協働のもと、誰もが快適な生活環境の中で、いきいきと安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するための意識高揚を図るとともに、ボランティア活動の啓発を目的に、「ふれあいフェスタ」を実施しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <p>・参加者 12,711 人</p> | ◎今後も必要に応じて内容を充実させ、継続して実施します。                                       | 健康課<br>社会福祉協議会 |
| 障害者差別解消支援地域協議会の組織化検討 | ◎障害者差別解消法第 17 条に基づく障害者差別解消支援地域協議会については、障害者差別に関する相談等に係る協議や地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行う組織です。   | ◎差別解消に向けた取組等を協議する組織として、障害者差別解消支援地域協議会の組織化を検討します。                   | 社会福祉課          |
| 行政職員等における障害に関する理解の促進 | ◎企業に対しては障害者雇用に関する啓発に努めているほか、福祉・医療従事者や行政職員等については、研修や会議等の場で障害についての理解や地域の現状に関する情報共有に努めています。  | ◎差別の解消に向けて、企業、福祉・医療の従事者、行政職員等を対象に、広報活動や研修の機会を通じて、障害に関する理解の促進を図ります。 | 関係課            |

## (2) 福祉教育の推進

### 【今後の方向性】

乳幼児期や学齢期といった成長発達期においては、学校や地域の中で子ども同士が交流する機会や体験を通じて福祉や障害について学ぶ場を今後とも充実させるとともに、保護者や地域住民の参加による「福祉教育」の充実を図ります。

### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業                    | 概要(実績等)   | 今後の方針            | 担当  |
|--------------------------|---|------------------|-----|
| 保育園や幼稚園における幼児期からの福祉教育の推進 | <p>◎児童発達支援事業所から保育園への移行ステップを行い、円滑な保育園入所を支援（薬師寺、徳重保育園には、年長児移行のため障害児加配保育士を設置）しています。</p> <p>◎全保育園(14 園)に障害児加配保育士を設置しています。</p> | ◎今後も継続して充実を図ります。 | 児童課 |



| 施策・事業              | 概要(実績等)   | 今後の方針  | 担当      |
|--------------------|---|--|---------|
| 福祉実践教室等の実施         | <p>◎社会福祉協議会と小・中学校が連携し、障害を有する人等を学校に招き、車椅子体験、点字及び手話等を学びながら、福祉実践教室を児童生徒と保護者を対象に実施しています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <p>・ 13 校</p>      | <p>◎総合的な学習の時間への協力を含め、社会福祉協議会と小・中学校が連携した取組を継続して実施します。また、学校だけでなく、企業等でも行えるよう努めます。</p> | 社会福祉協議会 |
| 市職員によるまちづくり出前講座の実施 | <p>◎市民の意見を参考に、出前講座メニューの見直しを行い、平成 25 年度は全体で 55 講座を用意しています。社会福祉の出前講座には、「障害者（児）福祉を知ろう」があります。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <p>・ 33 件</p> | <p>◎市民の皆さんの生涯学習を通じた「まちづくり」「なかまづくり」を推進するために、今後も継続して実施していきます。</p>                    | 経営企画課   |

### (3) 地域福祉の推進

#### 【今後の方向性】

本市が平成23年3月に策定した「北名古屋地域福祉計画 第2期計画」に基づき、「出会い ふれあい 支えあい 共に生きるまち」という将来像の実現に向けて、障害の有無に関わらず、市民同士の出会い、支えあいの活動をさらに活発化し、一人ひとりが福祉の担い手となって、市民、各種団体や企業、そして市が協働するような取組を推進します。

#### 【施策・事業の展開】

| 施策・事業                    | 概要(実績等)  | 今後の方針   | 担当      |
|--------------------------|--|---|---------|
| 「北名古屋地域福祉計画・地域福祉活動計画」の推進 | <p>◎平成 22 年度に策定した「北名古屋地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、市や社会福祉協議会、ボランティア団体、サービス事業者、そして地域住民が協働し、地域福祉の取組を進めています。</p>          | <p>◎今後も継続して地域福祉の取組を進めていくとともに、平成 27 年度に第 3 期計画を策定する予定です。</p>         | 社会福祉課   |
| 小地域福祉ネットワークの確立           | <p>◎市内すべての自治会を社会福祉協議会支部として位置付け、支部ごとに地域福祉活動を実施してもらうよう働きかけています。</p> <p>【平成 25 年度実績】</p> <p>・ 32 支部中、28 支部で活動</p> | <p>◎住民一人ひとりが地域福祉に参加して、地域の中の助け合いを育てていくことを目的に各支部の特徴を生かした事業を実施します。</p> | 社会福祉協議会 |

| 施策・事業                  | 概要(実績等)  | 今後の方針  | 担当                  |
|------------------------|--|--|---------------------|
| 民生委員・児童委員活動の実施         | ◎民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のために活動する民間の奉仕者として、障害を有する人や高齢の方の相談に応じ、必要な支援を実施しています。   | ◎今後も継続して実施します  | 社会福祉課               |
| 身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の実施 | ◎身体障害を有する人及びその家族からの相談や知的障害を有する人の家庭における療育、生活等に関する相談に応じています。<br>◎電話での相談も受け付けています。  | ◎今後も継続して実施します  | 社会福祉課               |
| ボランティア活動に関する調整機能の強化    | ◎さまざまなボランティア活動に関する調整を行っています。<br>【平成 25 年度実績】<br>・ボランティア相談 毎月 1 回実施   | ◎今後も市民のニーズとボランティアの調整等各機能の強化に努めます。                          | 社会福祉協議会             |
| ボランティア入門講座の開催          | ◎各種ボランティア講座を開設しています。<br>【平成 25 年度実績】<br>・防災 4 人 手話体験教室 13 人  | ◎参加者の状況や意見、協力団体の意見等を考慮し、必要に応じて講座内容の検討、見直しをしながら実施します。       | 社会福祉協議会             |
| 精神保健福祉ボランティアの育成・確保     | ◎社会復帰教室等の活動を行っている団体である精神保健福祉ボランティアグループ「未来」の支援を行っています。  | ◎ボランティア活動をさらに広め、ボランティアの育成・確保に努めます。                         | 社会福祉協議会             |
| ボランティア団体相互の交流・連携の強化    | ◎社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体の中で、助け合い、活動の輪を広げるためにボランティア連絡協議会が組織されています。<br>【平成 25 年度実績】<br>・ボランティアセンター登録団体 26 団体<br>・ボランティア連絡協議会加入団体 20 団体 | ◎今後も研修会等の開催を通じて、ボランティア団体相互の交流・連携の強化に努めます。                  | 社会福祉協議会<br>ボランティア団体 |
| 住民参加型有料サービスやNPO法人等の育成  | ◎市内のNPO法人が福祉サービス等の活動を展開しています。  | ◎今後も総合的な生活支援の充実とサービスの選択肢拡大を目指し、NPO法人等による福祉サービスの展開を促していきます。 | 社会福祉課               |

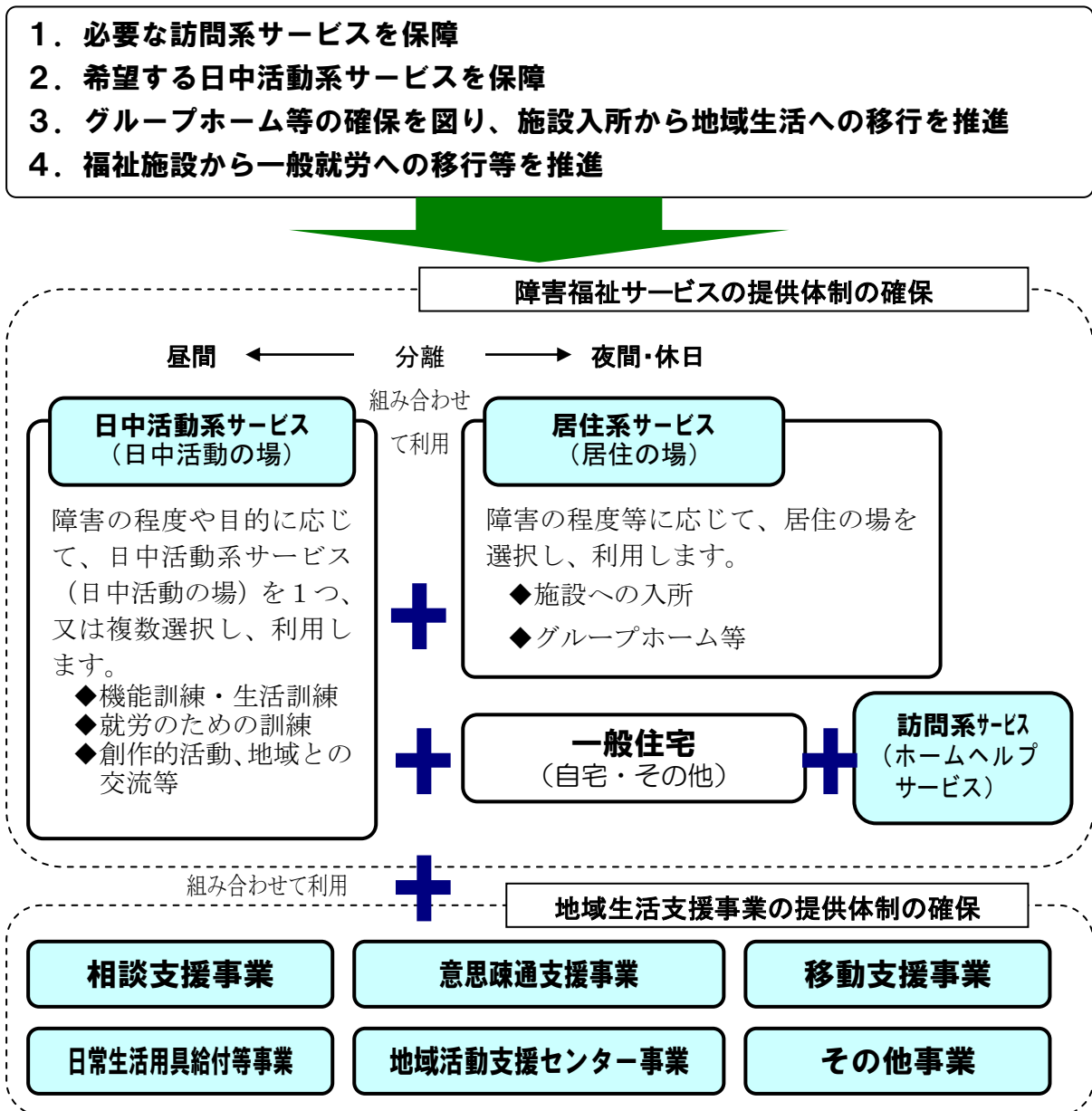
# 第5章 サービス提供体制の確保に関する目標等の設定

## 1. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国における障害福祉計画策定基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

次の基本的な考え方に基づき、第3期の実績等を踏まえて、平成29年度の目標値を設定した上で、ニーズに応じた「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実を図り、基本理念の実現を目指します。

図表 40 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方



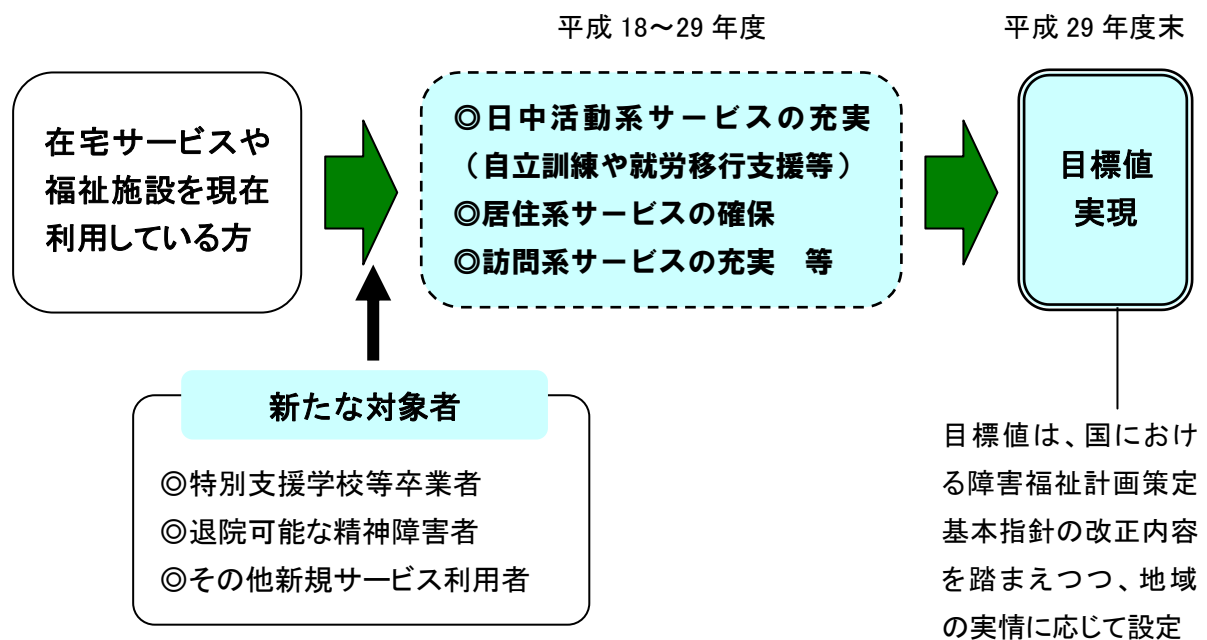
## 2. 平成 29 年度の目標値（成果目標）

本計画では、障害を有する人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成29年度を目標年度として、次の4つの事項に関する目標値（成果目標）を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神科病院から地域生活への移行
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行

4つの目標値の設定に当たっては、国における障害福祉計画策定基本指針の改正内容を踏まえつつ、第2期における実績等本市の実情に応じて設定します。

図表 41 目標値実現までの流れ



## （１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市は、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、平成29年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国における障害福祉計画策定基本指針で、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行し、施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減する目標値が設定されています。

また、平成26年度末において、第3期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する必要があります。

本市はその基準に従って次のとおり目標値を設定し、目標値の実現に向けて、グループホーム等の整備や地域生活支援拠点等の整備を図ります。

図表 42 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 事 項                   | 数 値  |                | 備 考  |
|-----------------------|------|----------------|--|
| 施設入所者数<br>平成 25 年度末時点 | 59 人 | (A)            | ※施設入所支援の利用者数                                       |
| 目標年度入所者数              | 56 人 | (B)            | 平成 29 年度末の見込み                                      |
| 増減見込み目標値              | 3 人  | 削減率<br>(5.1%)  | (B) - (A) の値                                       |
| 地域移行目標数 合計            | 13 人 | 移行率<br>(22.0%) | 平成 29 年度末までに施設入所から<br>グループホーム等への地域移行を<br>目指す方の数の合計 |

## （２）精神科病院から地域生活への移行

精神科病院から地域生活への移行については、国における障害福祉計画策定基本指針で、市町村における成果目標は定められていませんが、都道府県における成果目標を踏まえて、市町村は活動指標（グループホームの利用者数、地域移行支援、地域定着支援）の利用者数等）を設定することとされているため、愛知県における成果目標をここでは記載します。

### 【県の成果目標】

- ① 入院後 3 か月経過時点の退院率（目標値64%以上）
- ② 入院後 1 年経過時点の退院率の上昇（目標値91%以上）
- ③ 在院期間 1 年以上の長期在院者数の減少（目標値18%以上）

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

本市は、障害を有する人の居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する観点から、地域生活支援拠点等の整備に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国における障害福祉計画策定基本指針で、拠点等を市内又は圏域で少なくとも1つを整備するという目標値が設定されています。

地域生活支援拠点等は、地域生活への移行、自立に係る相談、グループホームへの入居等の体験機会の提供、緊急時の受入体制の確保、コーディネーターの配置等、地域における居住支援機能と地域支援機能を集約したもののほか、地域の複数の機関が機能を分担し、居住支援機能と地域支援機能の一体的に提供する体制の整備（面的な整備）も想定されています。

図表 43 地域生活支援拠点等の整備

| 事 項       | 数 値                          | 備 考         |
|-----------|------------------------------|-------------|
| 地域生活支援拠点等 | 市内又は圏域に<br>1 か所<br>(又は面的な整備) | 平成 29 年度末まで |

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

#### ①目標年度における年間一般就労移行者数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成29年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国における障害福祉計画策定基本指針で、一般就労への移行者について、平成24年度実績の2倍以上を目指すことが基本とされています。

今後も、障害者支援協議会等を通じて、公共職業安定所や愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと福祉施設の連携をより一層強化するとともに、相談支援事業における就労移行支援の充実を図ることで、平成29年度中の一般就労移行者数を平成24年度の年間一般就労移行者数の2倍に当たる12人の実現を目指します。

図表 44 福祉施設から一般就労への移行

| 事 項                 | 数 値           | 備 考                             |
|---------------------|---------------|---------------------------------|
| 平成 24 年度の年間一般就労移行者数 | 6 人           | 平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数  |
| 目標年度における年間一般就労移行者数  | 12 人<br>(2 倍) | 平成 29 年度中において福祉施設を退所し、一般就労する人の数 |

## ②就労移行支援事業の利用者数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成29年度の就労移行支援事業の利用者数に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国における障害福祉計画策定基本指針で、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者について、平成25年度末から6割以上増加する目標値が設定されています。

本市では、平成26年度現在、就労移行支援を実施する市内事業所はないため、事業を実施する事業所の確保を検討しつつ、国の基準に従って次のとおり目標値を設定します。

図表 45 就労移行支援事業の利用者数

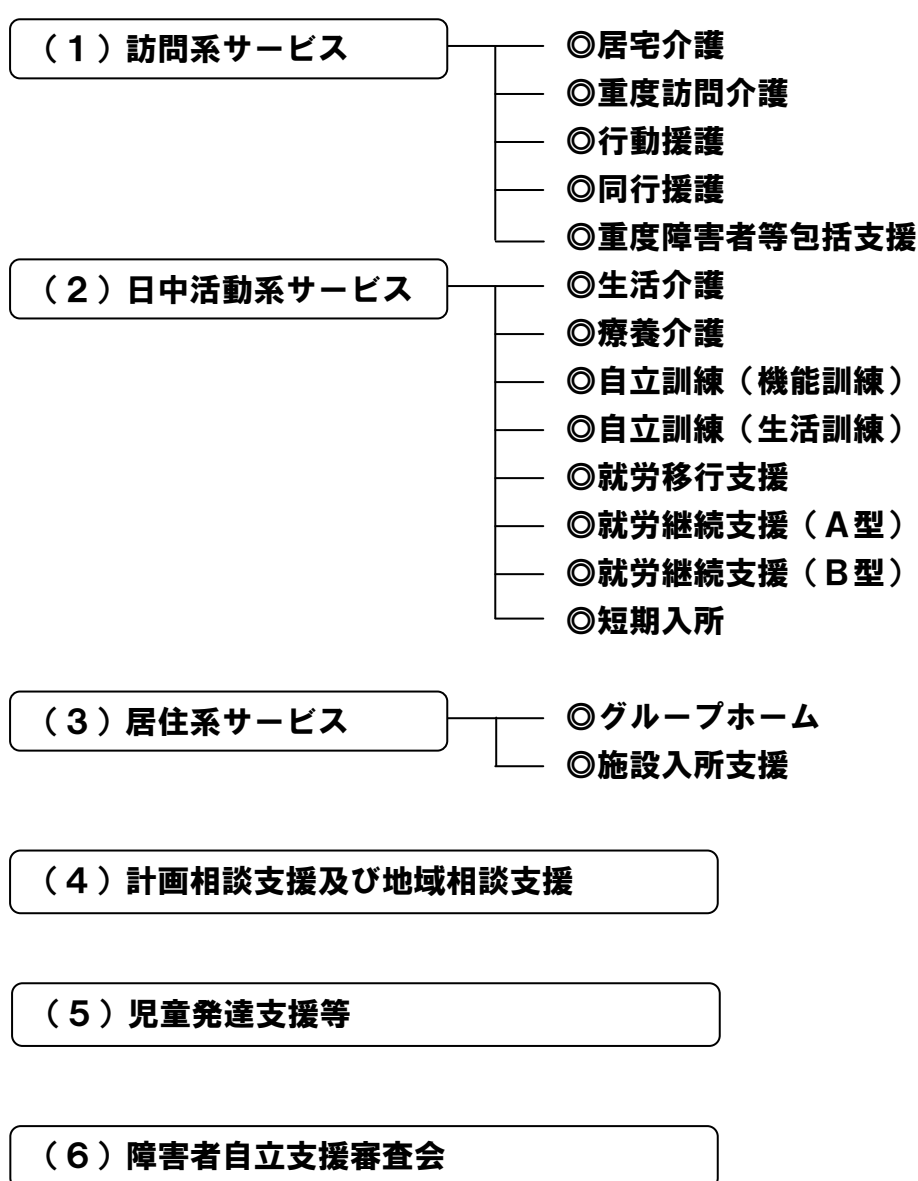
| 事 項                                    | 数 値         |                        | 備 考                                    |
|--|-------------|------------------------|--|
| 平成 25 年度末の<br>就労移行支援事業の利<br>用者数        | 7 人         |                        |  |
| <b>目標年度における就労<br/>移行支援事業の利用者<br/>数</b> | <b>12 人</b> | <b>増加率<br/>(71.4%)</b> | <b>平成 29 年度末における就労移行<br/>支援事業を利用者数</b> |

### 3. 障害福祉サービス及び相談支援等の見込量及び確保のための方策（活動指標）

障害福祉サービス及び相談支援等の見込量（活動指標）及び確保のための方策について、次のサービス体系に沿って検討し、設定します。

また、障害福祉サービスの支給に関する障害支援区分の審査及び判定を行う障害者自立支援審査会の適切な運営のための方針を設定します。

図表 46 障害福祉サービス等一覧





## (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、自宅での生活全般を支援したり、外出時の移動支援を行うサービスです。

### ①サービスの種別と内容

訪問系サービスは、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 47 訪問系サービスの内容

| サービス種別     | 実施内容  |
|------------|---|
| 居宅介護       | 自宅で、入浴、排泄、食事等の介護を行います。  |
| 重度訪問介護     | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。   |
| 行動援護       | 自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。  |
| 同行援護       | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人を対象に、必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。                      |
| 重度障害者等包括支援 | 常に介護を必要とする人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |

### ②各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第4期のサービス見込量は、第3期の実績や利用者数の増加等を勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保に当たっては、サービス事業者に対して障害特性を理解するための研修への参加を促すとともに、関係機関による人材確保のためのネットワークの構築等、サービス基盤の確保に努めていきます。

図表 48 訪問系サービスの見込量

| サービス種別 |           | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------|-----------|----------|----------|----------|
| 居宅介護   | (時間数/月)   | 1,108    | 1,222    | 1,320    |
|        | (実利用者数/月) | 68       | 75       | 81       |
|        | (市内事業所数)  | 10       | 10       | 10       |
| 重度訪問介護 | (時間数/月)   | 995      | 1,327    | 1,327    |
|        | (実利用者数/月) | 3        | 4        | 4        |
|        | (市内事業所数)  | 9        | 9        | 9        |

| サービス種別     |           | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------|-----------|----------|----------|----------|
| 行動援護       | (時間数/月)   | 24       | 24       | 24       |
|            | (実利用者数/月) | 1        | 1        | 1        |
|            | (市内事業所数)  | 4        | 4        | 4        |
| 同行援護       | (時間数/月)   | 86       | 115      | 115      |
|            | (実利用者数/月) | 3        | 4        | 4        |
|            | (市内事業所数)  | 4        | 4        | 4        |
| 重度障害者等包括支援 | (時間数/月)   | —        | —        | —        |
|            | (実利用者数/月) | —        | —        | —        |
|            | (市内事業所数)  | —        | —        | —        |

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、日中に施設に通う等して、介護や訓練等を受けるサービスです。

### ①サービスの種別と内容

日中活動系サービスは、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 49 日中活動系サービスの内容

| サービス種別     | 実施内容   |
|------------|--|
| 生活介護       | 常時介護が必要な人に、入浴、排泄、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。   |
| 療養介護       | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。   |
| 自立訓練(機能訓練) | 自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間(18か月)】  |
| 自立訓練(生活訓練) | 自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間(24か月)】【長期入院・入所(36か月)】                                  |
| 就労移行支援     | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間(24か月)】  |
| 就労継続支援(A型) | 事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。<br>なお、労働基準法等関係法規を遵守する必要があります。 |

| サービス種別     | 実施内容   |
|------------|--|
| 就労継続支援（B型） | 雇用契約を締結することなく、就労の機会や生産活動の機会を提供します。<br>一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 |
| 短期入所（福祉型）  | 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。   |
| 短期入所（医療型）  | 医療ニーズに高い人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。                                     |

## ②各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第4期のサービス見込量は、第3期の実績等を勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保に当たっては、圏域内の施設及び自治体で調整を図りつつ、サービス基盤の確保に努めていきます。

また、就労継続支援事業所等における受託作業の拡大を支援していきます。

図表 50 日中活動系サービスの見込量

| サービス種別     |           | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------|-----------|----------|----------|----------|
| 生活介護       | (人日/月)    | 3,287    | 3,363    | 3,439    |
|            | (実利用者数/月) | 173      | 177      | 181      |
|            | (市内事業所数)  | 4        | 4        | 4        |
| 療養介護       | (人日/月)    | 180      | 180      | 180      |
|            | (実利用者数/月) | 6        | 6        | 6        |
|            | (市内事業所数)  | —        | —        | —        |
| 自立訓練（機能訓練） | (人日/月)    | 22       | 22       | 33       |
|            | (実利用者数/月) | 2        | 2        | 3        |
|            | (市内事業所数)  | —        | —        | —        |
| 自立訓練（生活訓練） | (人日/月)    | 48       | 64       | 64       |
|            | (実利用者数/月) | 3        | 4        | 4        |
|            | (市内事業所数)  | —        | —        | —        |
| 就労移行支援     | (人日/月)    | 146      | 160      | 175      |
|            | (実利用者数/月) | 10       | 11       | 12       |
|            | (市内事業所数)  | —        | —        | —        |
| 就労継続支援（A型） | (人日/月)    | 1,152    | 1,368    | 1,584    |
|            | (実利用者数/月) | 64       | 76       | 88       |
|            | (市内事業所数)  | 1        | 1        | 1        |
| 就労継続支援（B型） | (人日/月)    | 540      | 630      | 720      |
|            | (実利用者数/月) | 30       | 35       | 40       |
|            | (市内事業所数)  | 1        | 1        | 1        |

| サービス種別    |           | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 短期入所（福祉型） | （人日/月）    | 88       | 97       | 105      |
|           | （実利用者数/月） | 21       | 23       | 25       |
|           | （市内事業所数）  | 1        | 1        | 1        |
| 短期入所（医療型） | （人日/月）    | 5        | 5        | 8        |
|           | （実利用者数/月） | 2        | 2        | 3        |
|           | （市内事業所数）  | —        | —        | —        |

### （3）居住系サービス

居住系サービスは、主として夜間における居住の場を提供し、日常生活上で必要な支援を行うサービスです。

#### ①サービスの種別と内容

居住系サービスは、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 51 居住系サービスの内容

| サービス種別  | 実施内容                                  |
|---------|---------------------------------------|
| グループホーム | 夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。 |
| 施設入所支援  | 施設に入所している人に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。     |

#### ②各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市における各年度のサービス見込量は、福祉施設からの地域移行の受入先の必要性等を勘案し、次のとおりとします。

サービス見込量の確保に当たっては、事業者によるグループホーム（共同生活援助）の整備を促進するとともに、事業者への必要な支援に努めます。

また、施設入所支援については、障害者支援審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

図表 52 居住系サービスの見込量

| サービス種別  |           | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------|-----------|----------|----------|----------|
| グループホーム | （実利用者数/月） | 22       | 22       | 24       |
|         | （市内事業所数）  | 2        | 2        | 3        |
|         | （市内事業所定員） | 8        | 8        | 18       |
| 施設入所支援  | （実利用者数/月） | 58       | 57       | 56       |
|         | （市内事業所数）  | 1        | 1        | 1        |

## (4) 計画相談支援及び地域相談支援

### ①サービスの種別と内容

計画相談支援及び地域相談支援は、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 53 計画相談支援及び地域相談支援の内容

| サービス種別              | 実施内容   |
|---------------------|--|
| 計画相談支援（サービス等利用計画作成） | すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。 |
| 地域移行支援              | 施設や病院から地域移行する人を対象に、住居の確保や地域に移行するためのそのほかの活動に関する相談や必要な支援を行います。                   |
| 地域定着支援              | 施設や病院から地域移行した人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や必要な支援を行います。                       |

### ②各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市における各年度のサービス見込量は、障害福祉サービスの利用者全員を対象とし、地域移行支援と地域定着支援は、精神障害者の地域移行者の見込数を含め、次のとおりとします。

図表 54 計画相談支援及び地域相談支援の見込量

| サービス種別              |           | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------------|-----------|----------|----------|----------|
| 計画相談支援（サービス等利用計画作成） | (実利用者数/月) | 23       | 24       | 25       |
|                     | (市内事業所数)  | 5        | 5        | 5        |
| 地域移行支援              | (実利用者数/月) | 3        | 4        | 4        |
|                     | (市内事業所数)  | 1        | 1        | 1        |
| 地域定着支援              | (実利用者数/月) | 4        | 5        | 5        |
|                     | (市内事業所数)  | 1        | 1        | 1        |

## (5) 児童発達支援等

### ①サービスの種別と内容

児童発達支援等は、児童福祉法に基づく障害を有する児童を対象とするものであり、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 55 児童発達支援等一覧

| サービス種別     | 実施内容   |
|------------|--|
| 児童発達支援     | 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害を有する児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。                       |
| 医療型児童発達支援  | 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害を有する児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療を行います。     |
| 放課後等デイサービス | 就学している障害を有する児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。                     |
| 保育所等訪問支援   | 保育所等を現在利用中の障害を有する児童、又は今後利用する予定の障害を有する児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。                                       |
| 障害児相談支援    | 障害を有する児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。 |

## ②各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

図表 56 計画相談支援及び地域相談支援の見込量

| サービス種別     | 平成 27 年度  | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |     |
|------------|-----------|----------|----------|-----|
| 児童発達支援     | (実利用者数/月) | 60       | 63       | 66  |
|            | (市内事業所数)  | 4        | 4        | 4   |
| 医療型児童発達支援  | (実利用者数/月) | 6        | 6        | 7   |
|            | (市内事業所数)  | —        | —        | —   |
| 放課後等デイサービス | (実利用者数/月) | 163      | 173      | 183 |
|            | (市内事業所数)  | 4        | 4        | 4   |
| 保育所等訪問支援   | (実利用者数/月) | —        | —        | —   |
|            | (市内事業所数)  | —        | —        | —   |
| 障害児相談支援    | (実利用者数/月) | 42       | 46       | 50  |
|            | (市内事業所数)  | 4        | 4        | 4   |

## **(6) 障害者支援審査会**

障害者支援審査会は、保健・医療・福祉の各分野で豊富な学識経験のある委員で構成し、サービスを利用する本人の意向を尊重しながら、多面的な視点による審査を実施し、適切なサービス支給決定に努めます。

また、迅速な認定審査に努めるとともに、審査会の判定業務に関する資料を保管し、個人情報の公開に対応した体制を整えます。

## 4. 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定に基づき、障害を有する人が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。

本市は、市独自の取組として、利用者の経済的負担を軽減するため、当事業の自己負担を無料化しています。

なお、事業の実施内容・方針とともに、第4期における事業の見込量を次のとおり設定します。

### (1) 事業の実施内容・方針

地域生活支援事業は、次の内容と方針に基づき実施します。

図表 57 地域生活支援事業の内容・方針

| 事業                    | 内容  | 方針  |
|-----------------------|---|---|
| 理解促進<br>研修・啓発<br>事業   | 障害を有する人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害を有する人等の理解を深めるため研修・啓発を行う事業です。        | ◎イベントや広報活動、出前講座等を通じて、広く市民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を実施します。  |
| 自発的<br>活動<br>支援<br>事業 | 障害を有する人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害を有する人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。 | ◎ピアサポートによる支援や一人暮らしの人への見守りその他、ボランティア活動等に対する支援を実施します。   |
| 相談<br>支援<br>事業        | 障害を有する人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止等権利擁護のための援助を行う事業です。               | ◎市の社会福祉課と市内5事業所に委託した相談支援事業所が連携し、相談、情報提供、助言のほか、サービスを必要とする人の状況把握と、権利擁護のための援助、関係機関の連携の支援を行います。<br>◎相談支援専門員を計画的に養成し、各事業所に配置します。<br>◎「尾張中部福祉圏域障害者支援協議会」で関係機関の連携強化を図り、相談支援の質の向上に努めます。 |



| 事業           | 内容   | 方針  |
|--------------|--|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する事業です。          | ◎支援を必要とする人の利用を促進するため、相談支援の充実や広報等を通じて、事業の周知に努めます。        |
| 成年後見人支援事業    | 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。  | ◎法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進を図ります。                   |
| 意思疎通支援事業     | 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障が生じる人に対して、手話通訳や要約筆記者等の派遣により、意思疎通の円滑化を図る事業です。 | ◎支援を必要とする人の利用を促進するため、相談支援の充実や広報等を通じて、事業の周知に努めます。        |
| 日常生活用具等事業    | 日常生活上の便宜を図るため、重度障害を有する人に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与する事業です。                       |   |
| 移動支援事業       | 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行う事業です。                                      |   |
| 地域活動支援センター事業 | 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により、障害を有する人等の地域生活支援の促進を図る事業です。                     | ◎支援を必要とする人の利用を促進するために、需要等に応じた事業所の確保とともに、広報等を通じて周知に努めます。 |
| 訪問入浴サービス事業   | 入浴が困難な在宅の身体障害を有する人に、移動入浴車を派遣し、自宅での入浴サービスを行う事業です。                               | ◎事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施するとともに、広報等を通じて周知に努めます。       |
| 日中一時支援事業     | 家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、障害を有する人等の日中における活動の場を提供する事業です。                              |   |
| 生活サポート事業     | 介護給付支給決定者以外の人に、日常生活に関する支援や家事に対する支援を行う事業です。                                     |   |

| 事業             | 内容   | 方針  |
|----------------|--|---|
| 知的障害者職親委託制度    | 知的障害を有する人の自立更生を図るため、一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めることを目的とする制度です。 | ◎事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施するとともに、広報等を通じて周知に努めます。                         |
| 自動車改造助成事業      | 自動車の改造費用の一部を助成する事業です。  | ◎事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施するとともに、広報等を通じて周知に努めます。                         |
| 運転免許取得助成事業     | 自動車運転免許を取得する費用の一部を助成する事業です。  |   |
| 手話奉仕員養成講座      | 聴覚に障害を有する人への理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙や手話表現技術の習得を目指す講座です。  | ◎支援に関わる人材確保を図るため、手話奉仕員及び要約筆記ボランティアを養成研修する事業を、県及び市社会福祉協議会と連携し実施することを検討します。 |
| 要約筆記ボランティア養成講座 | 聴覚に障害を有する人への支援を行うため、書いて情報を伝える技術を学び、聴覚障害についての理解を深める講座です。  |   |

## (2) 事業の見込量及びその確保のための方策

地域生活支援事業の見込量は、第3期の利用実績や今後の基盤整備の動向を踏まえつつ、次のとおり設定します。

なお、見込量の確保に当たっては、サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう促していきます。

図表 58 地域生活支援事業の見込量

| 区分             |                   | 単位         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------------|-------------------|------------|----------|----------|----------|
| 理解促進研修・啓発事業    |                   | (実施有無)     | 実施       | 実施       | 実施       |
| 自発的活動支援事業      |                   | (実施有無)     | 実施       | 実施       | 実施       |
| 相談支援事業         | 障害者相談支援事業         | (実施か所数)    | 5        | 5        | 5        |
|                | 基幹相談支援センター等機能強化事業 | (実施か所数)    | —        | —        | —        |
|                | 住宅入居等支援事業         | (実施か所数)    | —        | —        | —        |
|                | 障害者支援協議会          | (実施か所数)    | 1        | 1        | 1        |
| 成年後見制度利用支援事業   |                   | (実施か所数)    | 1        | 1        | 1        |
| 成年後見制度法人後見支援事業 |                   | (実施有無)     | 実施       | 実施       | 実施       |
| 意思疎通支援事業       | 手話通訳者設置事業         | (設置見込者数)   | 2        | 2        | 2        |
|                | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業   | (実利用者数/月)  | 14       | 14       | 14       |
| 日常生活用具給付等事業    | 介護・訓練支援用具         | (給付件数/年)   | 2        | 2        | 2        |
|                | 自立生活支援用具          | (給付件数/年)   | 10       | 11       | 11       |
|                | 在宅療養等支援用具         | (給付件数/年)   | 8        | 10       | 11       |
|                | 情報・意思疎通支援用具       | (給付件数/年)   | 12       | 13       | 14       |
|                | 排泄管理支援用具          | (給付件数/年)   | 1,279    | 1,330    | 1,381    |
|                | 居宅生活動作補助用具        | (給付件数/年)   | 2        | 2        | 2        |
| 移動支援事業         |                   | (実利用者数/月)  | 116      | 118      | 119      |
|                |                   | (利用時間数/月)  | 1,173    | 1,179    | 1,185    |
| 地域活動支援センター事業   | 市内施設利用分           | (実施か所数)    | 2        | 2        | 2        |
|                |                   | (実利用者数/月)  | 29       | 29       | 29       |
|                | 他市町施設利用分          | (実施か所数)    | 4        | 4        | 5        |
|                |                   | (実利用者数/月)  | 10       | 13       | 15       |
| 訪問入浴サービス事業     |                   | (実施か所数)    | 6        | 7        | 8        |
|                |                   | (実利用者数/月)  | 13       | 14       | 15       |
| 更生訓練費給付事業      |                   | (給付件数/年)   | 180      | 204      | 228      |
| 日中一時支援事業       |                   | (実施か所数)    | 13       | 15       | 16       |
|                |                   | (実利用者数/月)  | 76       | 76       | 76       |
| 生活サポート事業       |                   | (実利用者数/月)  | —        | —        | —        |
| 自動車改造助成事業      |                   | (助成件数/年)   | 3        | 3        | 3        |
| 運転免許取得助成事業     |                   | (助成件数/年)   | 2        | 2        | 2        |
| 手話奉仕員養成研修事業    |                   | (研修修了者数/年) | 8        | 9        | 9        |
| 要約筆記研修事業       |                   | (研修修了者数/年) | 2        | 2        | 2        |

### **(3) 尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の役割**

尾張中部福祉圏域では、平成20年2月19日に北名古屋市、清須市、豊山町、春日町（平成21年10月1日清須市と合併）2市2町により、尾張中部福祉圏域障害者支援協議会が設立され、相談支援事業所をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす協議の場となっており、次の役割を担っています。

- 1 福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。**
- 2 困難事例の対応策に関すること。**
- 3 地域の社会資源の開発に向けた協議に関すること。**
- 4 市町の障害福祉計画に関すること。**
- 5 その他、市町が必要と認める事項に関すること。**

これらの項目について協議するため、当協議会には、医療機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害者団体、民生委員・児童委員、保健所、学校、行政等の代表者が参加しています。

また、当協議会に運営会議を設置しており、行政、相談支援事業所、関係機関の実務担当者が集まり、より身近な観点からの、圏域における障害を有する人の実情、希望や要望、状況等を把握し、目的達成のため、意見や提案等の協議を行っています。

さらに、専門的に協議する場として、圏域部会（相談支援、日中活動系事業所、訪問系事業所、行事作業）と市町個別の事項を協議する市町部会を設置し、必要に応じて開催しています。

そのほか、当協議会の活動を広く周知するため、発刊誌として「地域の風・絆」を毎月発刊しています。

今後も、当協議会は、地域の障害福祉に関するシステムの中核として、よりよい尾張中部福祉圏域の障害者地域福祉を目指して活動を行います。

---

## 第6章 計画の達成状況の点検及び評価

---

### 1. 点検及び評価の基本的な考え方

本計画においては、第4期障害福祉計画に係る国の基本指針に基づき、PDCAサイクル【Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）】を導入するに当たり、平成29年度に向けた4つの事項に関する目標値（成果目標）と障害福祉サービスの見込量等（活動指標）を設定しています。

なお、成果目標及び活動指標については、国の「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル（改訂版）」において、少なくとも年1回は実績を把握し、障害を有する人への施策や関連する施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じることとされています。

また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましいこと、活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいこととされています。

本市は、これらの基本的な考え方に基づき、計画の達成状況の点検及び評価を図ります。

### 2. 点検及び評価体制

計画の点検・評価に当たっては、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する協議会や合議制の機関等の新規立ち上げ、又は、尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の活用等を検討し、毎年度の事業実績や検証結果をもとに、点検及び評価を実施します。

### 3. 点検及び評価結果の周知

保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する組織が中心となり、点検及び評価した結果については、計画の見直し時期におけるパブリックコメント等の機会を通して、広く市民に周知を図ります。

---

# 資料

---

資料については、以下の3つの事項について、計画原案の段階で記載する予定です。

1. 計画策定の経過
2. 北名古屋市障害者計画・障害福祉計画策定委員会
3. 用語解説